

天然記念物
「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落
及び新山溶岩流末端崖と湧水群」
保存活用計画書



2025年3月
にかほ市教育委員会



溶岩末端崖から湧出する豊富で特異な水で獅子ヶ鼻湿原は涵養されている



鳥海マリモ群落観察ポイントで落葉の堆積状況と蘚苔類の生育状況のモニタリングを実施している



鳥海マリモ群落観察ポイントの観察場所にはデッキ式の木道を設置している



獅子ヶ鼻湿原には遊歩道がめぐらされ、ほとんどに木道が敷かれている



出つぼの周りのブナの枯損がすすんでいるほか、来訪者の転落防止のため周囲にロープを張り、立ち入りを禁止している



東北電力株式会社管理の導水路に鳥海マリモが生育しており、来訪者は遊歩道から観察できる

目 次

序	にかほ市教育委員会教育長 小園 敦
---	-------------------

例言

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	1
1 策定委員会の設置	1
2 策定委員会開催の経緯	3
3 要綱	4
第4節 他の計画との関係	5
第5節 計画期間	6

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

第1節 指定の経緯	7
第2節 指定の内容	7
1 指定の概要	7
2 告示	9
3 指定位置・範囲	10
第3節 指定に至る調査概要	12
第4節 指定後の調査に基づく本天然記念物のすがた	13
1 獅子ヶ鼻湿原の地質	13
2 獅子ヶ鼻湿原の水環境	16
3 獅子ヶ鼻湿原の植物相と植生	22
4 獅子ヶ鼻湿原の蘚苔類	25
5 鳥海マリモ群落観察ポイントの状況	29
6 獅子ヶ鼻湿原の動物等	40
7 多数の来訪者がブナ林に及ぼす影響と来訪者の意識調査	41
第5節 指定地の状況	41
1 自然的環境	41
2 社会的環境	42
3 歴史的環境	45

第3章 獅子ヶ鼻湿原の本質的価値

第1節 獅子ヶ鼻湿原の本質的価値	48
第2節 獅子ヶ鼻湿原に係る構成要素	48

第4章 現状と課題

第1節 保存管理についての現状と課題	50
1 指定地全体	50
2 個々の構成要素	51
第2節 活用についての現状と課題	54
1 指定地全体	54
2 個々の構成要素ごとの現状と課題	56
第3節 整備についての現状と課題	58
1 指定地全体	58
2 個々の構成要素ごとの現状と課題	59
第4節 運営・体制の整備についての現状と課題	66
1 保全管理の実施体制	66
2 関係者・関係機関等との連携	67

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱	68
第2節 基本方針	68

第6章 保存管理

第1節 方向性	69
第2節 方法	69
1 予防的措置および維持管理方法	69
2 保存管理のための地区区分	71
第3節 現状変更等の許可基準	73
1 現状変更の取扱い方針	73
2 現状変更の取扱い基準	73
3 現状変更等を行う場合の事務の取り扱い	74
4 事後届出とする行為	75
第4節 関係法令	77

第7章 活用

第1節 方向性	78
第2節 方法	78
1 調査研究	78
2 教育	78
3 地域振興	80
4 市民協働	80

第8章 整備

第1節 方向性	81
第2節 方法	81
1 保存のための整備	81
2 公開のための整備	81
3 地区区分ごとの整備方針	82

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性	83
第2節 方法	83
1 本天然記念物の管理体制	83
2 活用の運営体制	83
3 関係機関・関連団体との連携	83

第10章 施策の実施計画の策定と実施

第11章 保存・活用計画の進行管理

第1節 モニタリングの方向性	87
第2節 進行管理の方法	87

資料編

1 手続きマニュアル	89
2 申請様式集	91
3 関係法令等抄録	101

序

獅子ヶ鼻湿原は、2001（平成 13）年 1 月に「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」の名称で国の天然記念物に指定されました。その長い指定名称が示すように、同湿原は、溶岩末端崖、湿地帯、湧水池、蘚苔類群落、あがりこブナ林など多種多様な要素で構成され、それぞれが希少で、高い学術的価値を有しています。

しかし、これらの貴重な自然遺産は、自然的あるいは人為的要因による環境変化の影響を受けやすく、さらには時間の経過とともに変容していく宿命にあります。本市では、2006（平成 18）年度から 3 年間同湿原の緊急調査を行い、その成果を基に保存管理計画を策定し、保全に努めてきました。それから 10 年以上が経過し、その後の変化に応じた保全施策に資するため、再度 2020（令和 2）年度から 3 年間、緊急調査を行っています。

この保存活用計画書は、最新の調査を含めこれまで積み上げてきた調査結果を基に、今後の保存と活用の方針や具体的な施策をまとめたものです。本計画では保存と活用の両立を目指し、今後も学術調査等を継続して知見を積み上げ、同湿原の本質的価値を正しく広く普及していくことを各施策の基本としています。

同湿原の価値をより多くの人に理解していただくことで保全意識と関心を高め、市民をはじめ関係者、来訪者の皆様と一体となってこの貴重な天然記念物を未来に継承していきたいと考えておりますので、一層のご協力をお願いします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、調査、ご指導、ご協力をいただきました策定委員会をはじめ関係機関、関連団体の皆様、そして細部にわたりご指導をいただきました文化庁、秋田県教育庁文化財保護室の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 3 月

にかほ市教育委員会教育長 小 園 敦

例 言

- 1 本書は秋田県にかほ市象潟町横岡地内に所在する国指定天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」（以下「獅子ヶ鼻湿原」という。）の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定はにかほ市が事業主体となり、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（2023(令和5)年度から2024(令和6)年度）の交付を受けて作成した。
- 3 本計画策定は、文化庁文化財第二課および秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導のもとに、にかほ市教育委員会が事務局として実施した。
- 4 本書の執筆編集は、獅子ヶ鼻湿原保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）における協議を踏まえ、策定委員会委員およびにかほ市教育委員会文化財保護課が行った。
- 5 第2章第4節の原稿執筆分担は以下のとおりである（下記以外は事務局作成）。

第2章 第4節 指定後の調査に基づく本天然記念物のすがた		
1	獅子ヶ鼻湿原の地質	林 信太郎
2	獅子ヶ鼻湿原の水環境	林 武司
3	獅子ヶ鼻湿原の植物相と植生	蒔田 明史
4	獅子ヶ鼻湿原の蘚苔類	樋口 正信
	1) 蘚苔類相	古木 達郎
	2) 鳥海マリモを構成するタイ類3種の流域別分布	
	3) 落葉の堆積が鳥海マリモの伸長に与える影響	
5	鳥海マリモ群落観察ポイントの状況	網田 和宏
6	獅子ヶ鼻湿原の動物等	加藤 竜悦
7	多数の来訪者がブナ林に及ぼす影響と来訪者の意識調査	蒔田 明史

- 6 本計画の策定にあたり、株式会社 自然科学調査事務所に保存活用計画に係るデータ整理、編集および作成業務を委託した。

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

獅子ヶ鼻湿原は、2001(平成13)年1月29日に「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」の名称で国の天然記念物に指定された（以下「獅子ヶ鼻湿原」という。）。

2003(平成15)年に象潟町が管理団体に指定され、同年12月に各種団体と協議し、「獅子ヶ鼻湿原管理の指針」（以下「指針」という。）を策定し管理を進めてきた。2005(平成17)年10月に市町村合併によりにかほ市となった以降も指針により管理を行ってきたが、環境の変化に伴い、現況に応じた保護施策が必要となってきたことから、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度まで緊急調査事業を実施し、保存管理計画の策定を行った。

この保存管理計画の策定から10数年が経過し、また近年、環境の変化が懸念されることから、獅子ヶ鼻湿原の現状を明らかにするために、市では緊急調査委員会を設置し、2020(令和2)年度から2022(令和4)年度にかけて再度緊急調査事業を実施した。その結果を元に、獅子ヶ鼻湿原保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を組織し、2023(令和5)年度から2024(令和6)年度に「獅子ヶ鼻湿原保存活用計画」（以下「保存活用計画」という。）を策定することとなった。

第2節 計画の目的

獅子ヶ鼻湿原は、新山溶岩流末端部の下部から溢れ出した低温で酸性の豊富な湧水に涵養され、独特の植物相をもつ蘚苔類群落を中心とした湿地帯とその周囲のブナ林から構成されている。ブナ林は、雪上伐採を繰り返すことによって形成された「あがりこ」と呼ばれる特異な樹形を呈している。

こうした生態系は極めて学術的価値が高く貴重であるが、近年、自然環境の変化による本質的価値への影響が懸念され、獅子ヶ鼻湿原の本質的な価値をどの様に維持していくのかは、極めて難しい問題となっている。同時に、自然環境の変化に伴い復元を求める観光的要望と天然記念物の公開の在り方にギャップが生じており、同湿原の本質的価値を正しく理解してもらうための方策が必要になっている。

2016(平成28)年9月、獅子ヶ鼻湿原を含む秋田・山形両県に裾野を広げ悠然とそびえる鳥海山と、古来より日本海に存在し続ける飛島を核とし、秋田県にかほ市・由利本荘市・山形県酒田市・遊佐町の県境を越えた3市1町が「鳥海山・飛島ジオパーク」として日本ジオパークに加盟認定された。ジオパークが広く認知されるにつれて、関心を持つ人が多くなり、何千年にもわたる鳥海山麓の自然の歴史の中で、時に人為の影響を受けながら成立してきた獅子ヶ鼻湿原の自然環境の価値を伝えるための持続的な活動が重要となってきている。

こうした状況を踏まえ、獅子ヶ鼻湿原の本質的な価値を損なうことなく、適切に保存管理する基本方針を示すとともに、本質的価値を正しく伝え、整備や活用を継続的に進めていくための指針を定め、獅子ヶ鼻湿原を次世代へ確実に守り伝えていくことを目的として保存活用計画を策定する。

第3節 委員会の設置・経緯

1 策定委員会の設置

保存活用計画の策定に際しては、保存管理・整備・運用に係る基本方針等を定めるため、2023(令和5)年度に関連分野の有識者からなる策定委員会を設置し、協議を行った。管理関係団体からはオブザーバーとして参加していただいた。

○策定委員会の構成

所属・職名	氏 名	備 考
秋田県立大学 理事兼副学長	蒔田 明史	委員長
秋田県鳥獣研究会 会長	加藤 竜悦	副委員長
秋田大学 名誉教授	林 信太郎	委員
秋田大学教育文化学部 教授	林 武司	委員
国立科学博物館 名誉研究員	樋口 正信	委員
元千葉県立中央博物館 元研究部長	古木 達郎	委員
秋田大学大学院理工学研究科 助教	網田 和宏	委員
鳥海山動植物研究グループ 「マンサク会」 会長	横山 正義	委員
林野庁 東北森林管理局 由利森林管理署		オブザーバー
東北電力株式会社 電源立地部		オブザーバー
秋田県 生活環境部 自然保護課		オブザーバー
秋田県 由利地域振興局 農林部 森づくり推進課		オブザーバー
秋田県立仁賀保高等学校		オブザーバー
にかほ市 教育委員会 学校教育課		オブザーバー
鳥海山・飛島ジオパーク ガイドの会		オブザーバー
にかほ市 商工観光部 観光課		オブザーバー

指導・助言

所属・職名	氏 名	期 間
文化庁文化財第二課 文化財調査官	田中 厚志	令和5年4月1日～令和7年3月31日
秋田県教育庁生涯学習課 文化財保護室 学芸主事	佐々木 梢	令和6年4月1日～令和7年3月31日
秋田県教育庁生涯学習課 文化財保護室 学芸主事	和泉 洋介	令和5年4月1日～令和6年3月31日

事務局

所 属	氏 名	期 間
にかほ市教育長	小園 敦	令和5年4月1日～令和7年3月31日
にかほ市文化財保護課	齋藤 泉	令和5年4月1日～令和7年3月31日
にかほ市文化財保護課	須田 はと子	令和6年4月1日～令和7年3月31日
にかほ市文化財保護課	齋藤 咲	令和6年9月1日～令和7年3月31日
にかほ市文化財保護課	齋藤 一樹	令和5年4月1日～令和7年3月31日
にかほ市文化財保護課	阿部 真也	令和5年4月1日～令和6年3月31日
にかほ市文化財保護課	永田 みゆき	令和5年4月1日～令和6年8月31日

2 策定委員会開催の経緯

保存活用計画の策定は、2023(令和5)年度から2024(令和6)年度にかけて、策定委員会を8回開催し、協議を重ねた。

○本計画の策定の経過

日時・場所	内 容
令和5年度第1回策定委員会 2023(令和5)年7月12日(木) 午前9:30～午前11:45 象潟庁舎2階 大会議室	委員会設置の目的 現状と課題の整理について 今年度のモニタリング調査等について 今後のスケジュールについて
令和5年度第2回策定委員会 2023(令和5)年10月31日(火) 午前9:30～午前11:30 象潟庁舎2階 大会議室	保存活用計画の目次(素案提示) 保存活用計画第1章～第3章について(素案提示)
令和5年度第3回策定委員会 2024(令和6)年1月15日(月) 午後1:30～午後4:00 象潟庁舎2階 大会議室	前回委員会での指摘事項および修正案について 保存活用計画第4章について(素案提示)
令和5年度第4回策定委員会 2024(令和6)年3月8日(金) 午後1:30～午後4:00 象潟庁舎2階 大会議室	前回委員会での指摘事項および修正案について 保存活用計画第4章について(素案修正) 今年度および来年度のモニタリング事業について
令和6年度第1回策定委員会 2024(令和6)年7月30日(火) 午前9:30～正午 象潟庁舎2階 大会議室	前回委員会での指摘事項および修正案について 保存活用計画について(素案修正) 今年度のモニタリング事業について
令和6年度第2回策定委員会 2024(令和6)年10月7日(月) 午前9:30～正午 象潟庁舎2階 大会議室	前回委員会での指摘事項および修正案について 保存活用計画について(素案修正) 今年度のモニタリングの予定について
令和6年度第3回策定委員会 2024(令和6)年12月6日(金) 午前9:30～正午 象潟庁舎2階 大会議室	前回委員会での指摘事項および修正案について 保存活用計画について(素案修正)
令和6年度第4回策定委員会 2025(令和7)年2月7日(金) 午後2:30～午後4:00 オンライン開催	令和7年度の調査(案)について

3 要綱

天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」保存活用計画策定委員会設置要綱

令和5年4月28日
教育委員会告示第6号

(設置の目的)

第1条 天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」(以下「獅子ヶ鼻湿原」という。)の適正な保全と活用を目的とする獅子ヶ鼻湿原保存活用計画(以下「保存活用計画」)を策定するため、保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他保存活用計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちからにかほ市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他にかほ市教育委員会教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、にかほ市教育委員会教育長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、にかほ市教育委員会文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めのあるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、にかほ市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」緊急調査委員会設置要綱の廃止)

- 3 天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」緊急調査委員会設置要綱(令和2年にかほ市教育委員会告示第10号)は、廃止する。

第4節 他の計画との関係

保存活用計画は、文化財保護法第129条の2に基づいて保存・活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、秋田県およびにかほ市が策定している以下の計画等との整合性を図っている。

1 秋田県文化財保存活用大綱

秋田県文化財保存活用大綱（以下、大綱という。）は文化財保護法第183条の2の規定に基づき、秋田県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、今後の文化財行政の基盤とするため2021(令和3)年3月に策定された。大綱では、適切な保存や従来の手法での活用等に加え、文化財の価値や魅力をふまえた総合的かつ計画的な保存・活用を進めることで観光や地域振興等に活かし、地域一体となって保存と活用の相乗効果を生み出しながら文化財を継承していく姿が将来像として示されている。天然記念物については、現状としてそれぞれの特性に応じた保存管理の計画が求められていること、活用が課題であることがあげられている。

2 第2次にかほ市総合発展計画（後期基本計画）

にかほ市総合発展計画は、将来の都市像やまちづくりを示し、市民と行政が同じ方向に向かうためのまちづくりの根幹となる計画である。人口減少を緩やかにするために、就きたい仕事の創出、子育てしやすい環境、安心して暮らせるコミュニティを作ること重点項目とし、それに加え文化活動についても計画で網羅した。この計画は基本目標を示す基本構想と、施策の体系を示す基本計画により構成され、2017(平成29)年度に第2次にかほ市総合発展計画の基本構想（10ヶ年）と前期基本計画（5ヶ年）を策定し「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち にかほ」を目指し施策を展開してきた。2021（令和3）年度にはこの前期基本計画の達成状況を振り返りながら、後期基本計画（5ヶ年）を策定した。

文化財については、計画の基本方針「5. 人と文化が豊かなまち」の中で「伝統文化の保存・継承」を重点目標とし、主要施策として「史跡・名勝・天然記念物の保護・管理」を掲げている。史跡等の保護管理について、地域の自治会やボランティア団体と共同で実施しているという現状ではあるが、次の二点の課題があげられている。

①鳥海山と日本海を併せ持つ本市独自の自然、植生、地質、史跡等の調査研究を行い、貴重なものは、国・県・市の文化財に指定して保護管理をすすめ、後世に残していく必要がある。

②市内には多くの史跡、名勝、天然記念物があり、ボランティア団体を育成し、共同で保護管理を進めるほか、ジオパーク事業と連携して地域住民の関心を高める必要がある。

そのため市内の史跡、名勝、天然記念物についての学習の機会を通じ、地域住民の関心を高め、保護管理に努めるための主な取り組みとして「市民講座や古文書解説講座等の開催」「地域住民、ボランティア団体、ジオパークガイドとの連携による保護管理活動」を掲げている。

なお個別の事務事業については、3年間を計画期間として毎年度見直ししながら策定する事業実施計画に2023(令和5)年度より獅子ヶ鼻湿原保存活用計画策定事業を提示している。

3 にかほ市生涯学習・社会教育計画

社会教育計画は、生涯学習の理念の実現をめざし、社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために策定している。この計画は「第2次にかほ市総合発展計画」を上位計画とする個別計画であり、基本方針の一つに「文化財保護の推進」を掲げ、「文化財の保護と活用・調査」を重点推進目標として示している。この計画に掲げる各分野の目標実現に当たっては、にかほ市がもつ豊かな自然や歴史、

文化等の多様な資源を最大限活用することが重要であるとともに、広く市民の方々から積極的に活動へ参加してもらうことを期待している。

4 にかほ市景観計画

にかほ市景観計画は、2020(令和2)年1月に策定し、「自然と暮らしが調和した持続可能な美しい都市 にかほ」を景観の目標(将来像)として掲げている。

市全域が景観計画区域であり、獅子ヶ鼻湿原が位置する「森林景観ゾーン」においては以下の景観形成方針を示しており、保存活用計画と整合性を図るものとする。

景観形成方針(森林景観ゾーン)

基本方針1 恵まれた自然景観や本市の原風景となる田園景観の保全・活用を図ります。

- ◆本市を象徴する景観であり後世に引き継ぐべき景観として、自然公園法や森林整備計画等と整合を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優れた自然景観を保全します。
- ◆鳥海山の眺望景観を保全するため、景観を阻害する要因ともなりえる風車などの大規模な構造物については規制し、眺望景観を保全します。
- ◆鳥海山等の自然は観光や自然体験の拠点ともなっていることから、保全とあわせ、関係団体等と連携した積極的な活用を図ります。

5 にかほ市地域防災計画

にかほ市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、にかほ市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び市民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民が持つ全機能を有効に発揮して、市域及び市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。文化財災害予防や鳥海山火山噴火警戒避難対策についての計画を策定している。

第5節 計画期間

本計画は、記載された事項の進展や取り巻く周囲の状況の変化に伴い見直しを図るため、計画期間を10年とする。

[計画期間：2025(令和7)年4月1日～ 2035(令和17)年3月31日]

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

第1節 指定の経緯

獅子ヶ鼻湿原の指定の経緯は以下に示す。

表 2-1 指定に至る経緯

年月日	事 柄
1994(平成6)年2月15日	獅子ヶ鼻湿原植物群落(15.87ha)が象潟町の天然記念物に指定される。
1996(平成8)年8月16日	獅子ヶ鼻湿原植物群落(26.11ha)が秋田県の天然記念物に指定される。
2001(平成13)年1月29日	鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群(26.11ha)が国の天然記念物に指定される。
2003(平成15)年8月7日	象潟町が鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群の管理団体に指定される。
2005(平成17)年10月1日	象潟町・仁賀保町・金浦町が合併してにかほ市となり、管理団体がにかほ市となる。

第2節 指定の内容

1 指定の概要

・指定書

名 称 鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群

種 別 天然記念物

所 在 地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林

由利森林管理署 68 林班と 1 小班、同と 2 小班、同ち 1 小班

指定理由 ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）天然記念物の部

二 植物（六）泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

（十）著しい植物分布の限界地

（十二）珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物（十）硫気孔及び火山活動によるもの

イ 説明

鳥海山北麓の標高 550mには、鳥海山からの新山溶岩の末端部分がよく発達し、その下部から豊富な湧水が溢出している。獅子ヶ鼻湿原植物群落は、この湧水に涵養された湿地帯と、周囲のブナ林により構成される。湧水は低温、酸性等の特異な性質を持ち、独特の植物相を持つ蘚苔類群落を発達させている。また、周囲の森林には、雪上伐採によって形成された、いわゆる「あがりこ」と呼ばれる奇形ブナが生育している。これらの学術的価値は高く貴重である。

官報告示 2001(平成13)年1月29日付け 文部科学省告示第20号

- ・所有者 国（農林水産省）
- ・管理団体 にかほ市（2003(平成15)年8月7日付け）
- ・管理団体の所在地 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
- ・指定面積 総面積 26.11 ha（68林班と1小班 15.87 ha、68林班と2小班 0.26 ha、68林班と1小班 9.98 ha）

また、文化庁が所管する国指定文化財等データベースにある本天然記念物の指定の詳細解説を記載する。

鳥海火山は秋田・山形県境にまたがる日本海に面した活火山である。標高は2,236mで岩質は安山岩を主体とする。鳥海火山の噴火活動は、55万年前に遡る※1。今から約2600年前、鳥海火山北麓が大崩壊して東鳥海馬蹄形カルデラが形成され、象潟岩屑なだれが発生した。この岩屑なだれは、当時の日本海にまで流れ込み、現在天然記念物に指定されている「象潟」を形成した。

この象潟岩屑なだれは、堆積後二次的に崩壊し泥流を発生した。この泥流堆積物上面が、後に獅子ヶ鼻湿原が成立する緩斜面である。その後、泥流堆積物上には、鳥海火山から何回かの溶岩流が流下した。これが新山溶岩流である。鳥海火山北麓の標高約550mの新山溶岩流の末端では、このカルデラを集水域として降水が浸透し、溶岩流下部の破碎された部分を通して、出壺（でつぼ）と呼ばれる湧水池から湧出溢流している。

獅子ヶ鼻湿原植物群落は、出壺から出る豊富な湧水により涵養されて成立した湿地帯と、周囲に成立しているブナ林により構成されている。湿地帯は、大量の湧水のため高木林はあまり発達せず、低木林、ミズゴケ湿原、流水路等により構成されている。

流水路・ミズゴケ湿原周辺には多量の蘚苔類がクッション状に密生し、独特の景観を形成している。特に、流水中には苔類の群落が密に形成され、未分解の植物体が厚く堆積している。これらの蘚苔類には、苔類のハンデルソロイゴケやヒラウロコゴケなどの遠隔地に飛び離れて生育している隔離分布種、苔類のイイデホラゴケモドキ※2、ミズホラゴケモドキ、ヤマトヤハズゴケや蘚類のシモフリゴケ、カギハイゴケのような通常高山にのみ分布している種等の希産種が大量に生育しており、学術的に非常に貴重な植物群落である。

このような湿地帯は北アルプス立山や八ヶ岳等でも見られるものの、本地域ほど大規模なものは知られていない。本地域の湧水は、低温で変動が少ない水温（7.2～7.3℃）、強い酸性（pH4.5～4.6）、高いアルミニウムイオン濃度等の特異な性質を持つ。湧水地点の規模も非常に大きい。このような湧水の水質等が、特異な湿地帯の種を維持させているものと考えられている。

湿地帯の周囲にはブナ林が発達し、通常あまり見られない、顕著な鋸歯葉を持つブナがかなりの割合で見られ、学術的にも価値が高い。なお、この地域はかつて炭焼きのために雪上伐採が繰り返され、2～3mの高さで多数の萌芽枝を出し、分枝部分がこぶ状に盛り上がった奇観を呈している「あがりこ」と呼ばれる“奇形”ブナが多く見られる。

この地域は東北地方の代表的な活火山である鳥海山火山の溶岩流末端部分が典型的に発達している。この溶岩流末端下部からの大量の湧水に涵養され、日本では他に例を見ない規模と独特の植物相を持った湿地帯、それらの周囲にあるブナ林を含む指定予定地域は、学術上きわめて価値が高い。よって、天然記念物として指定し、一体として保護を図ろうとするものである。

※1 なお、最新の科学的知見によると鳥海山の火山活動は60万年前(伴ほか,2001)にさかのぼる。また、2500年前(林ほか,2006; Minami et al,2019)には山頂部が北側に崩壊し、象潟岩屑なだれが発生した。ただし、この年代観は今後の研究の進展により変わっていく可能性がある。また、象潟岩屑なだれの堆積物から発生した火山泥流については、Minami et al.(2019)に詳しい。

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

(引用文献)

林信太郎・伊藤英之・伴 雅雄・毛利春治（2006）鳥海山の完新世噴火史と火山災害．地球,8,334-340．

伴雅雄・林信太郎・高岡宣雄（2001）東北日本弧，鳥海火山の K-Ar 年代-連続的に活動した 3 個の成層火山-．火山,46,317-333．

Minami,Y.,Ohba,T. ,Hayashi,S. , Kokubu Y.,and Kataoka,K.S. (2019) Lahar record during the last 2500 years,Chokai Volcano,northeast Japan: Flow behaviour,sourced volcanic activity,and hazard implications. Journal of Volcanology and Geothermal Research,387 (1),106661.

※2 本群落地に生育しているものは、イイデホラゴケモドキとチャボホラゴケモドキとの中間的な形態をしているが、油体の形状からチャボホラゴケモドキと同定するのが適切である。

(参考文献)

にかほ市教育委員会（2022）天然記念物鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群緊急調査報告書(令和4年度版)

2 告示

鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落 鳥海山獅子ヶ鼻湿原溶岩流末端崖と湧水群	名 称
秋田県由利郡象潟町横岡 字中島岱 林計画区	所 在 地
由利森林管理署六八林班と一小班、同と一小班、同と一小班、	地 域

○ 文部科学省告示第二十号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定する。
平成十三年一月二十九日
文部科学大臣 町村 信孝

図 2-1 官報告示の写し

3 指定位置・範囲

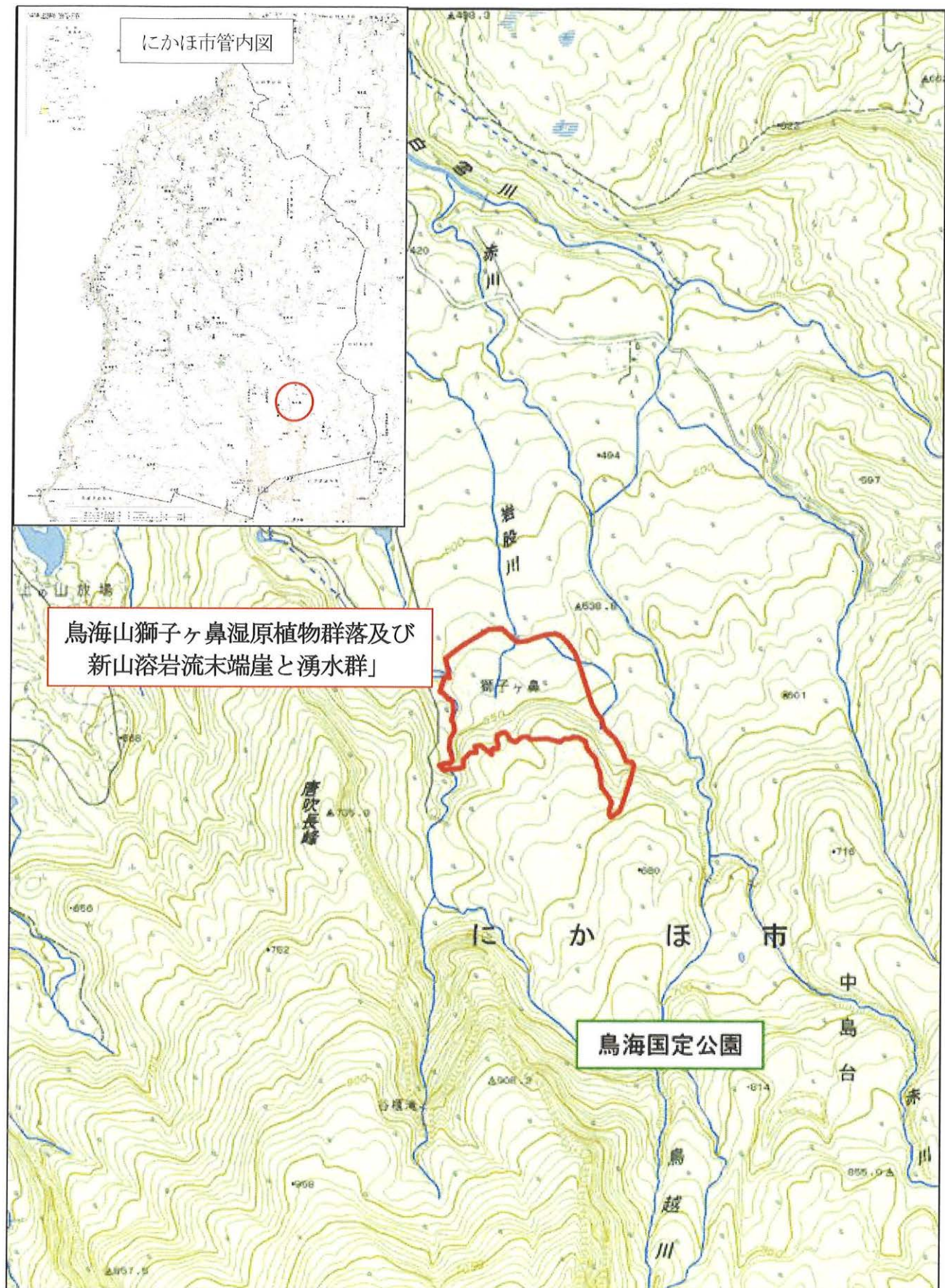


図 2-2 指定位置

11

第3節 指定に至る調査概要

獅子ヶ鼻湿原は次の調査の結果に基づいて指定申請を行い、2001(平成13)年1月29日付で国の天然記念物に指定され、当時の国指定申請書に、指定申請時までの調査の経緯が記載されている。

【1992(平成4)年5月～10月 鳥海山獅子ヶ鼻湿原総合学術調査】

物理化学的環境調査、地質学的背景、蘚苔類・地衣類調査、高等植物の目録作成が行われた。

調査では、獅子ヶ鼻湿原はブナ自然林に囲まれた湿原で、豊富で特異な湧水により、広範囲にわたって豊かな蘚苔類の植物相が形成されていること、稀産種の苔類が多量に生育していること、高山性の苔類が生育していること、ミズゴケ類の群落が顕著に発達していることなどが希少であり、学術的に意義が大きいことが報告された。

【1997(平成9)年8月 象潟町中島岱「奇形ブナ」林の成因に関する調査】

象潟町中島岱「奇形ブナ」(あがりこブナ)林の成因に関する調査では、「奇形ブナ」は雪上で株の中の一部を選択し伐採を何度も繰り返した特殊な方法による人為的影響で形成された二次林であることがほぼ明らかとなった。

また、次の点で高い学術的評価を持つことが報告された。

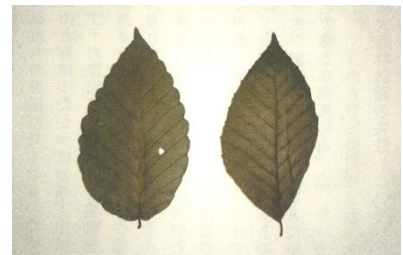
1. 景観としての特異性
2. ブナ林と人間との文化的な結びつき
3. 獅子ヶ鼻湿原の周辺林としての意味
4. 鋸歯葉を持つブナの生育する森林としての貴重さ

◆「あがりこ」とは？

「あがりこ」とは、地上2～3mほどの高さで多くの枝(分幹)を分岐させた樹型をさし、多雪地のブナなどで時にみられる。雪上伐採を繰り返すことによって、その特異な樹型が形成されたと言われているが、ブナは本来萌芽性の強い樹種ではなく、特に樹齢50年以上のブナではほとんど萌芽しないとの報告もある(檜村ら、1952)。本指定地で行われた年輪調査により、一株の中で20～40年おきに新たな分幹が発生していたことが明らかになっており、株立ちしている幹のうち、一部だけを伐採して炭焼き等に用い、他の幹を残すことにより、株全体が枯れずに「あがりこ」ブナとして生育を続けることができたのではないかと推測されている(中静ら、2000)。

◆「鋸歯葉」(きょしょう)とは？

通常ブナの葉は葉のふちが丸みを帯びているが、葉のふちがノコギリのようにギザギザで、葉の中心から外側に向かって走る側脈の縁に切れ込みの山が出ているのが特徴。



ブナの葉(左) 鋸歯葉ブナの葉(右)

第4節 指定後の調査に基づく本天然記念物のすがた

指定後には、2009(平成 21)年3月に保存管理計画策定に伴う緊急調査、2023(令和 5)年3月緊急調査に関する報告書が発表されている。これらの調査報告書によって明らかになった本天然記念物のすがたを以下のとおり整理した。

1 獅子ヶ鼻湿原の地質

出っぱ湧水の通路および泥流堆積物に関する調査(2009 年報告書より)

出っぱでの調査により、湿原堆積物中の湧水経路の複雑さが見えてきた。湿原堆積物中には泥層が何層か含まれており、これらは火山泥流の発生に対応する可能性がある。

鳥海山麓、獅子ヶ鼻湿原の火山灰および湿原堆積物の形成過程(2023 年報告書より)

獅子ヶ鼻湿原の形成史に関する情報を得るために、地質調査、4点のAMS年代測定(加速器質量分析計による放射性炭素年代測定)、火山灰の屈折率の測定を行った。この結果、次のことが明らかになった。

- 1) 発見された白色の火山灰は、その屈折率の特性から 915 年に十和田湖から噴出した十和田 a 火山灰と考えられる。
- 2) 湿原堆積物と考えられる植物片の集積した層は、十和田 a 火山灰(915 年)よりも後に堆積した。
- 3) 調査地点においては、915 年以降のある時期から湿原堆積物が堆積を開始したと考えられる。この地点は基盤の溶岩が尾根状の地形をなしているため、湿原本体よりも湿原堆積物の開始が遅れたためと考えられる。
- 4) 915 年以降、少なくとも 20210901-01 地点では 120mm の、20220808 地点では、600mm の湿原堆積物が堆積していた(図 2-4)。

以上の調査結果および既存の文献から得られる知見を整理すると、獅子ヶ鼻湿原の形成過程は次のように推定される。

- 1) 約 2500 年前に鳥海山北部が崩壊し、東鳥海馬蹄形カルデラが形成された(加藤, 1977; 大沢ほか 1982; 林, 1984)。
- 2) カルデラ内から火山泥流が発生し、獅子ヶ鼻湿原の基盤となる平坦面をつくった(南ほか, 2015; Minami et al. 2019)。Minami et al.(2019)は、鳥海火山北麓で泥流堆積物の調査を行い、過去 2500 年間に5つの規模の大きな火山泥流が発生したことを明らかにし、最初期の火山泥流堆積物を、紀元前 2~5 世紀(L1)のものと考えた。この火山泥流が獅子ヶ鼻湿原の基盤となっていると推定される。
- 3) 溶岩がカルデラ内に流下し、新山溶岩末端崖を形成した(Onuma, 1963; 林, 1984)。ただし、新山溶岩の名称は、その後、荒神ヶ岳溶岩(中野・土谷, 1992)、獅子ヶ鼻溶岩流(国土地理院, 2020)と様々な名称で呼ばれている。今後は獅子ヶ鼻溶岩(新山溶岩)など、表記を工夫する必要がある。
- 4) このような経過をたどり、難透水層である火山泥流堆積物の上に透水性の良い獅子ヶ鼻溶岩(新山溶岩)がのったために、溶岩末端崖下部から大量の湧水が流れ出した。湧水は難透水層である火山泥流の傾斜約 4 度の平坦面上を流下することになった。

- 5) この湧水に涵養されて獅子ヶ鼻湿原が形成された。
- 6) 最新の噴火活動に関しては、1974 年 3 月 1 日、鳥海火山の噴火活動が定期便の機長によって観測された。1974 年の火山活動は群発地震に始まり、噴気活動が続いた。さらに水蒸気爆発が発生し、1801 年溶岩ドーム（新山）の東麓（2月下旬～3月上旬）と西麓（4月下旬）に東西方向に並んだ複数のクレーターが形成された。噴出物はもっぱら細粒の降下火山灰と噴石であった。火山泥流は、雪解け水に火山灰や岩塊が混じってできたもので、火山体の斜面を流れた。泥流堆積物の総体積は約 30 万 m³、火山灰降下物の体積は 10 万 m³とされている（宇井・柴橋, 1975）。

（引用文献）

宇井忠英・柴橋敬一（1975）鳥海山 1974 年の火山活動．火山，20，51-64．

Y. Minami, T. Ohba, S. Hayashi, Y. Saito-Kokubu, and K. S. Kataoka, “Lahar record during the last 2500 years, Chokai Volcano, northeast Japan: Flow behavior, sourced volcanic activity, and hazard implications,” J. of Volcanology and Geothermal Research, Vol.387, Article No.106661, doi: 10.1016/j.jvolgeores. 2019.106661, 2019.

このような火山活動の変遷は獅子ヶ鼻湿原の由来や動態を理解するためには欠くことのできない情報である。新山溶岩が獅子ヶ鼻湿原の位置に流れてきた時期に関しては、約 2500 年前以降で平安時代より前であることは確実である。この中のどの時点に溶岩が流下してきたかは、今後の調査で明らかにすることが望まれる。

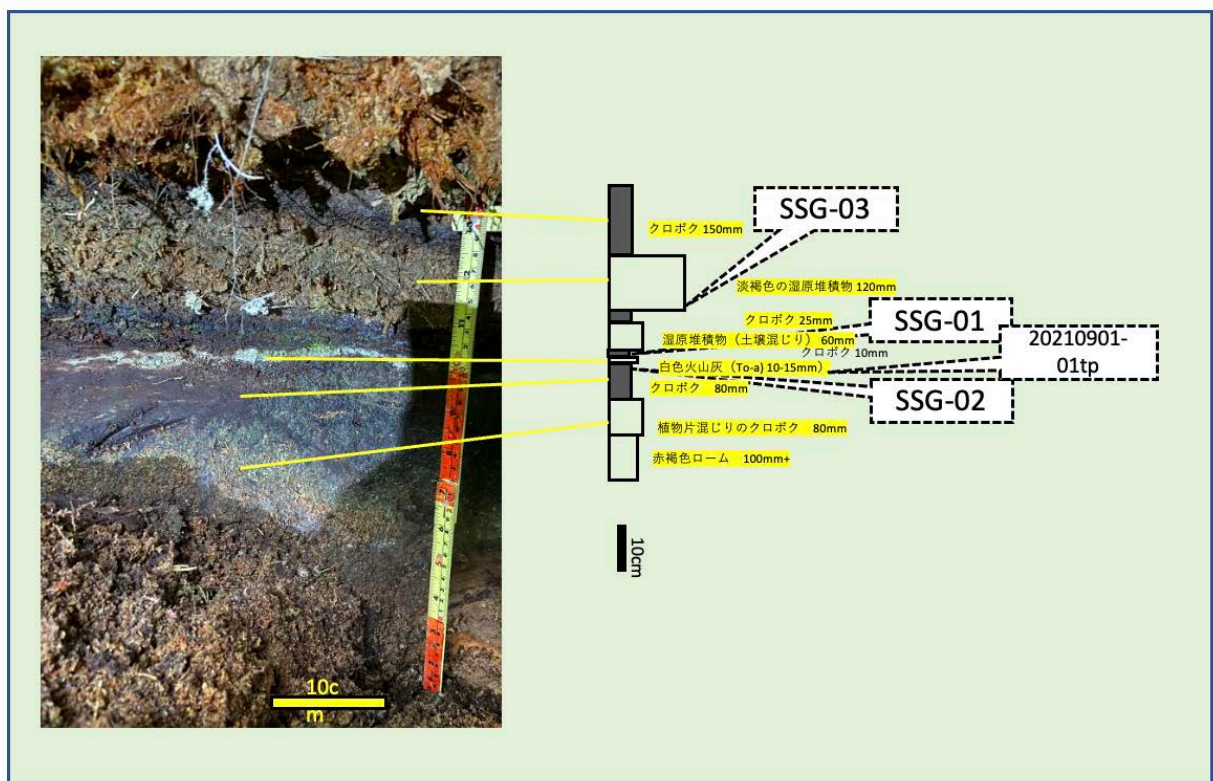


図 2-4 20210901-01 地点の柱状図と地質記載

20210901-01 地点の緯度経度は、N39 ° 09'32.93"、E140 ° 01'10.04"

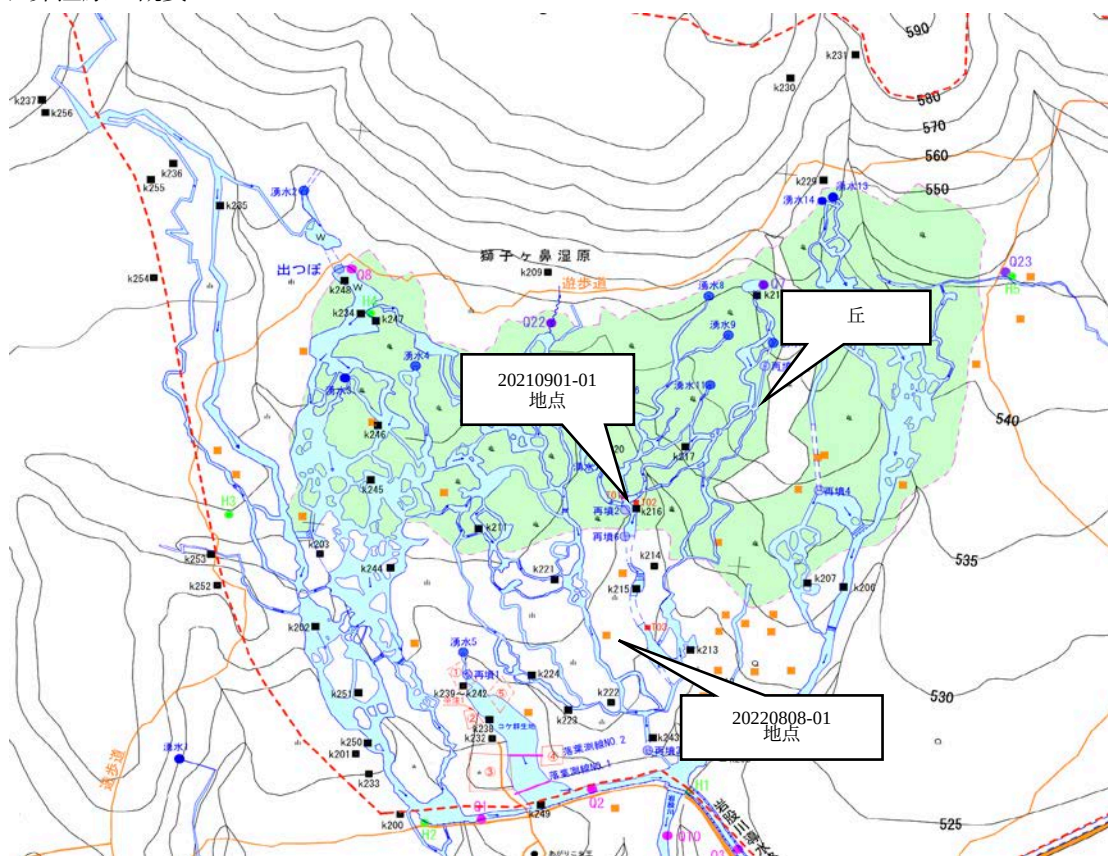


図 2-5 露頭位置図

調査した露頭の正確な位置は確定していない。これは樹木等のためGPSの電波を受けにくい
ためである。今後、現場でのドローン撮影などで位置を確定する必要がある。図中にある「丘」
は古期溶岩の作る尾根状の地形である。実際には、20210901-01 地点、20220808-01 地点の近くま
で、この尾根は連続している。なお、本計画書の獅子ヶ鼻湿原流路網図を使用した。

◆新山溶岩流末端崖（しんざんようがんりゅうまったんがいがい）とは？

獅子ヶ鼻湿原にある溶岩末端崖のことをいう。ここでは固有名詞として新山溶
岩流末端崖とし、地形の名称としては溶岩末端崖に統一している。溶岩末端崖
は、溶岩流の末端に形成される急斜面である。全体に舌状の形で、上に向かって
凸型のゆるやかな曲面となっている。傾斜面を流下した流体はおなじような末端
形を示す。とんかつソースをお皿の上に流した時の先端部分の様子の形態とよく
似ている。

図：溶岩の先端の丸くなった崖の部分溶岩末端崖と呼ぶ。
鳥海火山の平安時代の溶岩の例。白矢印：溶岩の流れた方向。



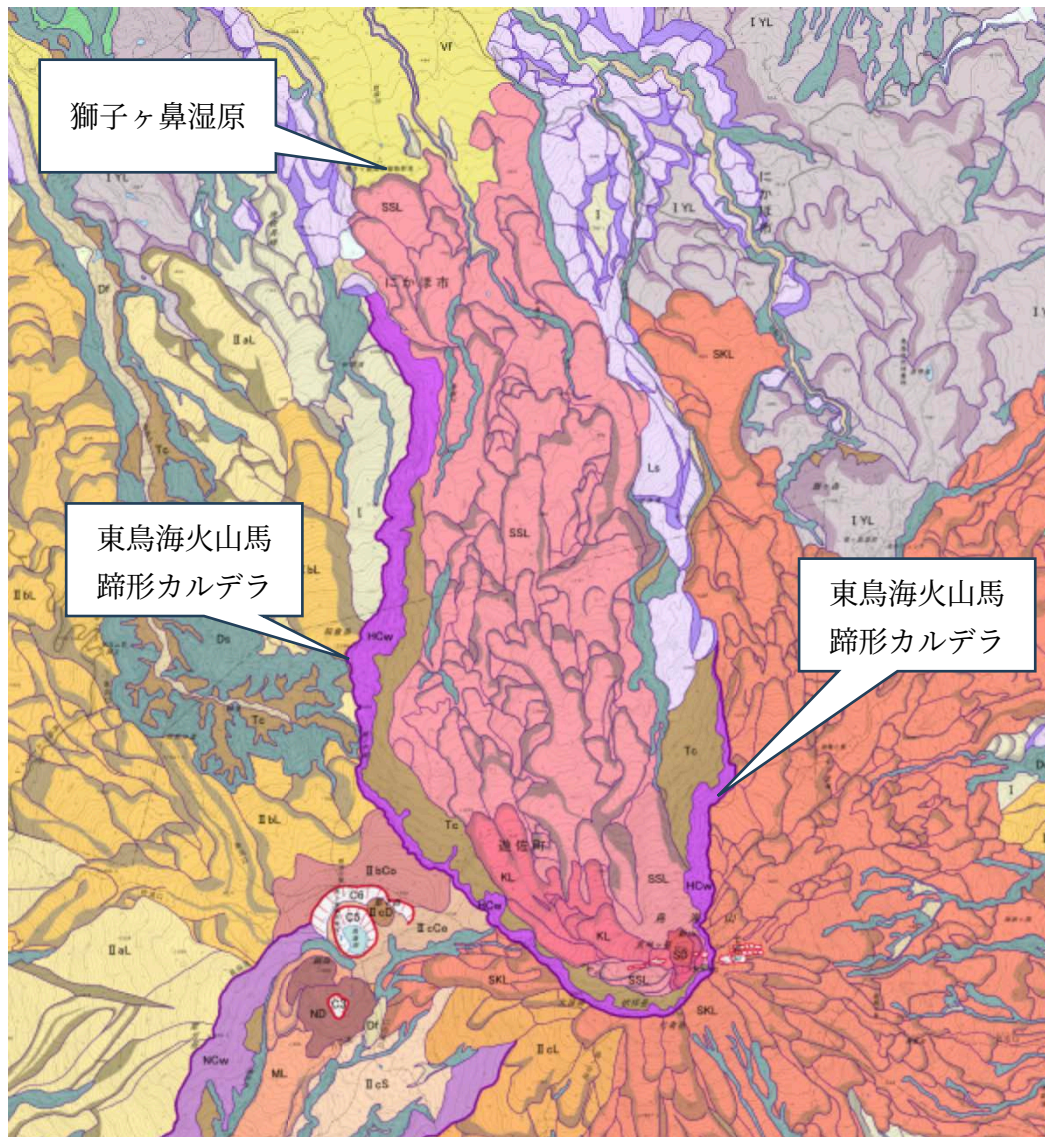


図 2-6 東鳥海火山馬蹄形カルデラの位置図

国土地理院の火山土地条件図「鳥海山」を一部改変して使用

鳥海山の火山活動と獅子ヶ鼻湿原の酸性水―過去の事例と今後の変化の予測（2023 年報告書より）

過去の鳥海山の噴火では、水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火、マグマ噴火が発生しており、酸性水被害も発生している。大場ほか(2012)によると、鳥海山は過去 4500 年の間、83 年に 1 回以上の頻度で噴火を行ってきた。最新の噴火(1974 年)からすでに 50 年を経過し、鳥海山の将来の噴火はそれほど遠い未来のことではないと推測され、水蒸気噴火、マグマ水蒸気噴火、マグマ噴火のいずれのタイプの噴火が起こったとしても、熱水系は活発化する可能性が高い。そのため将来の噴火によって、獅子ヶ鼻湿原の酸性水がより酸性側に傾く可能性がある。

2 獅子ヶ鼻湿原の水環境

水文調査

1974 年の噴火活動の直後に獅子ヶ鼻湿原や白雪川等で観測された酸性化現象は、経年的に弱まっている。他方、地球温暖化・気候変動の進行により、鳥海山の山腹～高標高域の降水パターンが変化してきていると考えられる。これらの長期的な環境変化は、獅子ヶ鼻湿原に湧出する水の質・量に影響を与えてきたと考えられる。

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

1974 年噴火以前の獅子ヶ鼻湿原の湧水の量・質については不明であるが、現在のような低温・酸性の水であったと推察される。獅子ヶ鼻湿原が天然記念物に指定された際の湧水の pH や水質等は、1974 年噴火の影響を受けた一時的なものと考えるのが適当であり、過去の鳥海山の噴火活動に応じて湧水の水質（特に pH やアルミニウム等の金属元素濃度）は変動してきたと推察される。

金属元素濃度が低下した現在においても、希少な蘚苔類が湿原内に生息し続けていることから、希少な蘚苔類の生息・維持への金属元素の寄与は大きくないことが窺える。

このように、経年的にみて、獅子ヶ鼻湿原に湧出する水の pH や水温は上昇傾向にある一方で、アルミニウム等の金属元素の濃度は減少傾向にあることから考えて、現状は湧水の pH や水質等が噴火以前の（本来的な）性状に戻りつつあることを示していると考えられる。ただし、1974 年噴火以前の湧水の化学性状は不明であることから、現在の状態が噴火以前の状態に対してどの程度、回復しているかは不明である。

以下、各項目について記述する。

1) 流路網

（2009 年報告書より）

- ・獅子ヶ鼻湿原の水は標高 540～570m 付近の新山溶岩末端崖付近に分布する湧水群から流出し、湿原内を網状に流下している。
- ・湧水を 15 箇所を確認し、湧水と流路の分布状況が明らかになった。
- ・冬季（2 月）には夏季（6・8 月）～秋季（10・11 月）に比べて全体に湧水が減少し、一部の湧水は枯渇する。

（2023 年報告書より）

2 カ年の調査の結果、湿原内に存在する大小19箇所の湧水地点のほか、湿原内に存在する滝（落差）、伏流・再噴の位置を確認し、オルソ画像（地図と同じように、真上から見たように傾きがなく、正しい大きさと位置に表示されるように空中写真を変換した画像）から流路網のトレースを行って流路網図に記録した。一部、樹木や枝の密集している場所および、南の山側の日陰や網目状の水路など判別の難しい箇所があったものの、細かな流路まで読み取ることができ、この結果、世界測地系（世界的な整合性を持たせて構築された、国際的に定められた経度・緯度の測定基準）の座標値を持つ流路網図となり湧水や流路の正確な位置を把握することができた。

獅子ヶ鼻湿原の流路は、年・季節ごとに湧水量の大小によって変化していることがわかった。このため、水路の形状をしていても水が枯れて流れていない箇所は流路として認めず流路網図に記載しないこととしたほか、河川の低水敷のように主要な流路が不明確で網目状になっているような箇所については、全体を河川低水敷と捉えることとした。

2) 流量「流量測定」

（2023 年報告書より）

調査は2020～2022年にかけて、春季2回（2020年6月、2022年4月）、夏季3回（2020～2022年8月）、秋季2回（2020～2021年11月）の計7回実施した。流量の季節変動については、湿原全体として夏季に多く春季に少ない傾向を示したが、地点によって変動傾向が異なり、また年によっても傾向が異なることが示唆された。導水路末端のQ3（図2-7）が観測箇所としては最も流量が多く、発電用水として使用されているため変動は少ないと思われたが、時間帯によって水位の増減が確認できる。Q8（出つぼ）は季節変動があるものの流量の大幅な減少は見られなかった。岩股川の余水であるQ10、Q20は元々流量が少ないため、秋季では、流量が減少して流速計での観測が困難であった。

鳥海マリモ群落観察ポイント※の流量を推定したQ2-Q1は、春季4月と夏季に流量が多い傾向にあるが、秋季には減少し季節的な変動が大きいことが分かった。なお、鳥海マリモ群落観察ポイントの流量については、地下に伏流している分も多くあると推察されるため推定値とした。

湿原西側の推定流量（ $Q_{10}+Q_3-Q_2$ ）については、2022 年 4 月が最も少なくなっているが、通常では夏季から秋季にかけて減少している。2021 年は秋季の流量が若干多い傾向にあった。

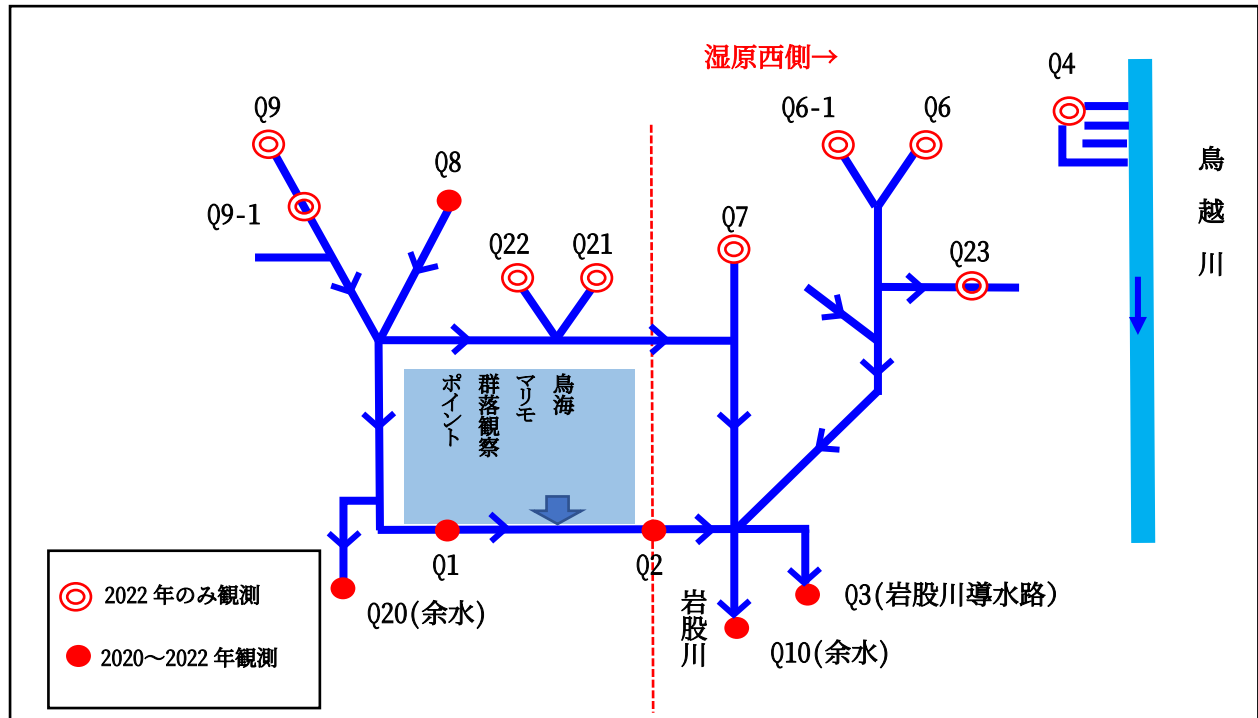


図 2-7 流量調査概要図

※ 獅子ヶ鼻湿原最北部岩股川導水路に隣接し、「鳥海マリモ」が群生しているエリアを「鳥海マリモ群落観察ポイント」と表記する。これまでの看板等では「コケの群落地」の表記が多く用いられているが、獅子ヶ鼻湿原が有する本質的な価値には「鳥海マリモ」のほか、ミズゴケ類など多くの蘚苔類が含まれ、蘚苔類群落は指定地域内に広く分布していることからこの表記とした。

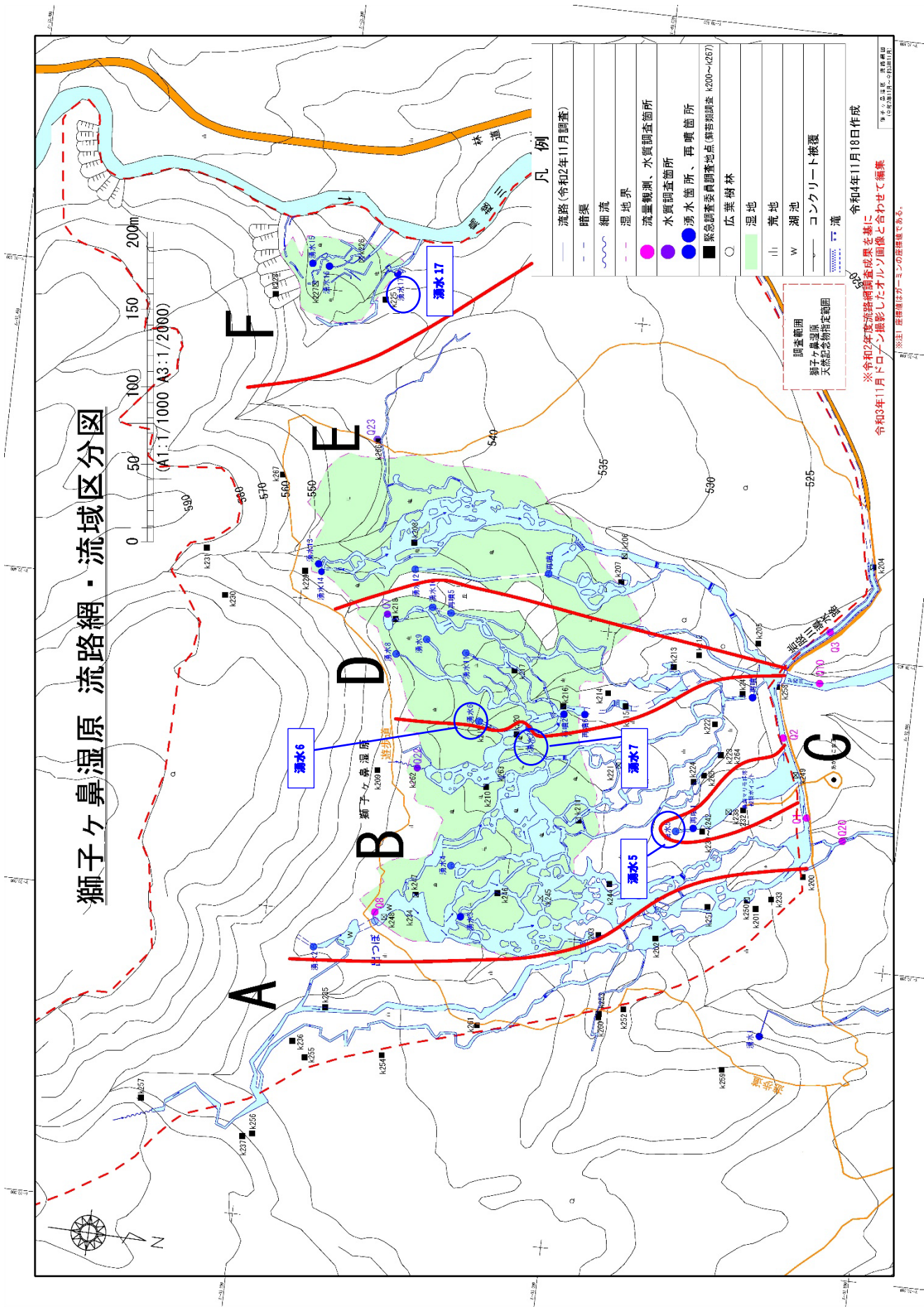


図 2-8 流路網・流域区分図

表 2-2 流量測定結果

観測地点	流量 (m ³ /min)						
	2020 年			2021 年		2022 年	
	6/22,23	8/6	11/4,5	8/5	11/1	4/5,18	8/5
Q1	31.91	48.71	28.91	26.20	21.26	4.53	29.16
Q2	34.70	54.02	30.02	44.77	22.72	22.31	43.35
Q3	117.76	110.52	104.13	97.04	92.02	51.56	114.02
Q4 (SP1)	2.45	3.87	1.30	-	-	-	-
Q6 (SP6)	13.78	20.75	2.92	-	-	-	-
Q7 (SP9)	5.60	6.22	4.49	-	-	-	-
Q8 (出つば)	17.03	13.58	8.44	12.87	7.66	3.99	14.38
Q9	14.48	19.11	6.56	-	-	-	-
Q9-1	14.65	12.76	2.81	-	-	-	-
Q10	13.31	20.42	0.30	8.95	0.13	0.39	16.92
Q20	8.36	9.42	0.79	3.20	0.38	0.12	4.79
Q21	0.52	1.27	0.15	-	-	-	-
Q22	0.69	0.29	-	-	-	-	-
Q23	0.50	0.52	0.09	-	-	-	-
※Q2-Q1	2.79	5.31	1.11	18.57	1.46	17.78	14.19
※(Q10+Q3)-Q2	96.37	76.92	74.41	61.22	69.43	29.64	87.59

※Q2-Q1 は鳥海マリモ群落観察ポイントの流量を推定したものである。

※(Q10+Q3)-Q2 は湿原西側の流量を推定したものである。

3) 水質

「水質調査」(2009 年報告書より)

湿原内の湧水ならびに湧水を水源とする水路（一部を除く）については、水温は 7℃前後、pH は 4.4～4.8 を示して比較的安定していた。これに対して、湿原外部の水路・河川水では、水温が季節的に変動し、pH も 5.1～6.4 と高く変動幅が大きかった。

「水質分析」(2023 年報告書より)

湧水の水質は分布する地区により陰イオン濃度 (SO_4^{2-} , Cl^-) と電気伝導が変化する。

a 2020～2022年における水温

2020～2022年における湧水地点側の水温は7.0～8.9℃で、流路中間は6.8～10.5℃、流路末端は6.5～9.8℃、温水路は9.5～12.2℃であった。流下するに従い水温が高くなる傾向にある。水量が少ないQ23では外気の影響を受けやすく水温が高い傾向にある。湿原の下流約5kmの温水路に関しては流下の過程で、より水温の高い水が流入することや外気温の影響、温水路の構造による効果など様々な要因により、獅子ヶ鼻湿原に比べ約2～4℃高い傾向にある。

表2-3 出つばの水温調査結果

6月調査

調査日	2007年 6月12日	2020年 6月22日
水温	6.9℃	9.6℃

8月調査

調査日	2007年 8月8日	2008年 8月1日	2020年 8月6日	2021年 8月5日	2022年 8月5日
水温	7.1℃	7.3℃	8.1℃	7.6℃	7.8℃

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

b 2020～2022年におけるpH（水素イオン濃度）

2020～2022年における湧水地点側のpHは平均4.6～5.7で、流路中間は平均4.5～5.1、流路末端は平均4.5～5.3、温水路は平均5.1～6.2であった。2020年11月に観測したQ6、Q6-1が6.4と最も高く、2022年8月に観測したQ3が4.3と最も低い値となった。また温水路は、獅子ヶ鼻湿原より数値が高く流下するに従い中性化しているものと考えられる。

c 2020～2022年におけるEC（電気伝導率）

2020～2022年における湧水地点側のEC（電気伝導率）は、平均158～210 $\mu\text{S}/\text{cm}$ で、流路中間は平均161～190 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、流路末端は平均166～211 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、温水路は平均136～151 $\mu\text{S}/\text{cm}$ であった。2022年4月のQ8（出つぼ）が238 $\mu\text{S}/\text{cm}$ と最も高く、2020年8月のQ4が121 $\mu\text{S}/\text{cm}$ と最も低い値となった。2022年4月の観測値が高い傾向ではあるが、温水路では平均136 $\mu\text{S}/\text{cm}$ と低い数値となった。

4) 湧水

（2023年報告書より）

獅子ヶ鼻湿原の湧水群の基本的な湧出機構として、平均滞留時間の相対的に長い地下水と短い地下水の混合が考えられた。出つぼにおいては、平均滞留時間の長い地下水は30～40年程度、平均滞留時間の短い地下水は数か月程度の時間スケールを有すると推定された。なお、両者の混合割合は融雪水量や非積雪期の降水量によって変動し、これに伴って湧水の平均滞留時間や湧出量が変動すると考えられた。また、鳥海マリモ群落観察ポイントを流下する表流水の主要な起源は出つぼ系、すなわち新山溶岩末端崖の東側部分から湧出する水であると考えられた。

獅子ヶ鼻湿原を代表する湧水である出つぼについては、積雪期・非積雪期ともに物理化学性状や主要溶存成分組成が2007～2008年の調査結果（にかほ市教育委員会，2009）と明らかに異なった（表2-4）。物理化学性状については、水温が上昇傾向にあるのに対して、電気伝導率は低下傾向を示した。水温の上昇傾向については、地球温暖化・気候変動に伴って出つぼに湧出する水の主要涵養域の平均気温が上昇していることが要因として考えられた。電気伝導率については、電気伝導率が水中の溶存イオンの総量を表す指標であることから、電気伝導率の低下傾向は水中の総溶存イオン量が経年的に減少してきたことを意味する。ここで、主要溶存成分のうち、出つぼを含む獅子ヶ鼻湿原の湧水群の性状の特徴である Cl^- 、 SO_4^{2-} に着目すると、両成分ともに低下傾向を示した。これらの傾向は、電気伝導率の低下傾向と整合するものである。他方、pHについては、明瞭な変化傾向は認められなかった。これらの結果を総合すると、2007～2008年と2020～2024年の調査結果に認められた出つぼの電気伝導率や主要溶存成分組成の変化は、獅子ヶ鼻湿原の湧水群に対する1974年噴火の影響が経年的に弱まっていることを反映していると考えられた。またその一方で、pHについて明瞭な変化が認められなかったことについては、鳥海山の火山活動史のなかで、獅子ヶ鼻湿原の湧水群の涵養－湧出機構において水の酸性化をもたらすメカニズムが形成され、1974年噴火以前においても獅子ヶ鼻湿原の湧水群が酸性であったことを強く示唆するものである。

表 2-4 出つぼの水質組成の変化

	2007/4/24～2008/5/8 (n=10)	2020/8/6～2024/11/16 (n=8)
水温 (°C)	6.9～ 7.1	7.0～ 7.6
pH	4.7～ 5.4	4.5～ 5.0
電気伝導率 (mS/cm)	0.21～0.30	0.14～0.19
Cl ⁻ (mg/L)	29.2～44.7	17.4～26.8
SO ₄ ²⁻ (mg/L)	56.3～73.6	42.4～58.5

3 獅子ヶ鼻湿原の植物相と植生

【植物相】

1999年に公表された報告書（象潟町教育委員会）には、54科134種のシダ植物および種子植物が記載されていたが、それ以降詳細な調査が行われてなかったために、2006～2008年にかけて指定地内全域の踏査が行われ、シダ植物13科37種、種子植物67科231種が確認された（表2-5）。このうち、種の保存法、および環境省レッドリストに掲載された種は認められなかったが、秋田県版レッドリスト掲載種が2科12種、自然公園法に基づく鳥海国定公園の指定植物が16科40種認められた（2009年報告書より）。ただし、既往の調査で確認されていた環境省レッドリスト掲載種1科2種、秋田県版レッドリスト掲載種6科10種、鳥海国定公園指定植物4科5種は、2006～2008年の調査では確認されなかった。また、外来種は確認されなかった。

表 2-5 現地調査による確認科種数（2006～2008年調査）

分類群				科数	種数
シダ植物				13	37
種子植物	裸子植物			3	3
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	41	103
			合弁花類	17	61
		単子葉植物		6	64
合 計				80	268

- ・植物分類は植物目録（環境庁，1987）に準拠した。
- ・種数は亜種、変種、品種を含む。

【植生】

指定地域内の植生については、1961年、1986年、2006年および2021年の4度にわたって植生図が描かれている。それぞれの調査年によって群落区分がやや異なっており、たとえば1961年には皆伐地・草地や斬伐林が区分されているが、それ以降の調査では判別されておらず、また、2006年と2021年にはコケ類を含む水域を区分しているが、それ以前は区分されていなかったなど、年によって調査内容や調査精度が異なると考えられるために、厳密な変化を確定することはできない。しかし、4度描かれた植生図を比較し（図2-9）、それぞれの群落区分の面積を比較する（2023年報告書表3.1.5および3.1.6）ことにより、本指定地の大きな植生の移り変わりは推定することができる。すなわち、湿原草本群落、湿原低木林、およびコケ類を含めた水域の合計値が指定地に占める割合を4度の調査で比べてみると、20.3%→17.1%→16.5%→15.8%と徐々に減少しており、逆に高木林は微増しており、徐々に森林の割合が増えていることがうかがわれる。もちろん、低木林と高木林の区別を厳密に行うことは難しく、また、2021年調査では詳細な調査を行ったために、コケ類を含む水域の面積割合が高くなっているなど単純な比較は困難であるが、長期にわたって安定状態が

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

続いているために、湿原草本群落徐徐に低木林に、また低木林が高木林に遷移している可能性は大きいと思われる。現に植生図を比較してみると、かつては指定地の北東側に広く分布していた湿原が近年は低木林や高木林に変わっていることが確認できる。草本→低木→高木と変化するにつれて、当然、落葉落枝量は増加してきたと考えられ、このことが流水中の落葉落枝量にも影響しているものと思われる。

なお、2006 年調査時には、代表的な植物群落において、群落組成調査を行い、階層ごとの出現種とその被度等に関して記録されている。

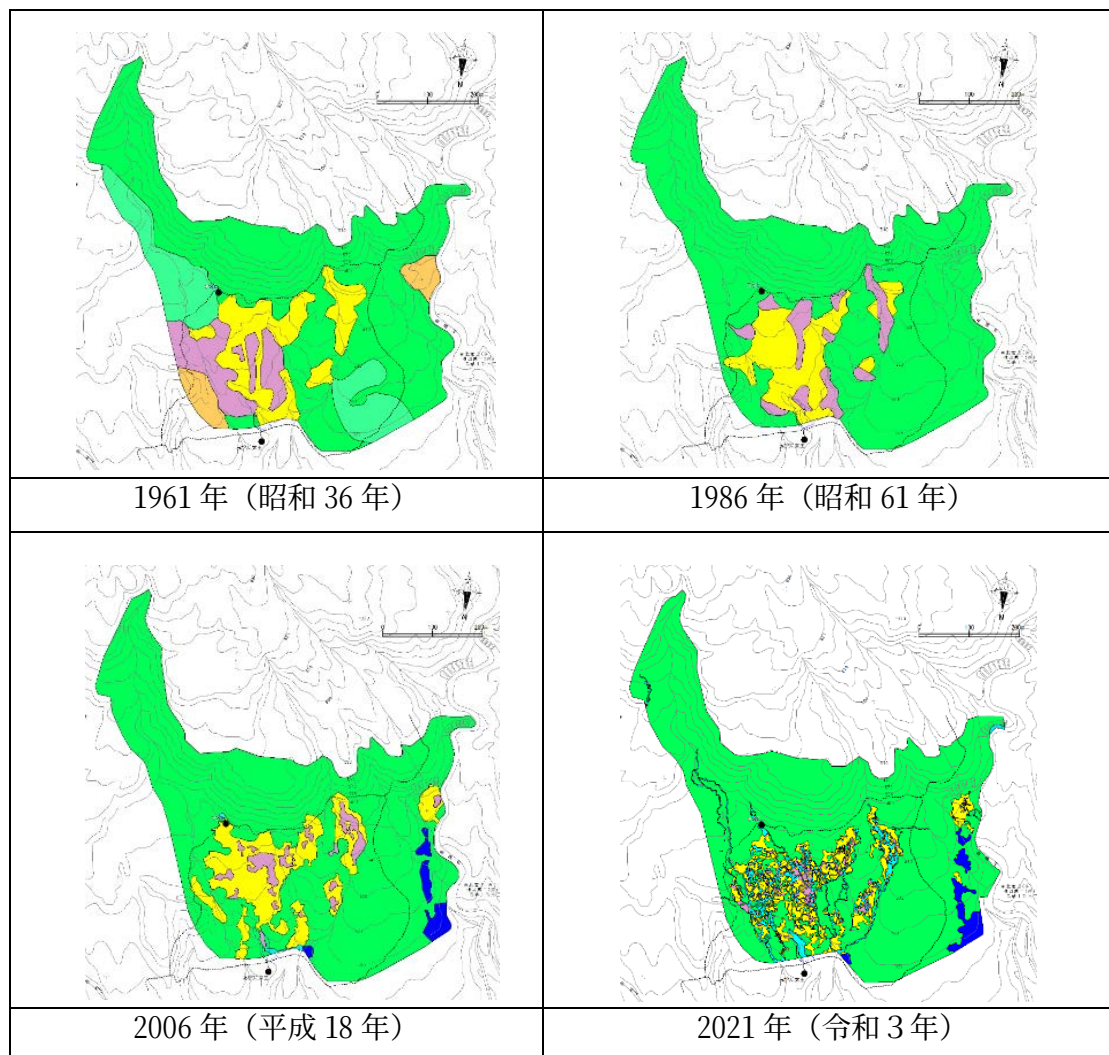


図 2-9 植生図の年代変化

植生図凡例

	湿原、湿原草本群落
	低木林、湿原低木林
	皆伐跡地および草地
	漸伐林
	ハンノキ群落
	高木林、ブナ・ミズナラ群落
	苔類を含む水域

表 2-6 植生図作成年別 面積集計・面積比

群落区分		面積集計 (m ²)			
		1961 年 (昭和 36 年)	1986 年 (昭和 61 年)	2006 年 (平成 18 年)	2021 年 (令和 3 年)
湿原	湿原草本群落	21185.32 (8.1%)	15062.88 (5.8%)	8085.25 (3.1%)	5215.89 (2.0%)
低木林	湿原低木林	31691.36(12.2%)	29500.40(11.3%)	34398.09(13.2%)	22683.26 (8.7%)
高木林	皆伐跡地および草地	10260.02 (3.9%)	—	—	—
	漸伐林	36847.00(14.2%)	—	—	—
	ハンノキ群落	160326.52(61.6%)	215745.64(82.9%)	5119.48 (2.0%)	5303.65 (2.0%)
	ブナ・ミズナラ群落			212184.02(81.5%)	214525.72(82.2%)
水域	苔類を含む水域	—	—	487.31 (0.2%)	13282.24 (5.1%)
計		260310.22(100.0%)	260308.91(100.0%)	260274.15(100.0%)	261010.75(100.0%)

【「あがりこ」ブナ林の動態】

指定地内および周辺部に分布している「あがりこ」ブナは、中静ら（2000）の調査により、かつて炭焼き等のために、積雪時に株立ちした幹を繰り返し選択的に伐採したために生じた形態であると推定された。ブナは本来萌芽性の強い樹種ではないので、樹齢の高い株全体を伐ってしまうと枯れてしまう可能性が高いが、本指定地の場合は、株立ちした幹のうちの一部のみ（その時に使える太さの幹のみ）を伐採したために、株として生き残り、株立ち状の「あがりこ」を呈したものと思われる。獅子ヶ鼻湿原における伐採時期は第二次世界大戦終結前後（1940～1950 年）と考えられ、1910～1920 年頃には中島台で炭焼きを行っていたという記録がある。実際、現地の獅子ヶ鼻湿原の周辺では炭焼き窯の跡が点在していることから、薪炭のための伐採が行われていたことが窺え、雑木林の持続的な利用がなされてきたことが確認できる。

しかし、すでに炭焼きが行われなくなって 70 年以上経過しており、人為的伐採により維持されてきたあがりこブナ林が、どのように変化するかについてはよくわかっていない。そのため、現在のあがりこブナ林の動態を明らかにするために、1997 年に中静らにより設置された調査区 3 プロット（いずれも 40m×40m）において 2007 年に再測を行い、あがりこブナ林の 10 年間の動態を調べた（2009 年報告書）。その結果、林分全体の胸高断面積合計は 10%～14.8%増加しており、林分としては旺盛な成長を続けていることが確認された。また、ブナに関しても、林分としては成長を示しており、個体として枯死したブナは 3 プロットで 1 個体だけしかなかった。しかし、幹数については 5～7%程度減少している調査区もあり、新たに発生した萌芽幹（新規幹）は 1 本も認められず、人為の影響がなくなり、あがりこブナの形態は変化している可能性が示唆された。

なお、2007 年には、指定地全域を対象に、あがりこ形態を示す樹木の分布調査も行われており、あがりこ形態を示す樹木は指定地内に計 1200 本生育していることが確認された。あがりこブナはその大部分が湿原を取り巻く現在木道が設置されている遊歩道の外側に分布しているが、あがりこ形態を示すミズナラの一部は木道の内側にも認められることがわかった。（2009 年報告書）

【枯死木調査】

2021年調査の際に、春、夏、秋の 3 季に UAV（無人航空機）により撮影されたオルソ画像から湿原中央部および周辺部の枯死木の判別が試みられている。その結果、遊歩道内で 137 本、遊歩道外で 24 本、計 161 本の枯死木が確認され、その分布図も作成された。枯死木の分布は湿原や流路近傍に多

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

く認められ、その中にはいわゆるナラ枯れ被害木も含まれていることが確認されている。なお、市の調査によると、2011年以降42本のナラ枯れ枯死木の伐倒処理がなされたとのことである。枯死原因については特定することは困難であるが、湿原内にあるこれらの枯死木が流路に多くの枯れ枝等を落下させていた可能性があると考えられる。

4 獅子ヶ鼻湿原の蘚苔類

1) 蘚苔類相

天然記念物指定区域に見られる蘚苔類は、ブナ林に生育する種と湿地帯に特徴的に生ずる種により構成される。これまで当地からは46科82属138種が報告されており（井上ほか1994）、2020～2022年の調査では54科94属168種の生育が確認された（2023報告書）。このうち、環境省レッドリスト（2020）に掲載された種として、ヤマトヤハズゴケ（絶滅危惧Ⅰ類）、ハンデルソロイゴケ（絶滅危惧Ⅱ類）、オオミズゴケ（準絶滅危惧）が認められた。また、秋田県版レッドリストに掲載された種として、ヤマトヤハズゴケ（絶滅危惧種Ⅰ類）、ハンデルソロイゴケ（絶滅危惧種Ⅰ類）、オオミズゴケ（準絶滅危惧種）が認められた。一般に湿原の代表的な蘚苔類としてミズゴケ類が知られているが、獅子ヶ鼻湿原の湿地帯は湧水により涵養されており、滞留する止水域が少なく、チャミズゴケやイボミズゴケなどからなるハンモックを伴う典型的な高層湿原は発達していない。これまでに確認されたミズゴケ類6種のうち、高層湿原性でハンモック下位に生育するオオミズゴケ（写真2-1）と森林性のウロコミズゴケの出現頻度が高く、この2種が獅子ヶ鼻湿原を代表するミズゴケ類と考えられる。流水中に見られる種としてはセン類のウカミカマゴケ、タマキチリメンゴケ（写真2-2）などとタイ類のハンデルソロイゴケ（写真2-3）、ヒラウロコゴケ（写真2-4）、ムラサキヒシヤクゴケなどがある。蘚苔類の分布は湿地帯の草本群落と低木林、ブナ林などの植生タイプその他、土壌、岩、樹木など生育基物の有無も生育に影響すると考えられ、2020～2022年の調査において生育を確認した全種について各種情報（生育基物、確認年月日、緯度経度、標高）が示されているので、これらは今後のモニタリングのための基礎情報となる。

◆蘚苔類（せんたいるい）とは？

コケ類、コケ植物ともいう。他の陸上植物であるシダ植物と種子植物と比較すると、植物体が小形であること、本体が配偶体であること、維管束と根を欠くことなどの特徴がある。世界に約2万種、日本に約2千種が知られている。セン類、タイ類、ツノゴケ類の3群に大別される。

◆ハンモックとは？

高層湿原におけるミズゴケ類がつくる凹凸地形のうちの凸部をいう。ブルトともいう。ちなみに凹部をホローまたはシュレンケという。

2) 鳥海マリモを構成するタイ類3種の流域別分布

ハンデルソロイゴケは流域A（図2-8）において豊富に生育しており優占しているが、西に行くに従い少なくなり、湧水5－6－7を結ぶラインよりも西側では湧水17に限られている。流域AとBともに上流ほど生育量が多く、流域Cの鳥海マリモ群落観察ポイントにおいてはわずかに混生するだけであった。また、暗い林内の流域に豊富に生育し、明るい場所では他2種の密度が少ない水中においてわずかに生育する傾向がある。

ヒラウロコゴケは流域Aでは少ないが、B-Dでは優占していた。全体的に日当たりの良い湿地に

において優占し、赤く色付く傾向がある。また、林内の暗い急流においても優占する傾向があった。流域 C の鳥海マリモ群落観察ポイントにおいても優占し、しばしば水面から上に出るように生育している。

ムラサキヒシヤクゴケは酸性を好むタイ類として一般的に知られており、他の2種のように重金属イオン濃度が高い水域に限られることはない。本湿地においても水中だけではなく、湿った岩や崖にも豊富に生育している。流域 A、B、C では他2種に、流域 D、E、F の下流域においてはヒラウロコゴケに混生するように生育していることもあるが、水面から上の湿った岩や崖、土手に豊富に生育する。

鳥海マリモは、水面よりも上に出ている場所では、落葉や倒木、タマキチリメンゴケに覆われている場合が認められ、鳥海マリモの生育阻害が危惧される。

◆鳥海マリモとは？

「鳥海マリモ」は通称であり、ヒラウロコゴケ、ハンデルソロイゴケ、ムラサキヒシヤクゴケが単独あるいは混生して「マリモ状」(球形)に成長したものを「鳥海マリモ」と呼んでいる。



写真 2-1 湿地帯上部のオオミズゴケ (矢印)



オオミズゴケ (拡大)



写真 2-2 湿地帯上部のタマキチリメンゴケ (矢印)



タマキチリメンゴケ (拡大)



写真 2-3 ブナ林内の流水中に生育する
ハンデルソロイゴケ



ハンデルソロイゴケ (拡大)
日向の湿原では稀



写真 2-4 湿地帯上部のヒラウロコゴケ（矢印） ヒラウロコゴケ（拡大）
明るい場所では赤く色付く

3) 落葉の堆積が鳥海マリモの伸長に与える影響

近年、鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて、落葉に覆われている鳥海マリモが目立つとの指摘があったため、落葉の堆積が鳥海マリモの生育に与える影響を明らかにするため、落葉の除去試験を行った。

(1) 方法

①測定地点、設置日および測定日

a 測定地点： 鳥海マリモ群落観察ポイント （図 2-10、表 2-7）

- ・落葉除去地点： 1～4
- ・未処理地点： 5、6

b 設置日： 2023 年 9 月 15 日

c 測定日： 2024 年 10 月 8 日

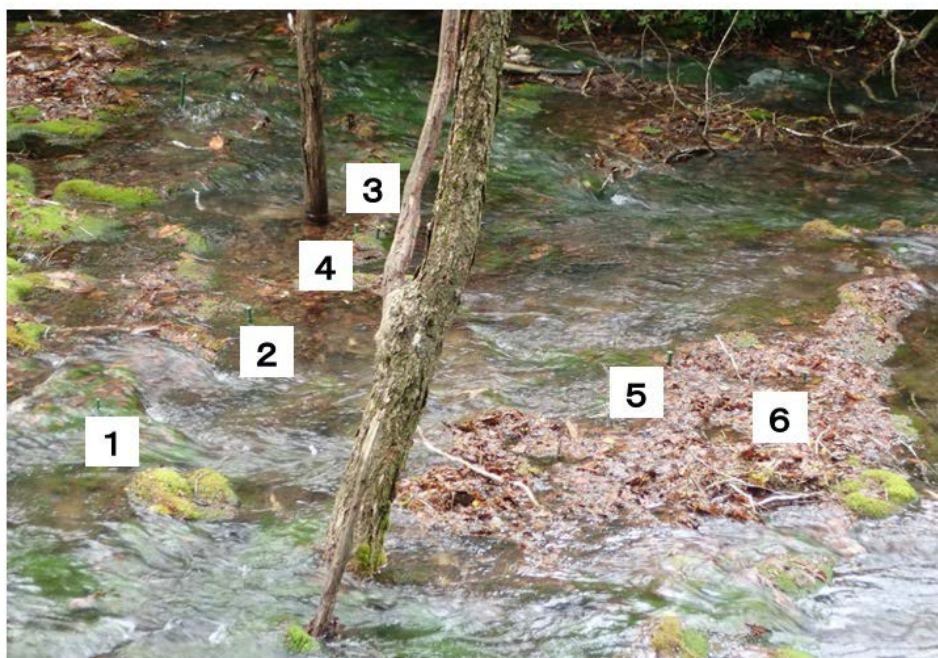


図 2-10 位置図

②落葉除去

落葉の除去は、2023 年 9 月 14 日、2024 年 9 月 10 日に行われた。

③鳥海マリモの種類

測定した種は鳥海マリモを構成する 3 種のうち、測定地点において優占しているヒラウロコゴケである。

④測定方法

古木（2023）に従った。

- a 川の水深：群落に 200cm の棒を刺して、川底に到達した深さとした。しかし、全ての地点において、計測棒が川底まで達しなかったために、計測できなかった。
- b 群落上面の水深： 群落の先端から水面上面までの深さとした。
- c マリモ群落の上面にマーキング：鳥海マリモ群生地に棒を刺し、棒に結束バンドでマーキングした。
- d 鳥海マリモが1年間で伸長した長さ：結束バンドから伸長した長さを計測した。

(2) 結果と考察

①結果

計測結果を表 2-7 に示した。

表 2-7 落葉の被覆除去と鳥海マリモの伸長

	落 葉 処 理		川水深 cm	群落上面 水深 mm	群落上面 水深 mm	水深差 mm	伸長 mm	水深差と伸長との差 (伸長-水深差)
	開始前	開始後	200+α	2023	2024	2023-24	2024-23	mm
1	被 覆	除 去	200+α	-15	-10	5	28	23
2	被 覆	除 去	200+α	-25	0	25	26	1
3	被 覆	除 去	200+α	-5	+2	7	28	21
4	被 覆	除 去	200+α	-40	0	40	38	2
5	被 覆	被 覆	200+α	-20	-35	-15	20 (匍匐)	0 (伸長した部分は匍匐)
6	被 覆	被 覆	200+α	-20	-25	-5	15 (匍匐)	0 (伸長した部分は匍匐)

脚注

- ・川の水深：長さ 200cm の棒が川底に達しなかったために測定不能であった。
- ・群落上面水深：測定日前の降雨によって差があるため、概算である。

②考察

a 落葉除去とコケの伸長との関係

落葉を除去した4地点においては、鳥海マリモは 26～38mm 伸長していた。一方、被覆していた2地点（落葉未除去）では 15mm と 20mm であり、落葉を除去した地点よりも短かった。また、被覆した地点では伸長した部分は横に伸びており、白緑色になっていた。

落葉に被覆されていない地点でのコケの伸長については、2023 年報告書において古木により報告されている。それによると、伸長量は水面上に出ているヒロウロコゴケでは、5～16mm 程度であるが、水中 10cm 以深で生育しているものでは 30～52mm であり、落葉除去した地点での伸長量はこれに近かった。

b 水深と伸長

群落上面から水面までの水深は、落葉を除去した群落 1 - 4 では浅くなっているが、群落が伸長した長さと水深が浅くなった幅は全ての群落において一致しなかった。すなわち、全ての群落において、群落が伸長した長さよりも、浅くなった幅が短い。このことは、落葉を除去しなかった地点 5、6 においても確認された。

この差が生じる何らかの要因があると推測される。今回の調査地においては、棒が川底に到達しなかったために水深を測ることができず、全体の厚さを計測できなかったために、この差が生じる要因を確定することは難しい。

c 落葉除去の効果

落葉を除去した群落では、落葉に被覆されていない群落と同等に伸長していることから、落葉を除去した効果があったと推察される。

また、落葉を除去しなかった群落では、群落上面の鳥海マリモが白緑色化し、匍匐（ほふく）していた。落葉の堆積が鳥海マリモの生育を妨げている可能性が高いと推定される。しかし、堆積していた落葉が何らかの要因により流されることにより、鳥海マリモ群落が再び伸長する可能性がある。

なお、白緑色化した鳥海マリモ群落が再び緑色になり、復活している群落は、本湿原よりも東北部に流れている流路において確認することができる。水中に生育しているために、様々な測定も困難を伴うが、今後さらに鳥海マリモの生態や落葉の影響について明らかにしていく必要がある。

参考文献

古木達郎（2023）鳥海マリモを構成するタイ類3種の伸長経年変化．天然記念物鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群緊急調査報告書（令和4年度版）：103-105．にかほ市教育委員会文化財保護課、にかほ市．

5 鳥海マリモ群落観察ポイントの状況（2023年報告書より）

鳥海マリモ群落観察ポイント（以下、観察ポイントという）については右岸側（東側）岸上に木道および鳥海マリモの案内板が整備されており、観察ポイントを広域的に見下ろす様な形で自然観察ができるようになっている。近年、来訪者の多くから「以前と比べて落葉による被覆面積が増加しており、マリモが見えにくくなっている」、「観光案内などで紹介されている写真と実際の風景とが異なっている」といった意見が寄せられるようになってきており、落葉が観察ポイントに与える影響に関する客観的な評価の必要性が増していた。そこで、観察ポイントの状況を把握するための緊急調査として1）鳥海マリモ群落観察ポイント周辺の群落組成調査、2）落葉調査、3）落葉による被覆面積の変遷、4）落葉の除去実験、を実施した（落葉の除去実験については2024年まで継続されているため、その結果についても記載した）。

1）鳥海マリモ群落観察ポイント周辺の群落組成調査

観察ポイント周辺で群落組成調査を行った地点を図2-11に示す。調査は観察ポイントの上流域にある湧水地点周辺地域より下流側で行い、右岸側2地点（図中の②、③）、左岸側2地点（図中の④、⑤）、湧水周辺1地点（①）に、10m×10m（図中③の地点のみ、20m×20mで行った）の調査区を設置し、枠内の高木層、亜高木層、低木層、草本層の各階層区分について優占種、出現植物の被度・群度を記録する「ブロンーブランケの方法」により実施した。

調査の結果、①、②、④が高木層の樹高が約6～7mの亜高木林、③が樹高17mの高木林、⑤が樹高7mほどの亜高木～低木林

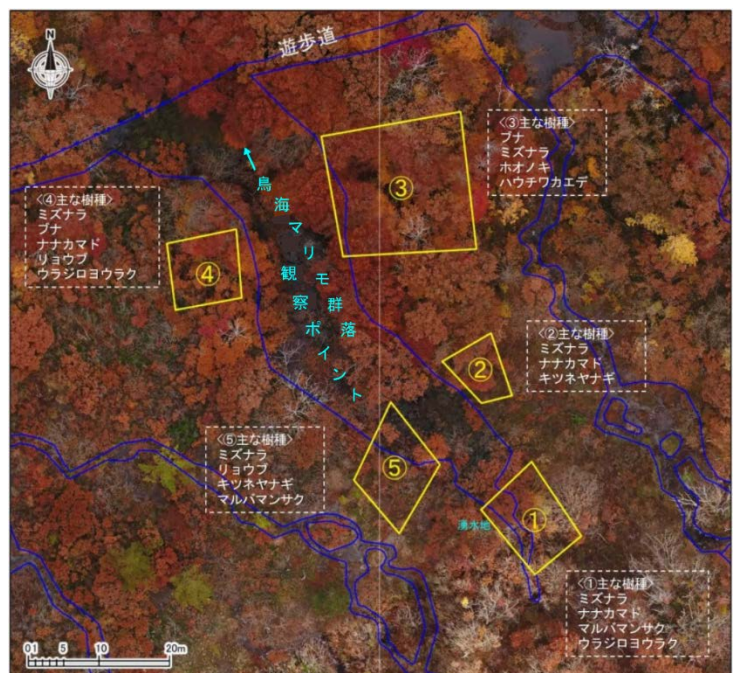


図 2-11 群落組成調査地点 位置図

となっていた。ミズナラ、ハイイヌツゲ、ウラジロヨウラク、マルバマンサク、リョウブ、ハナヒリノキ、コシアブラについては全ての調査地点で確認された。中でもミズナラの被度・群度が高く、観察ポイント周辺の森林において優先しているものと考えられた。また、落葉高木のブナは3つの調査地点（①、③、④）で確認され、観察ポイント右岸では優占する箇所があった。その他、タムシバ、ナナカマド、キツネヤナギ、オオカメノキ、ハウチワカエデなども、やや局所的であるが、観察ポイント周辺に比較的多く分布していることも分かった。

2) 落葉調査

落葉調査は、観察ポイント内に堆積した落葉の種類や構成について把握することを目的として行われた。調査は落葉後で、かつ積雪の影響を受けない時期として11月に行う事とし、2020年11月5日、2021年11月6日の2回実施した。観察ポイント内において水の流れる方向に対して横断するような2本の測線を設置し（図2-12）、測線上で採取された落葉の種類を同定した。また、測線に沿って横断測量を実施し、堆積状況の変化について確認すること

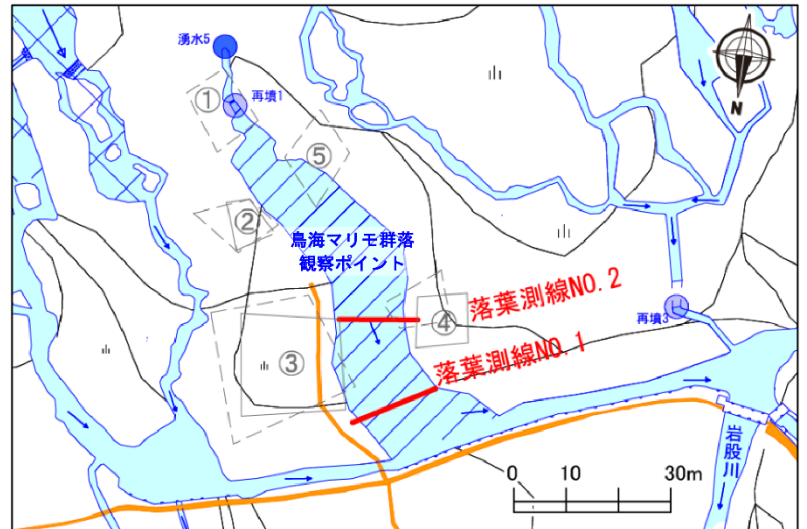


図 2-12 落葉調査の測線 位置図

も試みた。特に、1回目の観測（2020年11月5日）終了後に、観察ポイントの落葉一部を除去する実験を行ったこともあり、その前後の年の違いについても確認することができた。

落葉の採取に関しては、上流側に位置する測線No. 2では落葉厚の厚い箇所に、下流側の測線No. 1については落葉厚が平均的である箇所に、50cm×50cmの方形枠（コドラート）を設置し、枠内の落葉を採取した。採取された落葉を同定した結果、観測実施年や測線の違いに関係なく落葉の約70%~80%がブナ、15%~20%がミズナラで構成されており、この両者によって9割以上が占められていることが明らかとなった。残りの落葉としてはホオノキやヤマモミジなどが認められ、前項で説明した現況植生を反映するような結果が得られた。また、上流側で落葉の厚い箇所で採取を行った測線No. 2の落葉と、下流側で落葉厚が平均的な箇所に採取を行った測線No. 1とでは、確認された落葉の種数に差が認められており、No. 2では11種類（2020年）、16種類（2021年）の落葉が認められたのに対して、No. 1では5種類（2020年）、6種類（2021年）となった。

横断測量については、川底が地山の場合は比較的安定して観測を行う事ができる一方で、川底が蘚苔類や堆積した落葉によって覆われている場合には、踏査時に川底が沈み込み横断形状が変わってしまうことなどもあり、正確な測量を行う事が難しいことが分かった。そのような中で把握された鳥海マリモ群落観察ポイントの大まかな水底地形としては、左岸側（木道から見て奥側）の方が低くなっており、結果として水の流路も左岸側に偏る傾向があることがわかった。そのため、水の流量の多い左岸側では落葉の堆積は少なく、逆に地形的に高くなっており水の流量の少ない右岸側（木道の設置されている岸側）で落葉の堆積厚が大きくなる地点が認められた。

3) 落葉による被覆面積の変遷

観察ポイントの落葉による被覆面積については以前（昔）と比べて増加傾向にあるのではないかと、この意見が訪問者や現地ガイドから多く寄せられるようになってきており、その客観的な評価が求め

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

られてきた。しかし、落葉の量や被覆面積については、過去にこれらを定量化することを目的としたデータ取得が行われてこなかったこともあり、過去と現在の違いを直接的に比較することは不可能であった。そこで、これまでに観察ポイントを撮影した写真を用いて落葉の被覆面積を推定することで、被覆面積の変遷に対する評価を実施した。

使用した写真は1991～2020年の期間に獅子ヶ鼻湿原内で撮影された700枚以上の写真の中から、植生や地形の様相から確実に観察ポイントで撮影したことが分かるものを選びだし、さらに撮影された方向や角度がほぼ同じで比較を行う事が可能であると判断されるものを選出した。それらの写真を用いて過去から現在までの期間における落葉の状況を比較するために1990年代、2000年代、2010年代に観察ポイントを撮影した写真の中から、落葉の被覆状態を確認するのに適切と思われる写真をそれぞれ6枚ずつ選出し並べた(図2-13)。1990年代と2010年代とを比較すると、1990年代の観察ポイントの方が鳥海マリモの存在を明確に認識できるものが多く、いずれの写真をもても緑色の領域が広く分布していることが分かる。一方、2010年代については、10月や11月などの秋季～初冬にかけての時期はもとより、5月、6月、8月の写真においても鳥海マリモが水面より上に出ている領域の多くが落葉によって覆われているようであり、水域の広い範囲が茶色の領域によって占められていることが確認できる。このような概観上の違いが生じた主な要因は、1990年代の方が水面よりも上に露出しているマリモの割合が多い点に加え、水面を通して見えるマリモの水中部分についても鮮やかな緑色を呈し丸みをおびた外形であることを見てとれる点にもあるのではないかと考えられた。

落葉の被覆面積を定量的に扱うために写真を用いた画像解析を行った。解析では、最初に対象とした写真の中から解析対象範囲、計算不可能領域、落葉の被覆領域を決定した。ここで、解析対象範囲とは、写真内における観察ポイントの範囲(水の流れがある範囲)のことで、写真の手前側や奥側に写真に写りこんでいる岸より上の陸の範囲は解析対象から除外した。また、計算不可能領域とは、解析対象範囲内にある樹木などで、落葉が堆積することのできない範囲である。決定されたそれぞれの範囲に対して画像解析ソフト上で色分けした。その後、各領域のピクセル数(色の範囲)をカウントし得られた各領域のカウント数より落葉の被覆率(対象範囲に対して落葉によって覆われている面積の割合)を算出した。

解析結果の一例として、1990年代と2000年代の観察ポイント内の落葉の被覆率の計算を行った写真を図2-14に示す。図より、1994年7月の被覆率は17.3%、1997年10月が51.6%、1999年11月が38.9%であったのに対し、2020年11月では43.4%となった。この結果から、(1)1990年代で落葉の影響が小さい時期は、落葉の見かけ被覆率が20%以下となっていたこと、(2)1990年代であっても、落葉が生じた際には見かけ被覆率が38.9%～51.6%まで上昇していたことが明らかとなった。これは落葉の被覆率で見た場合には、1990年代も2020年と同じ程度まで落葉に覆われている期間が存在していたことを意味している。1990年代と2000年代の被覆率に大差がなかったことから、秋季の落葉量(観察ポイントへの新規供給量)が増加していることを支持するような結果とはならなかった。しかし、被覆率上は同程度と評価される1997年10月の写真と2020年11月の写真とでは鳥海マリモの「見え方」の印象は大きく異なっており、前者はマリモの存在を意識できるが、後者はほとんどマリモが認められず落葉によって覆われてしまっているような印象を受ける。以上のことから、観察ポイントの景観に対して落葉が与える影響については、落葉に覆われている面積の大小関係も重要であるが、落葉のない場所にどれだけ緑色の範囲(水中を含めて鳥海マリモであることを視認できる領域)が認められるのか、という点によっても印象を大きく変えてしまう可能性が高いことが示された。

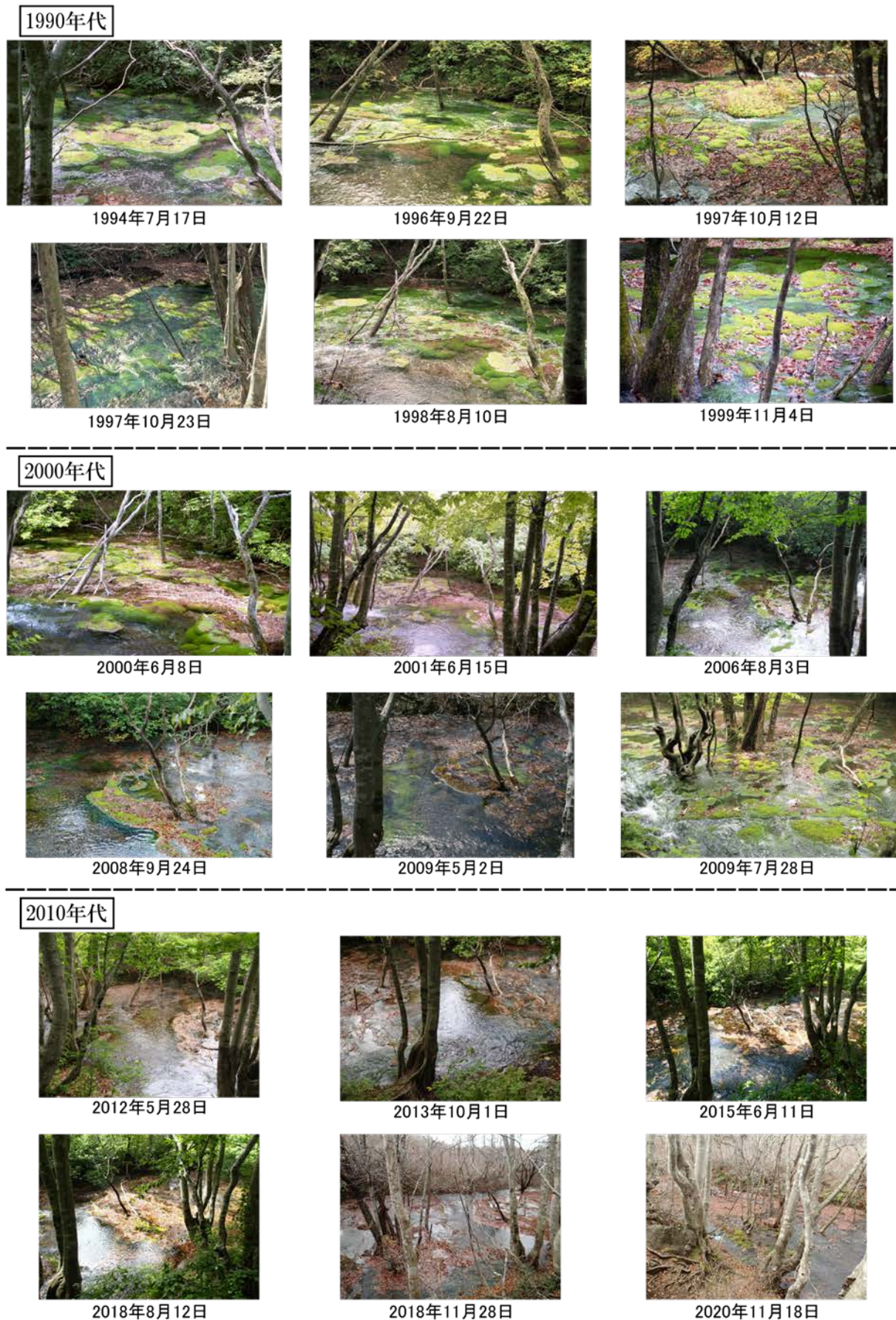


図 2-13 1990 年代、2000 年代、2010 年代における鳥海マリモ群落観察ポイントの落葉による被覆状況の変遷

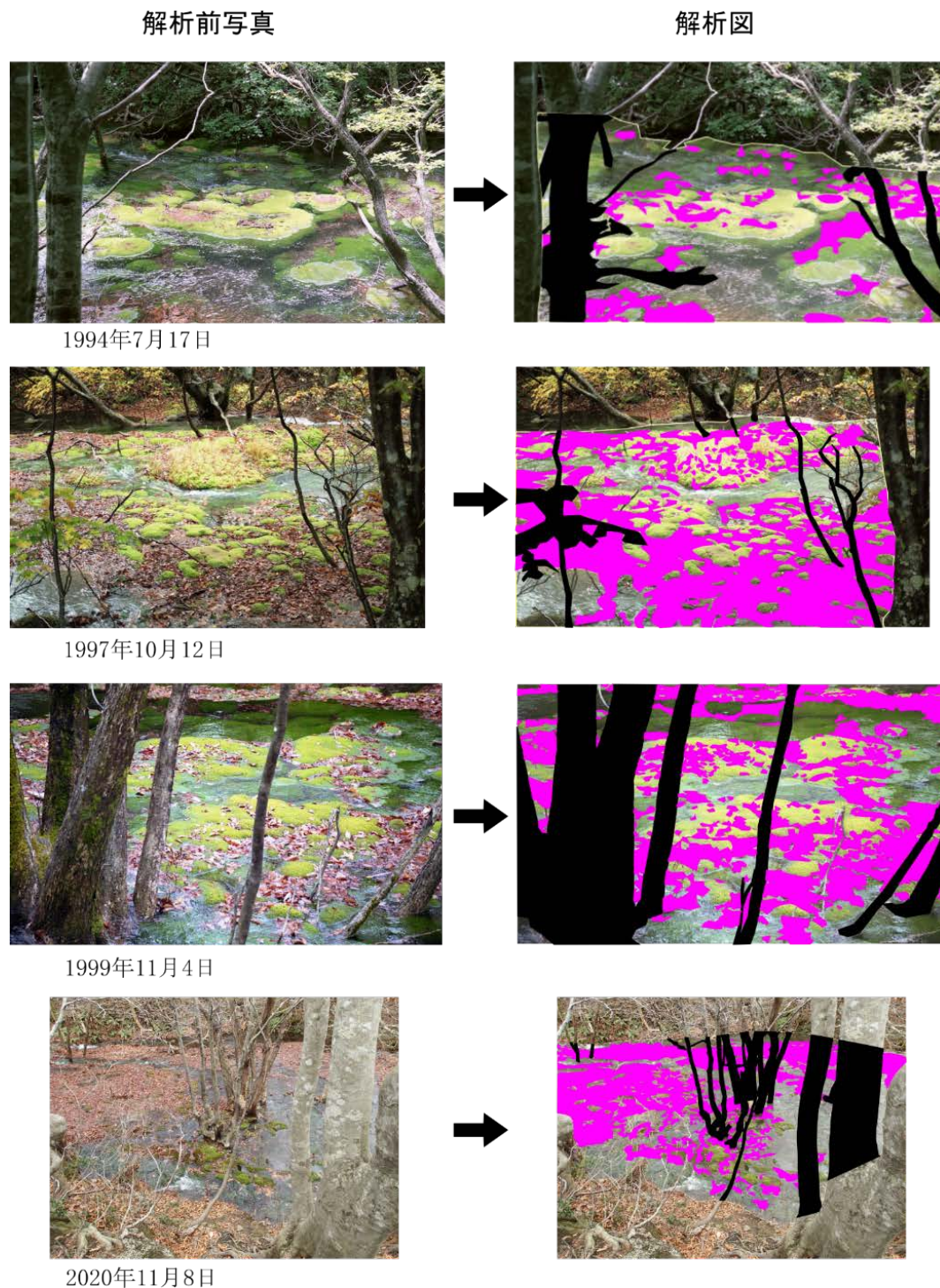


図 2-14 1990 年代と 2020 年 11 月の鳥海マリモ群落観察ポイントの被覆率の解析画像
赤紫色で着色された範囲が落葉によって覆われている範囲

4) 落葉の除去実験

(1) 2020～2022 年における実施状況とその後の経過

落葉の除去作業は2020年11月15日に実施した。除去範囲は木道の突き当り看板付近の観察ポイントの右岸寄りにあたる場所を設定し（除去範囲①：図2-15）約3m×3mの範囲にある落葉を除去した。さらに除去範囲①の下流側約30mの範囲についても落葉の除去を実施した（除去範囲②）。除去作業後は、その後の経過を確認するために、一定期間ごとに自動撮影を行うタイムラプスカメラを設置

し、除去範囲①および除去範囲②の落葉の堆積量の変遷についてモニタリングを行った。特に除去範囲①については除去作業後から約2年間（2020年11月～2022年9月）にわたってタイムラプスカメラの撮影画像を用いた解析を行い、落葉の再堆積状況の推移などに関して検証を行った。

除去範囲①に対する画像解析による検証については、大まかには2期に分けて扱った。1期目は落葉の除去作業（2020年11月実施）を行ってから翌年の落葉が生じる2021年11月までの期間における落葉の堆積状況の推移についての確認であり、2期目は2021年の秋季に堆積した落葉に対するその後の推移状況の把握である。図2-16に第1

期における落葉の堆積状況の推移を示した。図2-16の左上図に除去実験が行われた直後（2020年11月18日）の除去範囲①における落葉の堆積状況を示した。この写真より、周辺状況と比較しても除去範囲①（3m×3m）の多くの領域で鳥海マリモが視認可能であり、範囲内の落葉については大部分が除去されたことが確認される。そこで、この時点における落葉の存在領域を黄色い線で囲み、この黄色い線の位置を固定したまま、後の除去範囲①の写真と比較することで落葉の範囲の増減について検証した。図2-16右上には除去実験後約10ヶ月が経過した2021年9月時点における写真を示す。黄色い線の範囲と2021年9月の状況を比較すると、場所によっては落葉の増減が生じてはいるものの、全体的にみると黄色い範囲と落葉の堆積箇所が目立った違いは生じておらず、10ヶ月間にわたって落葉の堆積状況に大きな変化のないまま推移してきたことが分かる。これに対して2021年11月（図2-16左下）の写真では、鳥海マリモを水面上では確認できない程の範囲が2021年秋季の落葉によって覆われてしまったことが分かる。2021年の落葉による影響範囲を赤紫色の線で囲い、2020年11月（落葉の範囲は黄色い線で示してある）の写真と重ね合わせたものを図2-16の右下図として示した。黄色い範囲の大部分は赤紫色の範囲に覆われてしまっており、1期目の結果としては、除去作業によって作り出された環境が1年後の秋季までしか継続しないことが明らかとなった。



図 2-15 2020～2022 年の落葉の除去実験
の範囲と定点カメラの設置位置

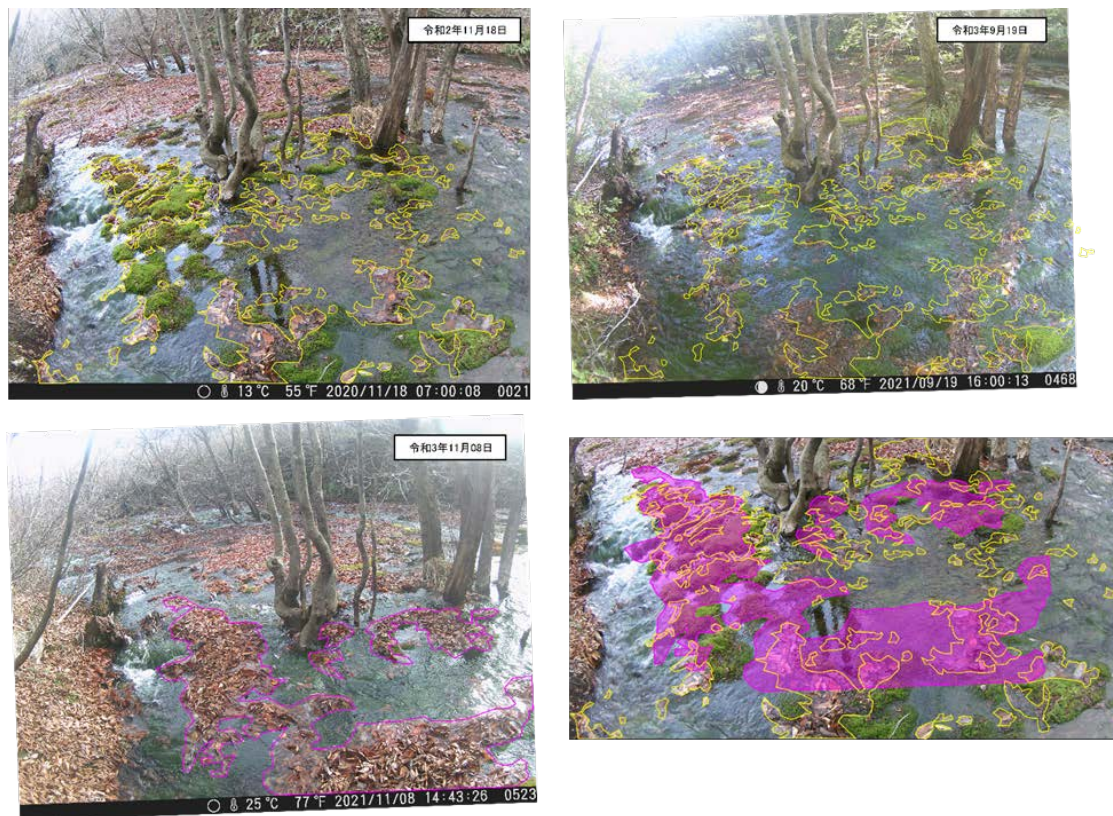


図 2-16 落葉の除去実験の範囲と定点カメラ設置位置

左上：2020 年 11 月 18 日、右上：2021 年 9 月 19 日、左下：2021 年 11 月 8 日の状況
右下：2020 年 11 月と 2021 年 11 月の落葉の堆積範囲の比較

第 2 期に 2021 年 11 月に生じた落葉の堆積のその後の推移について検証を行った。手法は第 1 期と同様であり、2021 年 11 月の落葉後に生じていた堆積範囲を赤紫色の線で囲い、その範囲と後に撮影された写真内の落葉の範囲とを比較した。その結果、落葉の堆積範囲が最大面積を示した 11 月と比較した場合、翌年の 9 月までの間には約 20～30%程度しか面積の減少が認められないこと、落葉の分布面積は冬季～翌春の期間に徐々に減少を見せた後は、あまり減少しなくなること、水の流のある場所については時期によって落葉が留まったり動いたりする（流される）ことがあるが、広い面積を覆って積もっている落葉（鳥海マリモの上に乗っている落葉と思われる）については、ほとんど面積に変化のないこと、などを確認した。以上の関係をまとめたものが図 2-17 となる。2020～2022 年の期間の落葉の除去実験より、秋季に堆積した落葉は自然条件の下では 1 年経過しても 5 割以上が残留する可能性が高い点、また、人為的に落葉の除去作業を行った場合でもその影響（鳥海マリモが視認できる状況）は翌秋には消失する可能性が高い点などを確認することができた。

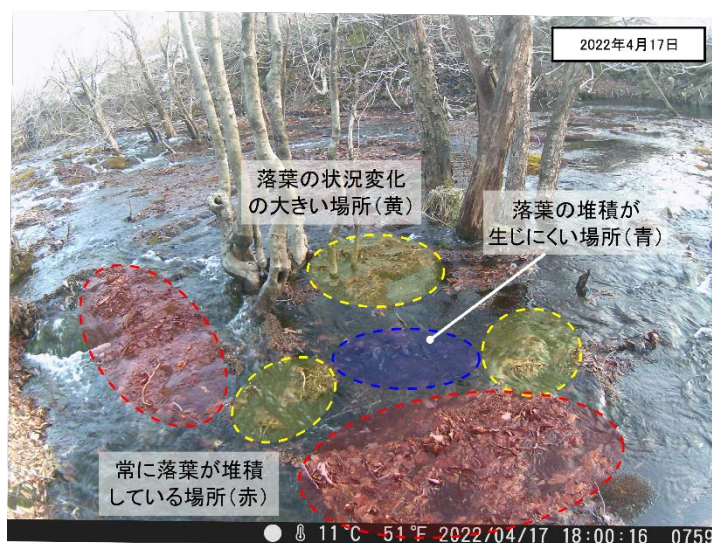


図 2-17 除去範囲①内の堆積状況に見られた特徴のまとめ

(2) 2023～2024 年における実施状況とその後の経過

2023～2024 年にも観察ポイントにおける落葉の除去実験を実施した。落葉の除去作業は、2023 年 9 月 14 日、2024 年 9 月 10 日と、2023 年 10 月 23 日、24 日、2024 年 10 月 24 日に行った。2020～2022 年の調査時より落葉の除去範囲を変更した関係上、タイムラプスカメラの設置地点も変更が加えられている。図 2-18 に 2023～2024 年における 2 つの除去範囲とカメラの設置地点を示す。タイムラプスカメラ 1 については 2023 年 9 月 20 日より、タイムラプスカメラ 2 については 2023 年 10 月 4 日より撮影を開始し、2024 年 11 月まで観察ポイントのモニタリングを行った。撮影の時間間隔は 4 時間に設定した。途中、冬季の低温環境下における作動障害

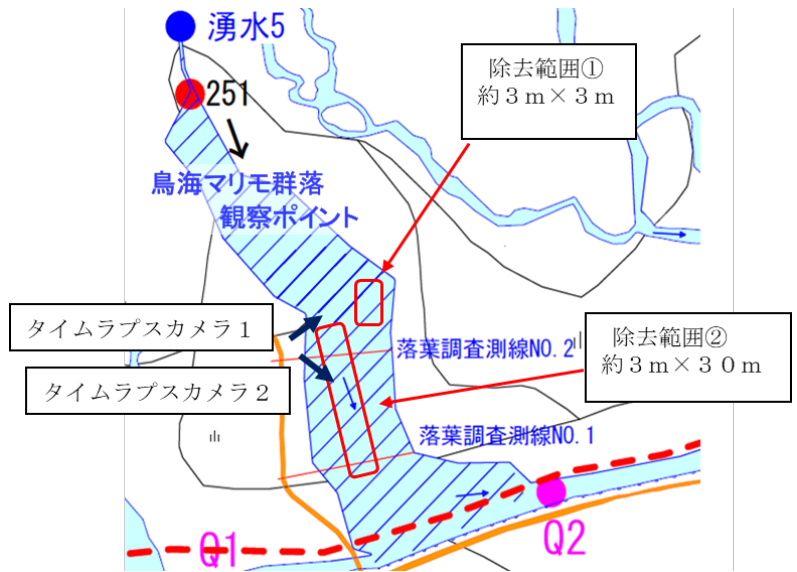


図 2-18 2023～2024 年の落葉の除去実験の範囲と定点カメラの設置地点

(写真撮影が行われていない) 期間があったが、4 月 26 日に復旧作業を行い、撮影を継続した。その結果、モニタリング期間において計 5716 枚の写真 (カメラ 1 : 3637 枚、カメラ 2 : 2079 枚) が得られた。

また、2023 年、2024 年に関しては落葉の除去作業を実施した際に排除した落葉落枝を集積し、その乾燥重量の計測も行った。落葉集積の対象とした範囲は除去範囲② (図 2-18) であり、範囲内をさらに 3 m × 15 m の 2 つの範囲 (No. 1、No. 2) に分割して作業を行った (図 2-19)。作業時は蘚苔類の上はできるだけ歩かないよう配慮し、蘚苔類の上に堆積した落葉の上を歩くことを基本として、人力で除去し集積用カゴを用いて除去区域外に搬出した。同時に観察ポイント内にある倒木や落枝などが落葉の堆積を助長している可能性があるため倒木処理も実施した。なお、集積用のカゴには、縦 0.3 m × 横 0.4 m × 深さ 0.25 m の農業用の収穫カゴを用いた。

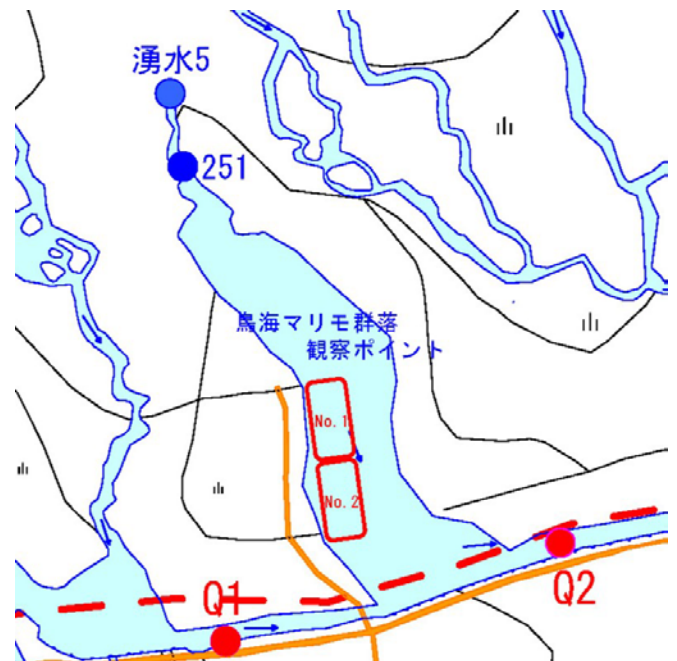


図 2-19 除去した落葉の集積・計測を行った範囲

集積された落葉については乾燥させた後に重量の計測を行った。表 2-8 に 2023 年および 2024 年の作業で除去したカゴ数、カゴ当たり乾燥重量、除去した落葉の総重量などについてまとめた。2023 年に除去した落葉は 95.2 kg であったが、2024 年には 72.7 kg と約 20% 減少していた。また、2023 年落葉除去と同時に実施した倒木処理も 2024 年には倒木がみられなかった。これらの結果は、落葉の除去実験を複数年に渡って継続してきたことに対する影響も含まれた上で得られたものである可能性が高いと思われた。

表 2-8 除去された落葉（落枝）の重量測定の結果

落葉除去作業日	除去範囲	除去した カゴ数	1カゴ当たり 乾燥重量	総重量 (g)	総容積 2023年:0.027×カゴ数 2024年:0.030×カゴ数
		(個)	実測値 (g)		(m ³)
2023年 10月23日・24日	No.1	31	1,429	44,299	0.837
	No.2	36	1,413	50,868	0.972
	計	67		95,167	1.809
2024年 10月24日	No.1	14	2,300	32,200	0.42
	No.2	15	2,700	40,500	0.45
	計	29		72,700	0.87

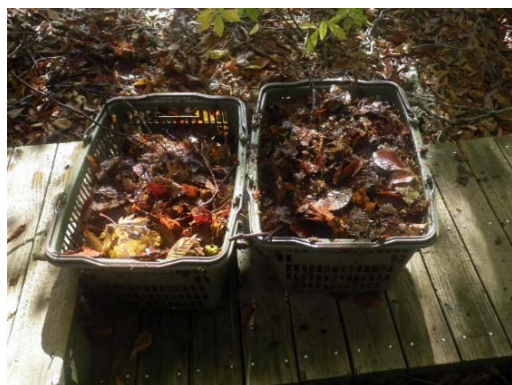


写真 2-5 集積した落葉（左）および 2023 年に処理した倒木（右）

これより以降は、写真を用いた検討結果について述べていく。落葉の量の時間経過を確認する目的で、タイムラプスカメラにより撮影された写真の中から、各月で写真画像が明瞭であったものを抽出した。タイムラプスカメラ 1 によって撮影された写真に関してまとめたものを図 2-20 に、カメラ 2 で得られた写真については図 2-21 に示す。なお、2024 年 9 月以降、タイムラプスカメラの撮影画像にレンズの曇りが映りこみ、細部について不明瞭な写真が撮影される頻度が急増するという問題が生じていた。そのため、タイムラプスカメラ 1 による 9 月および 10 月の写真については、その月の中では最も画質の明瞭な写真を選択したものであるが、それでも霧のかかったようなやや明瞭さに欠ける写真となった。また、タイムラプスカメラ 2 については、9 月以降の写真で解析に耐えうる画質の写真が得られていなかったため、8 月までの写真しか掲載していない。

図 2-20 より 2023 年 9 月、10 月の状況から 2023 年 11 月 15 日（図 2-20；上段右）の時点で落葉が堆積している範囲が拡大している事がわかる。これは、本地域における広葉樹の落葉が主に 10 月下旬から 11 月中旬にかけて生じていることによるものであるが、この季節性のものが供給された 11 月の時点における落葉の量を基準として、その後の落葉の堆積状況の推移について比較を行うことにした。そこで前項で行った画像解析と同様に、11 月 15 日における落葉の堆積範囲の境界を黄色い線で囲い、薄く着色した。そして、この範囲を 12 月以降の全ての月の写真（9 枚）に重ねて表示することで、11 月の堆積状況との比較を行った。その結果、2024 年 4 月 26 日（図 2-20；2 段目右）の時点においても、ほとんど堆積範囲に変化が認められず、冬季～春先にかけて落葉の範囲の減少はほぼ生じていないことが明らかとなった。状況にわずかな変化が認められるのは、2024 年 7 月 22 日（図 2-20；3 段目右）であり、写真の手前側中央部および手前側右部にて落葉の範囲がやや縮小していることに加え、写真内で奥側（対岸側）にあたる撮影範囲内でも水がよく流れている領域に位置している、落葉が細長く堆積していた範囲の落葉についても減少していることが確認された。その後、8 月、9 月にかけて、中央手前側の

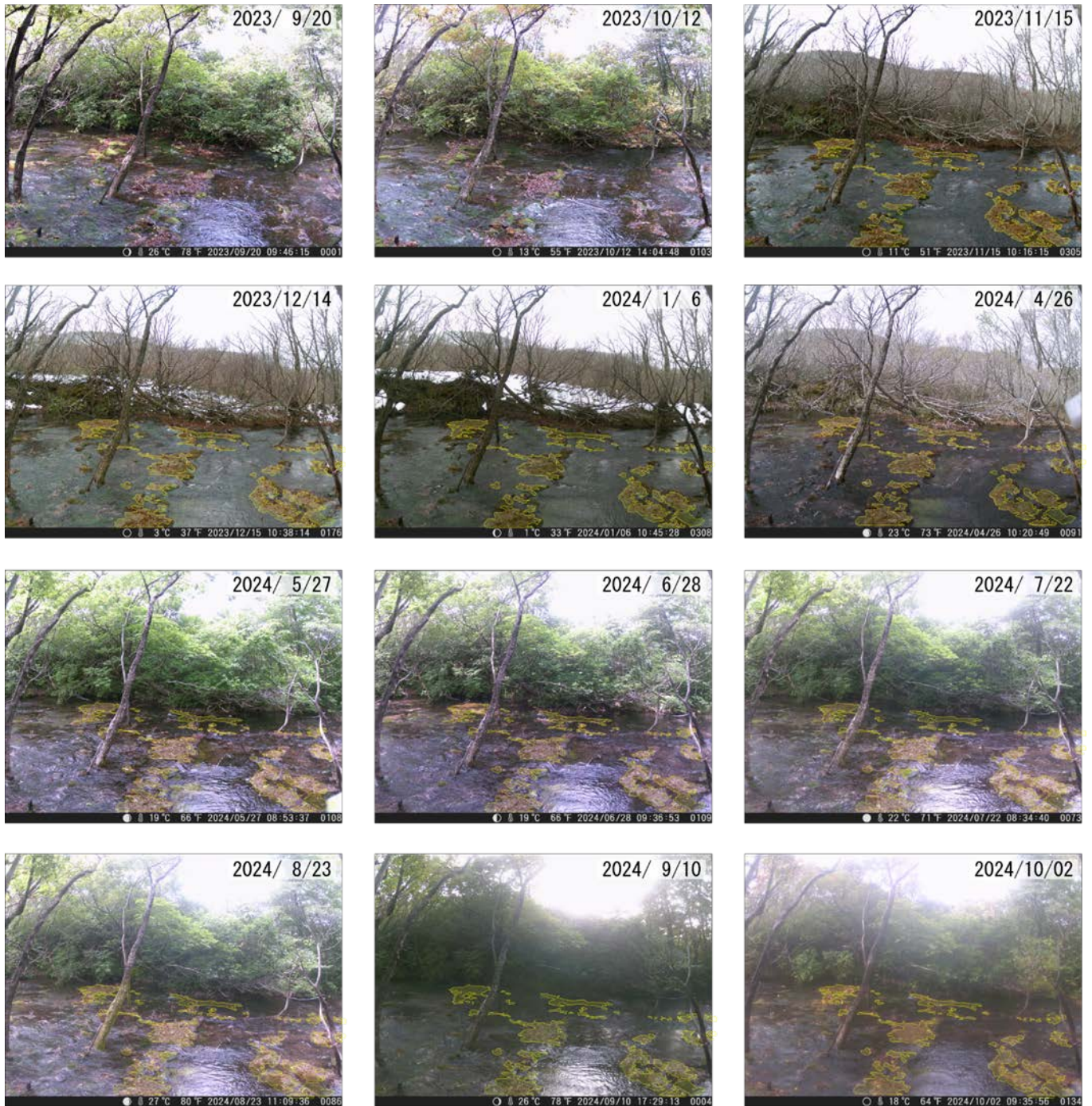


図 2-20 タイムラプスカメラ 1 による定点撮影の結果（2023 年 9 月～2024 年 10 月）

堆積範囲でも、落葉の堆積位置が前月と比べて異なる、黄色で示した落葉範囲について葉量の減少が認められる、といった堆積状況の変化が認識できるようになった。一方で写真中央部周辺の堆積範囲については、ほとんど落葉の減少が認められないままであった。また、2023 年の 11 月に季節性の落葉が生じた際に堆積領域が広がった写真右下の範囲についても、落葉の減少こそ認められたものの 2023 年 9 月時点と同等の状況まで落葉の範囲が縮小することは無かった。

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

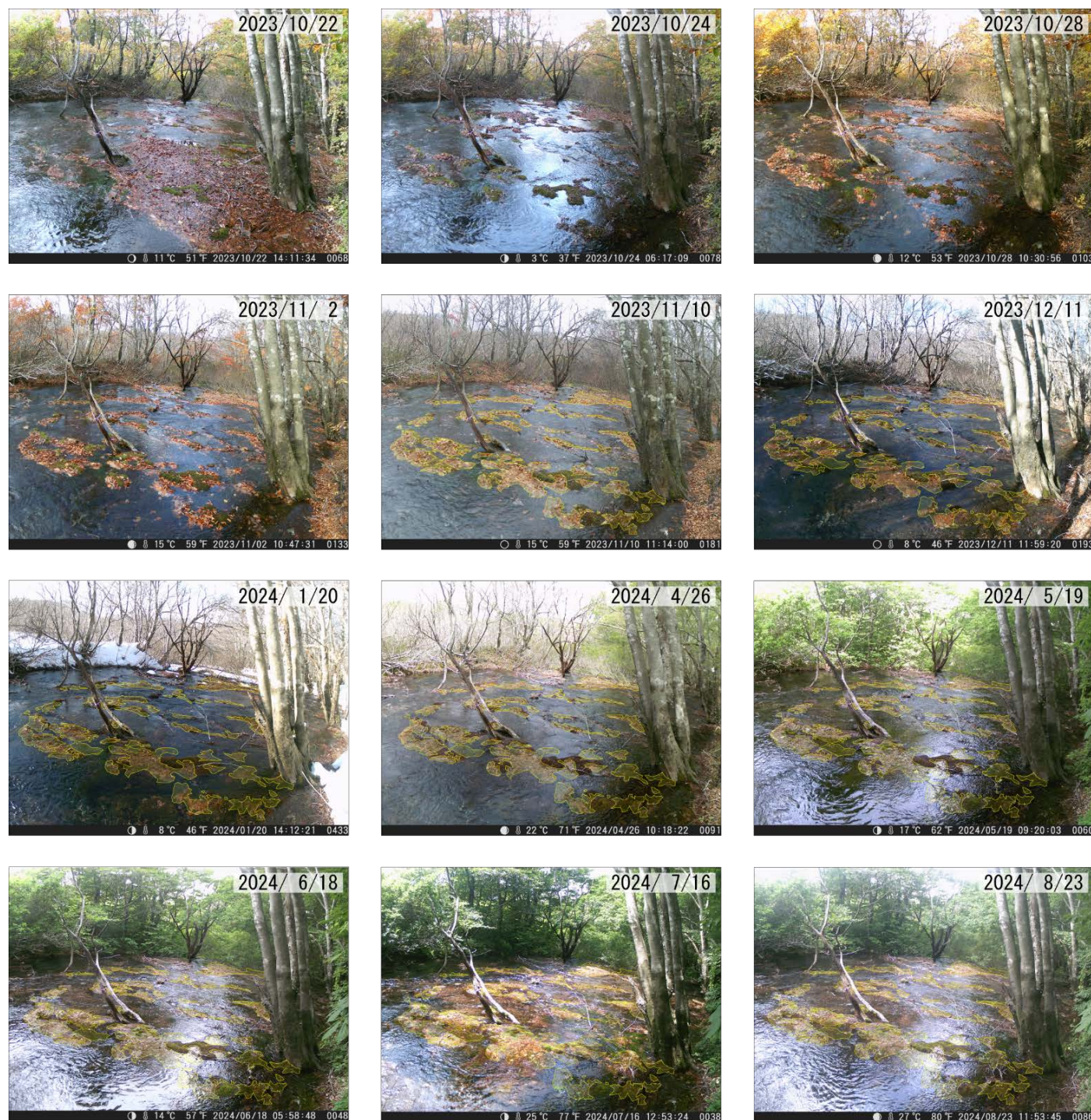


図 2-21 タイムラプスカメラ 2 による定点撮影の結果（2023 年 10 月～2024 年 8 月）

次に除去範囲②の状況について述べる。図 2-21 については、2023 年 10 月 22 日（図 2-21；上段左）と 10 月 24 日（図 2-21；上段中央）の写真とで、堆積状況が大きく異なっていることから分かるように、落葉の除去作業が行われたことで堆積範囲が大きく減少していることが分かる。その後、10 月 28 日（図 2-21；上段右）には、季節性の落葉による葉の供給で堆積範囲の拡大がはじまり、11 月 10 日（図 2-21；2 段目中央）前後で落葉の堆積範囲の拡大がほぼ終了していた。そこで、除去範囲①で行った解析と同様に、2023 年 11 月 10 日の時点での落葉の堆積範囲を基準として、以降の堆積状況（計 7 枚）との比較を行った。

図より、12 月 11 日（図 2-21；2 段目右）の写真では、すでに着色範囲の中で落葉が減少している箇所が所々にみられ、落葉の一部が流されたことが示唆された。特に写真右下に位置する樹木の手前側に

ある複数の着色範囲と、写真の奥側（対岸側）に位置する、比較的良好に水が流れている領域に位置していた細長い着色範囲については、時間が経過するごとに少しずつ落葉の減少がみられ、2024 年 5 月 19 日（図 2-21；3 段目右）には、この範囲に堆積していた落葉のほとんどが無くなっていることが確認された。一方で、写真中央付近にある樹木の周囲で堆積している落葉については、12 月 11 日以降、主だった落葉の減少は認められないまま 2024 年 8 月まで同様の状況が継続されていたことも明らかになった。

以上の状況も踏まえて、2023 年および 2024 年のモニタリングを通じて明らかになった事をまとめると以下ようになる。

- （1）10 月下旬～11 月中旬ころまでに生じる季節性の落葉によって供給される落葉が堆積して生じる状況は、若干の範囲の減少が認められるものの半数近いが、それ以上の量の葉が翌年の夏以降までそのまま残留し続ける。
- （2）季節性の落葉の期間を経て、堆積が生じなかった範囲については、その後もそのままの状態（水の流れる状況）が保たれている。
- （3）タイムラプスカメラ 2 による 10 月 22 日の写真で認められた様な堆積状況については、2023 年の季節性の落葉が付加される期間を経ても再現されることは無かった。

特に（3）に示した点については、2023 年 10 月の時点における観察ポイント内の堆積状況が、単年の季節性落葉によって生じたのではなく、複数年に渡って堆積範囲が拡大していった結果、到達した状況であった可能性が高いことを示唆する結果といえる。2023～2024 年の除去実験では秋季に落葉が堆積した範囲であっても水の流れが確保されている様な場所については落葉の減少が認められた一方で、正確な計測までは行っていないものの、全体の 5 割程度かそれを超える範囲の落葉が年間を通じて残留することも示された。これらの点を併せて考察すると、春季から夏季を経て堆積が生じやすい場所に残留している落葉に秋季の季節性の落葉が付加され、その一部については自然減少することがあるものの、多くがその場に留まったまま翌年の秋季を迎え…、といった過程が繰り返された結果として、堆積範囲の拡大が進行していった状況が推察される。

2023～2024 年のモニタリングでは季節性の落葉によって供給・堆積した落葉の一部が、自然減少していることも確認されており、落葉の人為的な除去を行う事で一定の効果が期待されることが示唆された。その一方で、2 つのタイムラプスカメラで撮影された写真による判定から堆積範囲の減少が発生している時期や減少の仕方（1 ヶ月などの期間で減少するのか、徐々に減少するのか、など）は異なっており、堆積範囲の自然減少を促している要因が何であるのかを明確にするまでには至らなかった。ただ、除去した落葉の重量計測においても、堆積している落葉量の減少が記録されており、2020 年より継続してきた落葉の除去実験の効果（影響）が少しずつ出始めている可能性も示唆されるようになった。可能であれば、今後も落葉の除去作業および除去量の計測といった実験的な要素を含む経過観察を継続していき、鳥海マリモ群落観察ポイントにおける落葉の堆積の実態に関する理解を深めていくことが重要であると考えられる。

6 獅子ヶ鼻湿原の動物等

2006～2008 年の緊急調査において、鳥類は 10 目 28 科 68 種が確認されている。確認種には、環境省の絶滅危惧種 8 種が含まれている。イヌワシ、クマタカは獅子ヶ鼻湿原の上空で確認されたもので、指定地域内での繁殖は確認されていない。（鳥類の分類は改訂されているので、科名や種名引用には注意を要する）

2006～2008 年の緊急調査において、コウモリ類は 1 目 1 科 9 種が確認されている。確認種には、環

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

境省の絶滅危惧種4種、秋田県の絶滅危惧種8種が含まれている。9種の確認種のすべてが環境省または秋田県の絶滅危惧種に該当しており、獅子ヶ鼻湿原と周辺のブナ林は、希少性の高い種の生息地になっている。

2007年の緊急調査において、水生生物は10目27科30種が確認されている。水質が中性であると、確認種数が多くなっている。獅子ヶ鼻湿原には、酸性水に対する耐性の高い水生生物が生息している。

7 多数の来訪者がブナ林に及ぼす影響と来訪者の意識調査

天然記念物指定以来獅子ヶ鼻湿原を訪れる来訪者は急増しており、多数の来訪者が生態系に与える影響について懸念された。そこで、森林に影響を与える可能性のある踏圧の状況を明らかにするために、長谷川式土壌貫入計を用いた深さごとの土壌硬度の調査を行った（石川・蒔田 2009）。その結果、木道が設置されていない遊歩道では、落葉による土壌の被覆度が低くなり、裸地化が進んでいること、また、そのような場所では、周囲の林内に比べて表層付近で土壌が硬くなる傾向が認められた。また、土壌硬度の影響の表われ方は場所によって異なっており、出つば付近ではもともとコケの堆積に由来する土壌が柔らかいため、踏圧の影響は著しいことがわかった。

現在のところ、こうした踏圧が樹木の生育にどの程度の影響を与えるかについて必ずしも明らかになったわけではないが、今後も留意する必要があるだろう。なお、調査時におこなった来訪者へのアンケートでは、獅子ヶ鼻湿原の神秘的な雰囲気大切にしたいとの意見が多く聞かれた。

第5節 指定地の状況

1 自然的環境

秋田県にかほ市は、秋田県の南西部、山形県との県境に位置し、南東に鳥海山、西に日本海を望む、山と海に抱かれた地域である。沿岸部は市街地、中央部は農地、東部は高原となっている。東と北側は由利本荘市、南側は山形県遊佐町に接しており、秋田県の日本海側の玄関口となっている。

南部は鳥海山の裾野が海岸近くまで延び、鳥海国定公園に指定されている。近くを対馬暖流が流れている影響により、比較的気温が高く、秋田県内において最も温暖な地域であるが、海岸部と山間部では気候条件が異なり、特に冬季は積雪量の差が大きい。

獅子ヶ鼻湿原は、鳥海山北山麓の鳥海自然休養林内の中島台レクリエーション森に隣接しており、冬季は積雪のため立ち入りが困難である。

表 2-9 にかほ市（沿岸部）の年間降水量と年平均気温

年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)	年	年間降水量 (mm)	平均気温 (℃)
2001(平成13)年	1,331.0	12.5	2013(平成25)年	2,039.0	13.6
2002(平成14)年	1,761.0	12.7	2014(平成26)年	1,626.0	12.9
2003(平成15)年	1,322.0	12.5	2015(平成27)年	1,282.0	13.3
2004(平成16)年	1,564.0	13.4	2016(平成28)年	1,627.0	13.2
2005(平成17)年	1,590.0	12.6	2017(平成29)年	1,852.5	12.7
2006(平成18)年	1,398.0	12.7	2018(平成30)年	1,635.5	13.1
2007(平成19)年	1,466.0	13.2	2019(令和元)年	1,472.5	13.6
2008(平成20)年	1,305.5	13.0	2020(令和2)年	1,842.0	13.7
2009(平成21)年	1,301.0	13.0	2021(令和3)年	1,695.0	13.7
2010(平成22)年	1,632.5	13.5	2022(令和4)年	1,754.5	13.5
2011(平成23)年	1,552.5	13.2	2023(令和5)年	1,792.5	14.5
2012(平成24)年	1,268.0	13.5			

(気象庁気象観測統計情報より)

2 社会的環境

1) 人口

2024(令和6)年3月31日現在、にかほ市の人口は22,272人であり、指定時に比べて人口が減少し、高齢化が進んでいる。

表 2-10 年度末の人口

年 次	世帯数(世帯)	人口 (人)	65 歳以上 の割合	70 歳以上 の割合
平成 13 年度	9,229	30,379	—	—
平成 17 年度	9,327	29,351	26.59%	19.86%
令和 5 年度	9,236	22,272	40.52%	22.48%

(にかほ市人口動態より)

2) 土地利用

にかほ市は南北に約23km、東西に約16.6kmの広がりをもち、面積は約241.13km²である。

土地の利用区分別で最も多いのは森林で150.93km²(62.6%)、次いで農地が37.1km²(15.4%)、水面・河川・水路が6.14km²(2.5%)である。宅地利用は7.7km²(3.2%)となっている(秋田県国土利用計画管理運営資料より 2017(平成29)年10月1日現在)。また、指定地内の地目は全てが山林である。

3) 交通

にかほ市には東日本旅客鉄道羽越本線が整備されており、仁賀保駅、金浦駅、象潟駅、上浜駅、小砂川駅の5駅がある。各駅の1日平均乗車人員を見ると、仁賀保駅が224人、金浦駅117人、象潟駅が185人となっている(JR東日本：各駅の乗車人員2023年度より)。

獅子ヶ鼻湿原へのアクセスは、象潟駅が最寄り駅である。

また、羽後交通株式会社が路線バスを運営しており、本荘・象潟線、仁賀保高校線の2路線があ

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

る。その他、市がコミュニティバスを運行しており、平沢線、院内・小出線、釜ヶ台線、大竹線、上郷・長岡線、上郷・小滝線、小砂川線の7路線を運行している。

にかほ市内の道路状況は、新潟県新潟市から青森県青森市まで国道7号が通っていて、沿岸部の幹線道路となっている。

日本海沿岸東北自動車道は、新潟県から山形県・秋田県の日本海側を縦断して、東北縦貫自動車道と連結し、青森県に至る高規格幹線道路となっており、にかほ市には仁賀保、金浦、象潟の3つのインターチェンジがある。現在は象潟インターチェンジまでが開通している。

獅子ヶ鼻湿原へのアクセスは、象潟インターチェンジが最寄りのルートになっている。

4) 観光客の推移

標高 2000m を超える鳥海山と日本海を併せ持ち、さらに俳聖松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅で目指した象潟を擁するにかほ市は県内屈指の観光地であり、年間 130 万人以上（令和 5 年秋田県観光統計より）観光客が訪れている。花の山としても知られ、日本海を望む鉾立には年間 20 万人を超える観光客が訪れているほか、山麓にある奈曽の白滝、世界的にも珍しいコケ類が生育する獅子ヶ鼻湿原なども人気のスポットとなっている。日本海においては、市内に4つの海水浴場に海水浴客が訪れ、サーフィンなどのマリンスポーツも盛んである。また、市内には、かつての潟湖で松尾芭蕉をはじめ多くの文人が訪れた名所の面影を伝える「象潟」をはじめ日本遺産に認定された北前船関連の文化財が多く遺っている。さらに、にかほ市は日本で初めて南極に到達した白瀬矗や世界的電子部品会社のT D Kを創立した斎藤憲三を輩出したことから、関連の史跡や人物を紹介する博物館施設があり、年間 5 万人以上の観光客が訪れている（令和 5 年秋田県観光統計より）。

獅子ヶ鼻湿原周辺の主な観光地の入込数の推移は表 2-11 のとおりである。

表 2-11 獅子ヶ鼻湿原周辺の観光地点等の入込客数の推移

観光地点	2019(令和1)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2023/2019
鳥海山・鉾立	276,819 人	141,523 人	156,007 人	264,066 人	228,577 人	82.6%
元滝伏流水	32,350 人	22,610 人	43,546 人	45,820 人	45,240 人	139.8%
奈曽の白滝	27,616 人	18,167 人	18,620 人	38,361 人	34,246 人	124.0%
鳥海鉾立ビジターセンター	12,129 人	6,964 人	3,893 人	16,774 人	17,517 人	144.4%
中島台レクリエーションの森	23,275 人	15,130 人	9,575 人	13,729 人	9,116 人	39.2%
象潟海岸	15,550 人	10,152 人	10,097 人	13,662 人	7,345 人	47.2%
象潟海水浴場	8,582 人	411 人	7,646 人	3,393 人	3,888 人	45.3%
道の駅象潟ねむの丘	482,880 人	340,599 人	337,964 人	428,867 人	444,196 人	92.0%
観光拠点「にかほっと」	606,040 人	349,757 人	370,553 人	358,570 人	345,942 人	57.1%

（秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課より一部抜粋）

5) 中島台レクリエーションの森の観光客入込数の推移

にかほ市の中でも獅子ヶ鼻湿原は人気の観光スポットであり、同湿原が隣接している中島台レクリエーションの森に、にかほ市となってから最も観光客が訪れたのは 2013(平成 25)年度で 53,581 人である。以降は緩やかに観光入込数が減少してきたが、2020(令和 2)年からはコロナ禍の影響により急激に落ち込んでいる。2022(令和 4)年度には約 14,000 人が訪れて復調の兆しを見せていたが、2023(令和

5) 年には秋田県道 58 号線の通行止めやクマの出没が多く、県内では人身被害が連続して発生したこともあって、観光客数が減少したものと思われる。

表 2-12 中島台レクリエーションの森の観光客入込数の推移

年	中島台レクリエーションの森 観光客数(人)	年	中島台レクリエーションの森 観光客数(人)
2013(平成 25)年	53,581	2019(令和元)年	23,275
2014(平成 26)年	44,015	2020(令和 2)年	15,130
2015(平成 27)年	46,168	2021(令和 3)年	9,575
2016(平成 28)年	31,719	2022(令和 4)年	13,729
2017(平成 29)年	26,526	2023(令和 5)年	9,116
2018(平成 30)年	22,279		

(秋田県観光統計より)

6) 木道等の整備実施状況（周辺含む）

にかほ市では獅子ヶ鼻湿原の保全のため、1997(平成 9)年より指定地を周遊する木道を含めた周辺の遊歩道の整備を行ってきた。現在、指定地内の見学は指定地内を 1 周する約 1.7km の遊歩道（東北電力管理道路を一部含む）と「鳥海マリモ群落観察ポイント」を観察する木道からとしており、出つぼ周辺にはロープを張るなど、それ以外は進入禁止としている。

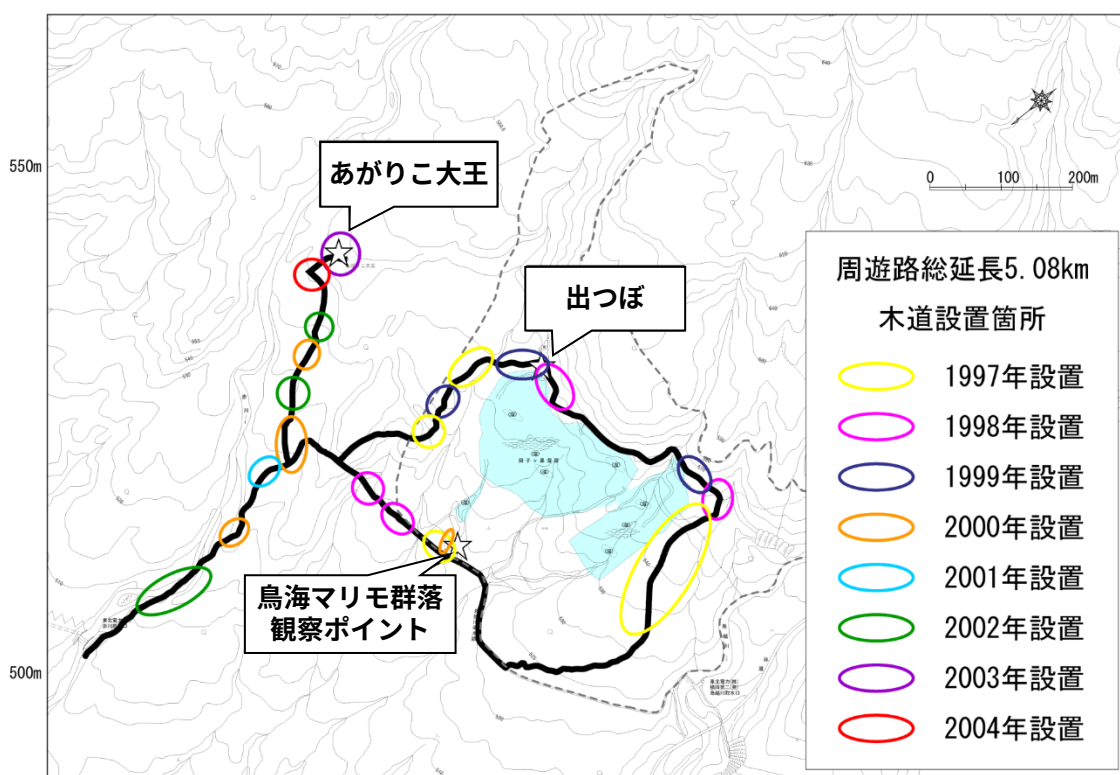


図 2-22 (緊急調査報告書 (2009 年 3 月) より)

- ・ 1997(平成 9)年度 木道設置 L=60m 板敷 L=28m 歩道整備 L=55m 木橋設置 L=7m
- ・ 1998(平成 10)年度 木道設置 L=46m 歩道整備 L=256m

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

- ・1999(平成11)年度 木道設置 L=3.6m 木道嵩上げ補強 L=26m 木橋設置 L=4m
- ・2000(平成12)年度 木道設置 L=8m
- ・2001(平成13)年度 木道設置 L=138m
- ・2002(平成14)年度 木道設置 L=296m
- ・2003(平成15)年度 木栈道設置 L=41.7m 木栈道設置 L=1.7m 木栈道設置 L=15.3m
- ・2004(平成16)年度 木道設置（あがりこ大王へのアクセス）L=68m

整備後も毎年のように、その都度修繕等を行ってきたが、設置してから年数が経過しており劣化の著しい箇所があることから、計画的に更新していく必要がある。

また現在木道のない箇所について、来訪者の踏圧等が植物群落へ影響を与えることが危惧されている。

3 歴史的環境

1) 鳥海山の噴火の歴史

鳥海山は有史以前から火山活動を繰り返してきた。

景勝地・象潟を含め現にかほ市の地形の海岸線の原因をつくったのは鳥海山の山体崩壊である。その時期は、放射性炭素年代により約 2500 年前であることがわかっている。

歴史時代において史実として記録された噴火だけでも十数回に及ぶ。古代において鳥海山は穢れを嫌う大物忌神の山として畏敬され、たび重なる噴火は神の怒りであり、何らかの予兆であるとされ、噴火のたびに中央政府から高い神階を授けられてきた。最後には北辺を守護する国家の神となり、東北で例を見ない正二位まで授けられた。

主な噴火は次のとおり（主として植木、堀（2001）による）。

- ・871（貞観 13）年マグマ噴火、溶岩流、泥流、酸性水による被害： 871 年の噴火は爆発的で、酸性水被害や泥水の発生があった（おそらく火山泥流が発生している）。『日本三代実録』には、このときの溶岩流を表現したと思われる「二匹の蛇」という言葉が記されている。
- ・1659 年-1663 年？ 噴火、酸性水被害
- ・1740 年-1741 年 噴火： 噴火は 1740 年 6 月に始まり、次第に激しさを増し、現在の新山のふもとから荒神ヶ岳のふもとまで東西に小さな火口が連なり、米や川魚に酸性の水害をもたらした。
- ・1800 年-1804 年 水蒸気噴火とブルカノ式噴火、溶岩ドーム、溶岩流、泥流、噴石による 8 人の死者：1800 年 12 月に弱い噴気が観測された。1801 年 3 月下旬に爆発的噴火が始まり、1801 年 7 月に活発化。1804 年まで噴火が続いたらしい。
- ・1821 年 噴火：噴火は七高山の東側斜面と新山の間の谷の 2 箇所が発生した。
- ・1974 年 水蒸気噴火 1974 年 3 月 1 日、鳥海火山の噴火活動が定期便の機長によって観測された。1974 年の火山活動は群発地震に始まり、噴気活動が続いた。さらに水蒸気爆発が発生し、1801 溶岩ドーム（新山）の東麓（2 月下旬～3 月上旬）と西麓（4 月下旬）に東西方向に並んだ複数のクレーターが形成された。噴出物はもっぱら細粒の降下火山灰と噴石であった。火山泥流は、雪解け水に火山灰や岩塊が混じってできたもので、火山体の斜面を流れた。泥流堆積物の総体積は約 30 万 m³、火山灰降下物の体積は 10 万 m³とされている。

このほかに、噴火は 708-715 年、810-823 年、830 年、939 年、1792 年、1834 年にも起こった可能性がある（植木、堀,2001）。

2) 計画地周辺の主な文化財

- （1）国指定史跡「鳥海山」（2009（平成 21）年 7 月 23 日指定）

鳥海山は山形県の北部遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県との県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の大型成層火山（標高 2,236m）で、古代から現代に至る信仰の山である。古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬されている。特に近世以降は農業神として信仰され、古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知るうえできわめて重要であることから、その中心を担う大物忌神社の境内が「鳥海山大物忌神社境内」の名称で 2008（平成 20）年に国史跡に指定された。

鳥海山には山形県遊佐町吹浦と蔵岡、秋田県にかほ市小滝と院内、由利本荘市滝沢と矢島の各登拝口があり、2009（平成 21）年には秋田県側に所在する小滝、滝沢、矢島に関わる神社境内地、登拝道等が追加され、「鳥海山」の名称で国の史跡に指定された。本市は小滝地区の金峰神社境内と霊峰地区の霊峰神社跡が指定地であり、これを含め指定面積は合わせて 1,066 万㎡に及ぶ。

にかほ市の小滝口に所在する金峰神社（旧蔵王権現社）は、蔵王権現と鳥海大権現を祀り、龍山寺を中心とする小滝の宗徒は 1688（貞享 5）年以降、当山派醍醐寺三宝院末となった。「中口」「中道」と記す史料があり、順峰、逆峰とは異なる道として位置づけがなされていた。平安時代に遡ると推定される聖観音像、蔵王権現像を有し、境内では重要無形民俗文化財に指定されている「小滝のチョウクライロ舞」が境内の土舞台で演じられる。

霊峰神社跡は小滝口からの登拝道の途中、霊峰山（標高 743m）に所在する。江戸後期の史料によれば「一の鳥居」として位置づけられ、最初の拝所であった。風雪除けの石垣や社殿の礎石等が残っている。

（2）国指定名勝「奈曽の白瀑谷」（1932（昭和 7）年 3 月 25 日指定）

金峰神社の境内を含める奈曽川上流の渓谷で、高さ約 26m、幅約 11m の容姿の整った滝である。水量も豊富である。滝をつくる岩盤は、新山溶岩流より古い時代の寄生火山から噴出した小滝溶岩で、約 10 万年以前のもので推定されている。奈曽の白瀑谷がある小滝集落は、古くから鳥海山の修験者が集団で居住し、山がけする導者たちを世話する秋田県でも珍しい宿坊の村であったこと、また、滝と向き合うように、修験とのかかわりのある金峰神社が造営されていることから、奈曽の白瀑谷は修験の荒行の場であったとされている。

（3）国指定天然記念物「象潟」（1934（昭和 9）年 1 月 22 日指定）

象潟はかつて百前後の島を浮かべた潟湖であった。その成立は約 2500 年前に鳥海山が山体崩壊し、岩なだれが日本海に流れ込んだことに遡る。海水が浸して砂嘴が発達し、一帯は多くの流れ山を浮かべた東西 2 km、南北 1 km ほどの潟となった。その山体崩壊の時期は、岩なだれにより埋没した埋もれ木を年輪年代法で測定し紀元前 466 年であることが明らかになっている。鳥海山を背景にして松が茂る島々を浮べた景色は松島と並び称され、平安時代から和歌に詠まれ、さらに江戸時代には松尾芭蕉が訪れて『おくのほそ道』に名句と名文を残したことにより、広く知られるようになった。

ところが 1689（文化元）年 6 月に推定マグニチュード 7.1 の地震で一帯は陸地となった。現在では島々は水田に点在し、往時を偲ばせている。一帯は鳥海山の山体崩壊による流れ山と地震による土地の隆起を示す自然記録として貴重である。

（4）県指定有形文化財「上郷の温水路群」（2009（平成 21）年 3 月 13 日指定）

上郷の温水路群は、日照による水温上昇を図るために広く浅い水路に落差工を連続させた農業用水路で、日本で初めて造られた温水路である。1926（大正 15）年の横岡第一発電所の操業を機に長岡集落理事の佐々木順治郎によって考案され、1927（昭和 2）年に旧長岡温水路が竣工して以来、同 4

第2章 獅子ヶ鼻湿原の概要

年に大森温水路、同12年から水岡温水路、1943（昭和18）年に小滝温水路、1950（昭和25）年に象潟温水路が完成し、1951（昭和26）年からは県営事業として拡張された。現在、温水路群の総長は6,281m、落差工は215カ所あり、約500haの水田に用水を提供している。

（5）その他

- ・国指定重要無形民俗文化財「小滝のチョウクライロ舞」（2004（平成16）年2月6日指定）

小滝の金峰神社の例大祭日に、神社境内にあるチョウクライロ山あるいは閻浮提と呼ばれる土舞台で演じられる。舞の起源は857（天安元）年まで遡り、鳥海山に棲む「手長足長」という悪鬼を慈覚大師が法力で退治した際に、53段の石段と土舞台を築き、神恩に感謝の舞を奉納したのが始まりとされる。陵王と納曾利の面を用いて舞う「九舎の舞」、6人の男児が花笠を被って舞う「小児の舞」など7演目が伝わっている。

- ・国指定重要無形民俗文化財「上郷の小正月行事」（1998（平成10）年12月16日指定）

サエの神と呼ばれる道祖神が悪霊の侵入を遮る神として、また縁結びや安産の神として古くから信仰されている。子どもたちがサエの神の祭主としてサエの神小屋をつくり、鳥追いなどもおこなっている。

- ・国記録選択「鳥海山北麓の獅子舞番楽」（2012（平成24）年3月8日指定）

鳥海山を中心とした山岳信仰を背景ににかほ市と由利本荘市に伝承されてきた神楽で、にかほ市は釜ヶ台番楽、伊勢居地番楽、冬師番楽、鳥海山小滝番楽（小滝地区）、鳥海山日立舞（横岡地区）の5件、由利本荘市は屋敷番楽（由利地区）など3件の計8件が選択された。にかほ市の5番楽はいずれも県の無形民俗文化財に指定されている。

第3章 獅子ヶ鼻湿原の本質的価値

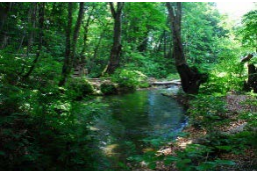
第1節 獅子ヶ鼻湿原の本質的価値

獅子ヶ鼻湿原の成り立ちを理解する上で最も基本となる情報は、鳥海山の火山活動の歴史である。獅子ヶ鼻湿原では、鳥海山の火山活動と関連した酸性水による溶岩流末端崖からの豊富で特徴的な湧水、それに涵養された希少種を含む蘚苔類などからなる湿生植物群落、そして、それを取り巻く特異な形状のブナ林が、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を構成している。噴火のたびに酸性水被害があったことを考えると、長い時間の中で鳥海山の湧水の酸性度等も噴火に応じて変化し、そうした環境の変化に応じて獅子ヶ鼻湿原も変化しながらも存続してきたものと考えられ、炭焼き等のために選択的伐採が繰り返され形成されてきたあがりこ状の特異な形状をしたブナ林とともに一つの生態系として存在しており極めて学術的価値が高い。

第2節 獅子ヶ鼻湿原に係る構成要素

天然記念物に係る要素は、天然記念物指定地内について、前節で示した本質的価値を構成する諸要素、その他の諸要素に分類した。また、指定地周辺においても、本質的価値に関わる諸要素について次表のとおり整理した。

表 3-1 獅子ヶ鼻湿原に係る構成要素

区分	要 素	
本質的価値を構成する諸要素 (指定地内)	溶岩流 末端崖	・約2500年前に鳥海火山山頂部が北側に大崩壊して東鳥海馬蹄形カルデラが形成され、象潟岩屑なだれが発生した。その後、カルデラ内から火山泥流が発生し、獅子ヶ鼻湿原の基盤を作る堆積面が形成された。さらに溶岩流の流下により新山溶岩流が形成された。
		・透水層である火山泥流堆積物に、透水性の良い新山溶岩流がのるため、溶岩の末端部分（標高約550m）から、湧水が豊富に湧出している。
	湧水	・溶岩流末端崖の末端からの湧水が、湿原内の「出つぼ」と呼ばれる湧水池など、複数の箇所から豊富に湧出している。
		・湧水は低温、酸性、高いアルミニウムイオン濃度等の特異な性質を有して、年間を通じて、ほぼ一定の水温（約7.2～7.3℃）、酸性度（pH4.5～4.6）等を保っている。

区分	要素	
本質的価値を構成する諸要素 (指定地内)		出つぼなどから出る豊富な湧水により涵養された大規模な湿地帯と周囲のブナ林により構成されている。
		湿地帯 湿地帯は、大量の湧水のため高木林はあまり発達せず、低木林、ハンノキ群落、ブナ-ミズナラ群落、ミズゴケ湿原、流水路等により構成されている。
		湧水の特異な性質によって、流水路・ミズゴケ湿原周辺には多量の蘚苔類がクッション状に密生し、独特の景観を形成している。特に水中ではハンデルソロイゴケやヒラウロコゴケ、ムラサキヒシヤクゴケが「マリモ状」(球形)状に生育することがあり、鳥海マリモと呼ばれている。
		金属イオン濃度が高い酸性水域に特異的に隔離分布するタイ類のハンデルソロイゴケやヒラウロコゴケが豊富に生育している。セン類のシモフリゴケやカギハイゴケ、タイ類のミズホラゴケモドキやヤマトヤハズゴケなどのように通常は亜高山帯以上に生育する蘚苔類が生育している。
		ブナ林 - 湿地帯の周囲のブナ林には、通常あまり見られない顕著な鋸歯葉を持つブナが植生している。 - かつて炭焼きのために雪上伐採が繰り返されたことにより、2～3mの高さで多数の萌芽枝を出し、分枝部分がこぶ状に盛り上がった「あがりこ」と呼ばれる奇形ブナが多く見られる。
その他の諸要素 (指定地内)	動植物	上記以外の植物および動物類
	活用施設	木道、通路、誘導標識、案内看板等
指定地周辺にある諸要素	あがりこ大王	樹齢300年、幹周り7.62mの最大級のあがりこブナ
	あがりこ女王	1本の木から10数本の幹がでているあがりこブナ
	燭台ブナ	太い幹と枝の形が西洋のロウソク立てに似ているあがりこブナ
	炭焼き窯跡	江戸末期から昭和まで続いた周囲のブナ林を炭焼きした窯跡

第4章 現状と課題

獅子ヶ鼻湿原の現状と課題を、これまでの緊急調査事業および保存活用計画策定委員会での意見等を踏まえ、指定地の全体に関する事項と個々の構成要素に関する事項に分けて、以下の通り整理した。

第1節 保存管理についての現状と課題

獅子ヶ鼻湿原の保存管理については、管理団体であるにかほ市が2009（平成21）年3月に策定した保存管理計画を基に実施してきた。同保存管理計画の策定から10年以上が経過し、近年同湿原の環境の変化が懸念されることから2020（令和2）年度から2022（令和4）年度まで緊急調査事業を実施した。その結果から獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を構成している要素に顕著な喪失は認められなかったが、水質や水量、流路、植生などについては緩やかながらも確実な変化が認められ、さらに、流路や鳥海マリモ群落観察ポイントに落葉や落枝が堆積している状況にあり、それらが蘚苔類の生育状況に影響を与えている可能性があることが指摘された。

これを踏まえ、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を構成する鳥海山の火山活動とその地質構造に起因した湧水、それに涵養された希少種を含む蘚苔類群落などの湿生植物群落、そして、特異な形状のブナ林から成り立つ生態系を保全するために今後も現況把握のため調査やデータ収集に努め、その変化を把握しながら市および関係機関・関連団体が連携して管理を進める必要があることが明らかとなった。

獅子ヶ鼻湿原の長い歴史の中で、鳥海マリモがいつから存在し、どのような変遷をたどって今に至っているかについては明らかになっていない。しかし、鳥海山の噴火を端緒とする水質等の環境変化が蘚苔類群落に量的にも質的にも影響を与え、時間的にも空間的にも変動しながら現在に至っている可能性が高いのではないかと考えられ、こうした長い時間スケールにわたる動的な変化については、市民や来訪者には十分に理解されていないと思われる。獅子ヶ鼻湿原の成り立ちをただちに解明することは難しいと考えられるが、現状把握に努めるとともに、長期的な視野をもって、対応を考えていくことが重要である。

また、来訪者の増加に伴い、外来種の侵入、踏圧による植生への影響や希少植物の盗掘などが懸念されるほか、来訪者の安全対策、噴火など自然災害時の対応や復旧、クマの出没など想定されるさまざまなリスクへの対応についても関係機関、関連団体と十分協議し、連携して取り組む必要がある。

1 指定地全体

【現状】

- ・2009（平成21）年3月に策定した保存管理計画を基に、来訪者の立ち入りを遊歩道や観察場所に制限し、現状変更は、本質的価値の保存や周知、来訪者の安全を目的とするものや学術調査など以外は基本的に認めていない。
- ・にかほ市では2006（平成18）年度から2008（平成20）年度まで、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度まで保存管理計画に資するため国の補助を受け緊急調査事業を実施したほか、それ以後も水環境調査や鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて落葉の堆積が鳥海マリモの伸長に与える影響調査などを実施している。
- ・同湿原の現状変更にあたっては文化財保護法のほか森林法、自然公園法などそれぞれの関係法令に基づく許認可手続きが並行して行われている。

【課題】

- ・今後も継続して調査やモニタリングを実施しデータ収集に努め、その結果を保存管理の施策に反映するとともに調査やモニタリングを実施していることやその成果を広く公開し、同湿原への理解を深め保全意識を高めていく必要がある。
- ・鳥海山の噴火活動が活発化した場合、獅子ヶ鼻湿原にも影響がある可能性がある。同湿原の周辺は、中規模の火砕流や火砕サージの到達範囲になっている。

2 個々の構成要素

1) 本質的価値を構成する諸要素

①溶岩流末端崖

【現状】

- ・指定地内南側の遊歩道から末端崖を観察することができる。

【課題】

- ・遊歩道からの見学に制限しているが、崩落や落石などの危険性も危惧されることから、定期的に状況を確認する必要がある。
- ・出つぼでの調査により、湿原堆積物中の湧水経路の複雑さが見えてきた。湿原堆積物中には泥層が何層か含まれている。これは火山泥流の発生に対応する可能性があり、泥層の連続性と年代の確認および泥層の物質科学的研究が必要である。

②湧水

【現状】

- ・溶岩流末端崖からの湧水は、指定地内の出つぼと呼ばれる湧水池など、複数の箇所から確認することができる。ただし、出つぼ周辺の低木の生長が認められる。
- ・出つぼの周囲のあがりこブナの立ち枯れが進み、さらに出つぼへの転落防止のため出つぼの周囲にロープを張り、立ち入りを禁止している。
- ・水質は指定時よりも酸性度が緩やかに低下している可能性が示唆されており、アルミニウムイオン濃度が顕著に低下している。水温については上昇傾向にあることが確認されている。
- ・出つぼの周囲にあがりこブナの倒木があり、出つぼからの水の流れを堰き止め、流れを変えている状況にある。

【課題】

- ・水質が変化していることが確認されており、獅子ヶ鼻湿原内の植物群落や蘚苔類群落の生長に影響を与えている可能性がある。今後も継続して湧水のモニタリングが必要である。
- ・流水上に落葉や倒木、落枝が多く認められる。水の流れに影響を与えている場合には、その影響が植生に及ぼす影響があるかどうかを考慮した上で、対応を検討する必要がある。
- ・獅子ヶ鼻湿原に湧出する水の主たる涵養域である鳥海山の高標高域の気象・水文データの蓄積がなく、実態や現状、変遷等については全く不明である。このため、湧水の涵養・湧出機構について理解を深めることが極めて困難であるだけでなく、1974年噴火活動や地球温暖化・気候変動による長期的な影響についても検討することができていない。これらのことは、獅子ヶ鼻湿原の天然記念物としての本来的な価値や現状を学術的に検討・再評価するうえで、きわめて深刻な課題である。そのためにかほ市と秋田県、さらには国が連携して既往の気象観測網を再整備・強化しデータの蓄積を図ることが不可欠である。これにより獅子ヶ鼻湿原の保全のみならず、国定公園としての鳥海山の保全、環境変遷や水害リスク評価にも資すると考えられる。また、獅子ヶ鼻湿原の湧水のモニタリングを継続することは、活火山である鳥海山の活動予測にも資すると考えられる。

- ・流路や湧水の分布、湧水の水質・水量は経年的・季節的に変化することから、長期的に調査を継続して変化状況を把握する必要がある。
- ・各種調査の立案・実施の基本となる正確で詳細な地形図が作成されていないため、湧水や流路の位置・分布等の精度は十分でない。正確で詳細な地形図の整備が不可欠である。
- ・天然記念物である獅子ヶ鼻湿原の自然環境の形成には水が大きく関わることから、湿原の自然環境の本質的な特徴を将来にわたって保全していくうえで水環境の科学的特徴の理解を深める必要がある。しかし現状では、獅子ヶ鼻湿原や湧水群の涵養域の気象に関する情報が欠如している。また、積雪期のデータが限られているうえに、獅子ヶ鼻湿原より高標高域にある湧水や地表水、さらに降水については皆無といってよい。これらについても調査を継続的に行い、科学的知見を蓄積しながら、湧水群の科学的特徴の変化を監視していく必要がある。

③植物群落

〈湿地帯〉

【現状】

- ・指定時より全域的に草木群落は徐々に減少し低木群落となり、さらに低本群落から高木林への推移が進んでいる傾向にある。また、多数の枯死木が確認されており、流水の動態に伴う落葉・落枝の植物群落への影響が危惧される。
- ・原因は特定できていないが、鳥海マリモ群落観察ポイントなどでは、近年落葉が流路に堆積する傾向が顕著である。流路に落葉が堆積すると、水深が浅くなって水の流れが妨げられるとともに、落葉に覆われて水生の蘚苔類の生育環境が悪化しているのではないかと危惧されている。特にヒラウロコゴケ、ムラサキヒシヤクゴケ、ハンデルソロイゴケなどからなる鳥海マリモ群落観察ポイントでは、景観的にも指定時と比べると大きく変化している。
- ・鳥海マリモ群落観察ポイントでは、落葉・落枝の堆積のほか、タマキチリメンゴケの生育が、鳥海マリモの生育を阻害することも危惧される。

【課題】

- ・落葉の堆積が増えた原因の解析を進めるとともに、落葉が鳥海マリモの生育に及ぼす影響を明らかにする必要がある。そのため、鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて落葉の除去実験を継続し、落葉堆積の季節変化や鳥海マリモの成長に与える影響、鳥海マリモ群落の動態等を明らかにしていく必要がある。こうした実験観察を通じて、希少な水生の蘚苔類の生態を明らかにするとともに、生育環境をどう保全していくべきかを検討する必要がある。
- ・鳥海マリモを構成する蘚苔類は導水路など湿原外にも生息していることが確認されたことから、水量、水質が蘚苔類などの水生植物に与える影響や、蘚苔類の生育状況など今後も調査や観察を継続する必要がある。

〈ブナ林〉

【現状】

- ・現存するあがりこブナをはじめとするあがりこ状の樹木は、かつて雪上での萌芽幹の選択的伐採の繰り返しによりその形態が形成されたものである。しかし、近年の獅子ヶ鼻周辺部では雪上伐採等の作業がなされていないため、遠い将来には萌芽幹の枯損により、あがりこ状の形態を持つ樹木が減少・消失することが考えられる。
- ・遊歩道周辺には立ち枯れ木が散見される。

【課題】

- ・あがりこブナが将来的には消失する可能性があり、その対応を検討する必要がある。
- ・2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度の調査により当指定範囲の高等植物相に関する知見

第4章 現状と課題

が増えたが、既往調査と比較すると未確認種があるため、植物相の変化を把握することが困難であった。今後も学術調査で植物相の変化を把握する必要がある。

2) その他の諸要素（指定地内）

①動植物

【現状】

- ・2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度に鳥類およびコウモリ類の調査を実施したが、以後調査は行われていない。

【課題】

- ・本天然記念物指定範囲および周辺のブナ等の成長や年平均気温の上昇、降雨量の増加など、環境の変化が鳥類相に与える影響についても、実態の把握のための調査が必要である。
- ・鳥類の繁殖期に多数の入山者が鳥類の営巣地に入り込むと、森林性の貴重鳥類の繁殖に影響を与えると考えられる。今後、鳥類の生息、繁殖の調査や観察を行い、適切な対応を検討、実施することが必要である。
- ・秋田県内においても、ニホンジカやイノシシの生息域拡大にともない、食害などによる森林植生への影響が懸念されている。目撃情報の記録や無人カメラ設置による生息確認と情報共有が必要である。

②活用施設

【現状】

- ・木道、誘導標識が老朽化しているのが目立つ。

【課題】

- ・木道等の老朽化により、歩行者の安全確保や植物の踏み荒らし等が危惧される。
- ・獅子ヶ鼻湿原の本質的な価値を来訪者に正しく伝えるためには、どのような標識や説明板を設置する必要があるかについて検討する必要がある。

3) 指定地周辺にある諸要素

①あがりこ大王

【現状と課題】

- ・多くの来訪者があり、あがりこ大王の樹勢の悪化が懸念されている。
- ・樹木医による定期的な診断と指導、管理人による見回りが必要である。

②あがりこ女王

【現状と課題】

- ・近年発見されたあがりこブナで、鳥海マリモ群落観察ポイントの近くにあり、多くの来訪者がある。
- ・管理人等による定期的な状況確認が必要である。

③燭台ブナ

【現状と課題】

- ・大きな変化はないが、管理人等による定期的な状況確認が必要である。

④炭焼き窯跡

- ・大きな変化はないが、管理人等による定期的な状況確認が必要である。

第2節 活用についての現状と課題

1 指定地全体

獅子ヶ鼻湿原は、地域の誇りとして保全し次世代へ確実に守り伝えていくことが重要であると同時に地域振興および観光資源として、また環境や自然を学ぶ学習の場として活用していくことも重要である。活用にあたっては、本質的価値を損なわないことが基本であり、そのためには見学のルールやマナーとともに落石や倒木、クマ出現等のリスクについても十分に理解していただくこととあわせて一緒に取り組んでいく必要がある。これを踏まえ、指定地全体については「調査研究」「教育」「地域振興」「市民協働」の4つの観点から活用の現状と課題を記載した。

1) 調査研究

【現状】

- ・獅子ヶ鼻湿原は特異で希少な自然環境にあるため、未解明の点が多く、さまざまな分野で調査研究の対象となっている。調査研究の場として活用していく上で、本天然記念物の本質的価値への影響を考慮した活用が求められるが、調査研究の必要性や影響の有無を協議する体制は整っていない。
- ・現在どのような調査研究が行われ、またこれまでのどのような成果があったか十分に発信されていない状況にある。

【課題】

- ・獅子ヶ鼻湿原の成り立ちやその不思議を解明するために、どのような調査研究が必要なのかについても検討する必要がある。
- ・調査研究の管理体制を構築する必要がある。
- ・調査研究の現状や成果を市民や来訪者等に広く周知し、常に最新の知見に基づいた情報を提供していく必要がある。

2) 教育

(1) 学校教育

【現状】

- ・にかほ市内の小中学校では児童生徒がふるさと学習である「にかほ地域学」の総合的な学習の時間を利用して、獅子ヶ鼻湿原で自然観察の学習を行う機会を設けている。
- ・仁賀保高校や矢島高校でも総合的な探究の時間を利用して、獅子ヶ鼻湿原でフィールドワークを行っている。

【課題】

- ・児童生徒に獅子ヶ鼻湿原の本質的価値について正しく理解してもらえるよう、継続して自然学習の場としてさらに活用していく方策を検討する。
- ・今後も鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会や市民団体、教育機関と連携して普及啓発、情報発信に努めていく必要がある。

(2) 社会教育

【現状】

- ・にかほ市では、文化財保護課をはじめ関係機関や関連団体が講座やフィールドワーク、出前講座等を実施し、その中で獅子ヶ鼻湿原の価値や魅力を伝えているが、主催者間の連携、協力が十分とはいえない状況である。

第4章 現状と課題

【課題】

- ・文化財保護課を含め各講座やフィールドワーク等の各実施主体と連携を密にし、普及活動を継続する必要がある。
- ・獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を正確に普及するためにジオガイドや各学習グループのリーダー等に向けた研修や講座を開催し、指導者やガイドの育成に努める必要がある。

3) 地域振興

(1) 観光

【現状】

- ・獅子ヶ鼻湿原には年間約10,000人の来訪者がある。にかほ市や観光協会ではホームページやパンフレット等により獅子ヶ鼻湿原の魅力について発信し、鳥海山・飛島ジオパークガイドの会では獅子ヶ鼻湿原を対象としたガイドコースを設定するなど、来訪者にその魅力を伝えている。
- ・鳥海マリモと出つぼが獅子ヶ鼻湿原の観光の目玉になっているためそれぞれ遊歩道沿いに観察場所を設定しているが、特に鳥海マリモは落葉や落枝によりよく見えないとの声がある。
- ・来訪者を誘導する標識や木道等が老朽化しているほか、菓子類の包装等のプラスチックごみ等が散見される状況にある。
- ・鳥海山の噴火や地震など自然災害の発生時および発生後の来訪者への対応が定められていない。
- ・出つぼ周辺の低木の生長により、出つぼの観察場所としている遊歩道から出つぼが見えにくい状況にあるとの声もある。

【課題】

- ・鳥海マリモは本指定地を構成する要素の一つであるが、他所では見られないその景観は多くの人々を引き寄せる大きな魅力の一つであり、同湿原を訪れる動機の一つになっている。そのため鳥海マリモの生態や取り巻く環境が指定時から変化している原因を学術調査等により明らかにし、その結果をいかに市民や来訪者に知ってもらうかが大きな課題である。また、指定後の調査において分かってきたことや現況などを正確に伝えるためにも、ホームページやパンフレットを含め今後の情報発信やガイドの在り方などについて検討する必要がある。
- ・指定地外を含め説明板誘導標識や木道等を計画的に整備するとともに説明板等へゴミを持ち込まないなどの見学マナーの標記をする必要がある。
- ・獅子ヶ鼻湿原周辺の「上郷の温水路群」や「奈曽の白瀑谷」、「鳥海山」などの文化財と合わせてPRしていく必要がある。
- ・火砕流や火砕サージに人間が巻き込まれた場合、生存の可能性はほぼ0%である。気象庁から出される噴火警戒レベルと推奨される行動は以下のとおりであり、関係者や来訪者等に広く周知する必要がある。

表 4-1 烏海山噴火警戒レベルと推奨される行動

噴火警戒レベル	推奨される行動
レベル5	ただちに獅子ヶ鼻湿原から退避
レベル4	ただちに獅子ヶ鼻湿原から退避
レベル3	ただちに獅子ヶ鼻湿原から退避
レベル2	獅子ヶ鼻湿原に立入規制はかからない。ただし、烏海山が噴火した場合、獅子ヶ鼻湿原は火砕流や火砕サージ、火山泥流に襲われやすい地形条件となっている。獅子ヶ鼻湿原の立ち入りは、ハイリスクであり、立ち入りを止めるべきである。
レベル1	烏海山が活火山であることに留意し、気象庁の火山情報を確認した上で獅子ヶ鼻湿原の立ち入りを行う。

- ・獅子ヶ鼻湿原を含む中島台のブナ林はツキノワグマの生息域であり、足跡や爪跡、糞などのフィールドサインの確認とともに無人カメラの設置による出没確認を行い、見学者に適切な情報を伝えて、注意喚起を行う等により、事故防止を図ることが必要である。

(2) 情報発信

【現状】

- ・にかほ市では外国人観光客向け、多言語対応のホームページやパンフレットで獅子ヶ鼻湿原を広くPRしているが、写真や情報が最新のものに更新されていない状況にある。

【課題】

- ・ホームページやパンフレットに最新の研究成果を取り入れていくほか、新聞社やテレビ局への情報提供、SNSの活用など様々な媒体による効果的な発信方法にも取り組む必要がある。

4) 市民協働

【現状】

- ・現在は、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値や様々な構成要素について専門的な知識が必要であることから講義や研修を受けた烏海山・飛島ジオパークガイドの会や自然観察ニカホの会の方々が来訪者の案内や同湿原の自然観察会を開催している。
- ・市民で結成した烏海山動植物研究グループ「マンサク会」は、定期的に獅子ヶ鼻湿原の状況観察を行っており、文化財保護課に情報を提供している。

【課題】

- ・今後、日常的な維持管理や現地ガイドなどの地域住民による取り組みを実施していくための支援と体制の構築が必要である。

2 個々の構成要素ごとの現状と課題

1) 本質的価値を構成する諸要素

①溶岩流末端崖

【現状】

- ・溶岩流末端崖の概要や指定地内のどの部分であるか周知されていない状況にある。

【課題】

- ・溶岩流末端崖を観察できる遊歩道沿いに説明板の設置を検討するほかパンフレットやガイド等でPRしていく必要がある。

②湧水

【現状】

第4章 現状と課題

- ・ 出つぼ周辺の遊歩道沿いを散策の休憩場所を兼ねた観察場所として設定しているが、出つぼの周りのあがりこブナの立ち枯れが進み、さらに出つぼへの転落防止のため出つぼの周囲にロープを張り立ち入りを禁止している。

【課題】

- ・ 出つぼの周辺を見学および休憩場所として整備を検討する必要がある。その際に観察場所から立ち入り禁止域には絶対入らないようする工夫が必要である。

③植物群落

〈湿地帯〉

【現状】

- ・ 鳥海マリモを見学に獅子ヶ鼻湿原を訪れる人が多く、鳥海マリモ群落観察場所を設定している。近年、落葉や落枝で鳥海マリモが見えないという声があり、さらにパンフレットやホームページなどに掲載されている画像と現状が異なると来訪者から指摘されている。そのため市では、鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて落葉の堆積状況、落葉が蘚苔類にどう影響しているかモニタリングと調査を実施している。

【課題】

- ・ 鳥海マリモ群落観察ポイントでモニタリングや調査を今後も継続していくとともに調査の状況や成果を正確に広く伝えていく必要がある。

〈ブナ林〉

【現状】

- ・ 遊歩道から独自のブナをはじめとするあがりこ状の樹木を観察できる。

【課題】

- ・ 近年、炭焼きが行われなくなったため、あがりこブナをはじめあがりこ状の樹木が将来消失することが懸念されている。

2) その他の諸要素（指定地内）

①動植物

【現状】

- ・ 2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度に鳥類およびコウモリ類の調査を実施したが、以後調査は行われていない。

【課題】

- ・ 今後、獅子ヶ鼻湿原の鳥類、動物等について調査し、その成果をパンフレット等で周知していく必要がある。

②活用施設

【現状】

- ・ 指定地内を一周する遊歩道があり、来訪者の動線が確保されているほか安全と周辺の樹木の保護のためにほとんどが木道となっている。

【課題】

- ・ 木道および誘導標識等が老朽化し計画的に更新する必要がある。また来訪者に同湿原の概要を伝えるために各構成要素に説明板の設置を検討する必要がある。

3) 指定地周辺にある諸要素

①あがりこ大王

【現状と課題】

- ・あがりこブナの象徴として多くの人が訪れていることから樹勢の悪化が懸念されている。
- ・樹木医による定期的な診断と指導、管理人等による見回りが必要である。

②あがりこ女王**【現状と課題】**

- ・鳥海マリモ群落観察ポイントに近いため、近年新たな人気スポットとなっている。
- ・管理人等による定期的な状況確認が必要である。

③燭台ブナ**【現状と課題】**

- ・あがりこ大王に行く途中にあり、独特の容姿が人気となっている。「燭台」と名付けられた由来の説明板が設置されている。
- ・管理人等による定期的な状況確認が必要である。

④炭焼き窯跡**【現状と課題】**

- ・あがりこ大王に行く途中にあり、あがりこブナの成因が炭焼きのために伐採したという説の証拠として説明板を設置している。
- ・管理人等による定期的な状況確認が必要である。

第3節 整備についての現状と課題

保存と活用の両立を図るために、指定地内に公開地域を設定して整備を進めている。人為的影響をできる限り避けて自然の推移に任せることを保存の基本としながら、天然記念物の本質的価値を学ぶために、公開地域として、指定地内を一周する遊歩道および鳥海マリモ群落観察ポイントと出つぼの観察場所に制限して必要最小限の整備を行っている。ここでは、指定地全体を「保存のための整備」「活用のための整備」の観点から現状と課題を記載した。

なお、整備にあたっては、今後、有識者および関係機関、関連団体と十分に協議して整備基本計画を策定し、計画的に進めていく必要がある。

1 指定地全体**1) 保存のための整備****【現状】**

- ・中島台レクリエーションの森の管理棟（指定地外）から指定地内まで周回する遊歩道が通っており、来訪者の動線が確保されているほか、遊歩道の大部分に踏圧から樹木を保護するための板が敷かれている（図4-1、4-2参照）。
- ・湿原内を周回するための遊歩道は、由利森林管理署長がにかほ市長に無償貸付しており、5年に1度、契約を更新している。貸付契約に基づき、遊歩道の管理、安全確保は、にかほ市が行っている。
- ・遊歩道の周辺には誘導標識などを設置しているが、老朽化しているものがある（写真4-1,4-2参照）。

【課題】

- ・計画された整備が本質的価値に影響がないか、有識者から指導を受ける体制の構築が必要である。

2) 公開活用のための整備**【現状】**

第4章 現状と課題

- ・鳥海マリモ群落観察ポイント周辺と出つぼの周辺の遊歩道を、休憩場所を兼ねた観察場所として設定しており、鳥海マリモ群落観察場所にはデッキ式の木道を設置し、出つぼの周りには、あがりこブナの保全と来訪者の安全のためにロープの柵を張り、立ち入りを禁じている。
- ・指定地内外に獅子ヶ鼻湿原の案内説明板があり、指定地内外の遊歩道の周辺には誘導標識などが設置されているが、老朽化が進み整備が必要となっている。

【課題】

- ・遊歩道の木道の修繕や設置、観察場所へのデッキ式木道の設置、各構成要素への説明板の設置等について整備基本計画を策定し、計画的に進める必要がある。
- ・獅子ヶ鼻湿原の価値や魅力を正確に伝える説明板や指定地外にガイダンス施設等の整備を検討する必要がある。

2 個々の構成要素ごとの現状と課題

1) 本質的価値を構成する諸要素

①溶岩流末端崖

【現状】

- ・末端崖を観察する遊歩道への落石と倒木が懸念されている。

【課題】

- ・末端崖の説明板の設置、遊歩道への落石や倒木の対策を検討する必要がある。

②湧水

【現状】

- ・出つぼの周辺の遊歩道を観察場所に設定しているが、出つぼの周囲の草木が伸び、よく見えない状況にある。
- ・出つぼの周囲にあがりこブナの倒木があり、出つぼからの流れを一部堰き止めている。
- ・来訪者の踏圧で出つぼの周囲のブナの枯損が進んでいる。また、出つぼの水温は低く転落すると大変危険なことから、来訪者の出つぼへの転落防止のため出つぼの周囲にロープ柵を張り、侵入を禁止している。

【課題】

- ・出つぼの周辺を、休憩を兼ねた観察場所として説明板、デッキ式木道を設置するなど整備を検討する必要がある。
- ・出つぼの周囲の倒木が湿原の各構成要素に影響がないか調査し対応を検討する必要がある。
- ・出つぼの周囲のブナの枯損状況およびロープ柵の状況を巡視し把握に努めるとともに、案内板や標識等で出つぼへの転落防止の注意喚起を行う必要がある。

③植物群落

〈湿地帯〉

【現状】

- ・鳥海マリモ群落観察場所の鳥海マリモの説明板、デッキ式木道が老朽化しているほかブナの倒木がある。

【課題】

- ・説明板やデッキ式木道の更新、倒木の処理を検討する必要がある。

〈ブナ林〉

【現状】

- ・炭焼きが行われなくなり、将来あがりこ状のブナや樹木が消失することが懸念されている。

【課題】

- ・あがりこブナの再生実験などを検討する必要がある。

2) その他の諸要素（指定地内）

①動植物

【現状と課題】

- ・特になし

②活用施設

【現状】

- ・遊歩道の木道の修繕や設置、観察場所の整備について管理団体、関係機関、関連団体の間で必要性や措置の方法について十分な協議が行われていない。

【課題】

- ・管理団体、関係機関、関連団体が協議して整備基本計画を策定し、計画的に進める必要がある。

3) 指定地周辺にある諸要素

①あがりこ大王

【現状と課題】

- ・説明板やデッキ式木道が老朽化しており、修繕、更新が必要になっている。

②あがりこ女王、

【現状と課題】

- ・説明板や木道が老朽化しており、修繕、更新が必要になっている。

③燭台ブナ

【現状と課題】

- ・説明板や木道が老朽化しており、修繕、更新が必要になっている。

④炭焼き窯跡

【現状と課題】

- ・説明板や木道が老朽化しており、修繕、更新が必要になっている。

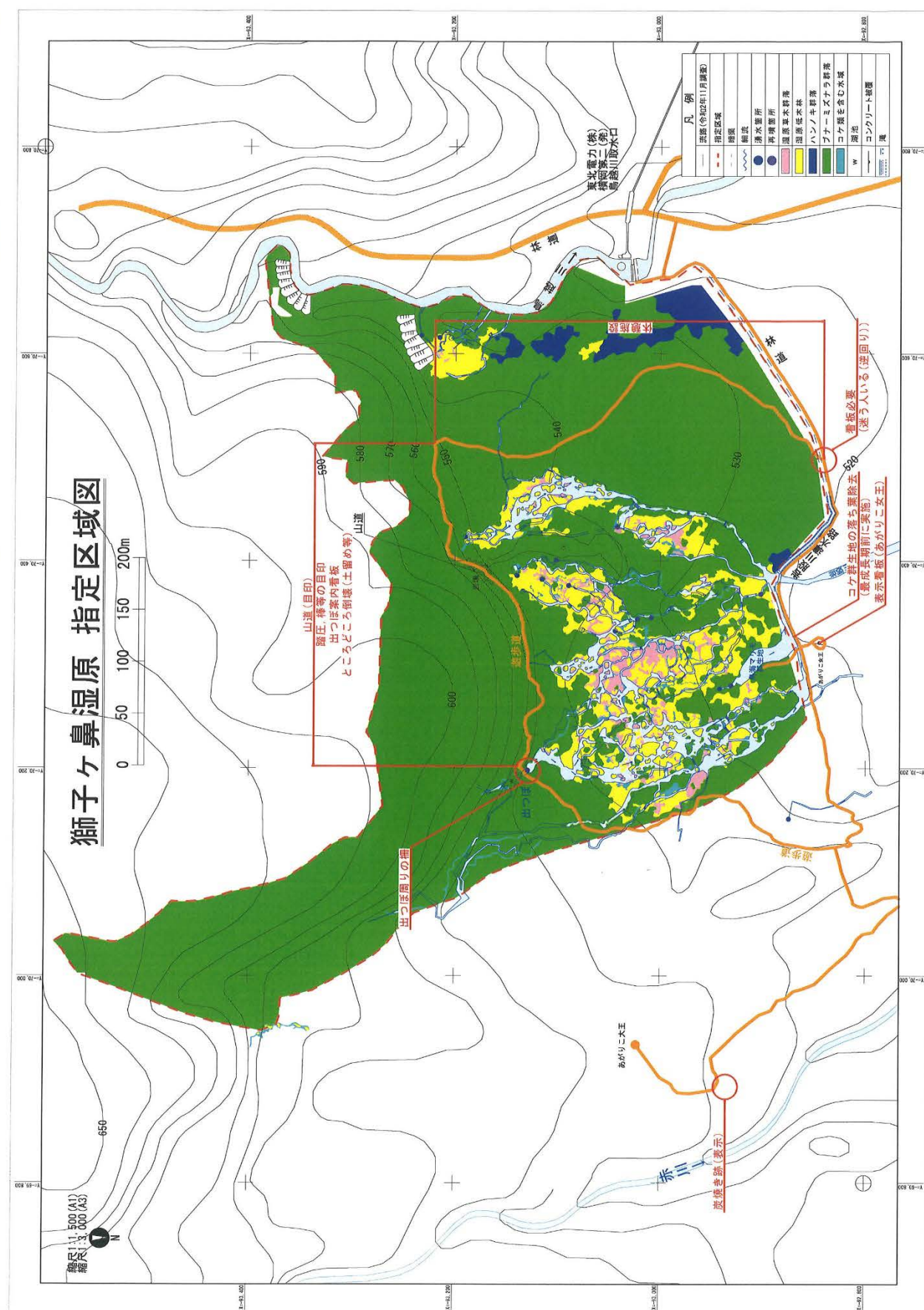


図 4-1 指定区域図

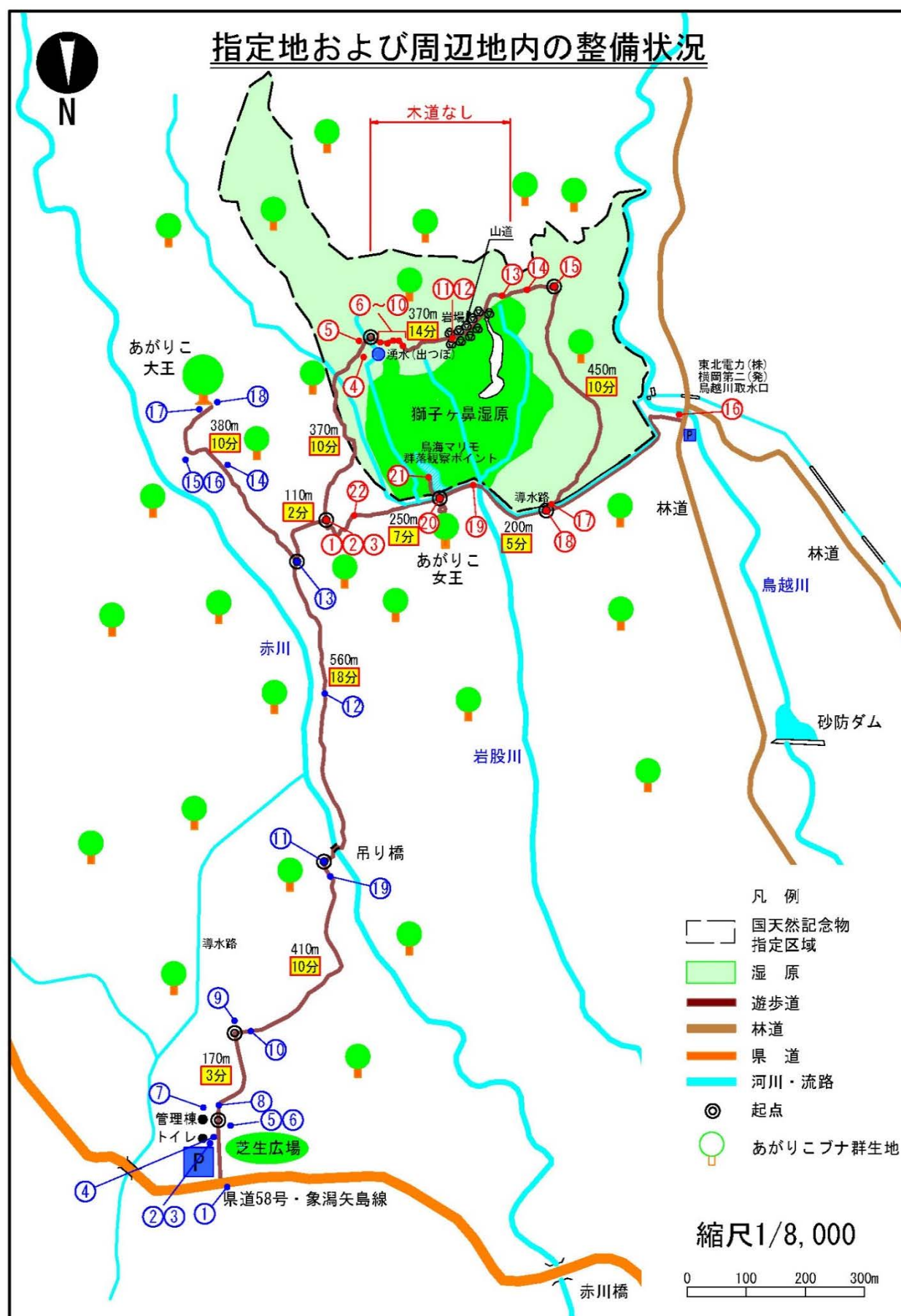


図 4-2 指定地および周辺地内の整備状況



①. 出つぼとコケ群落地の分岐点にある看板



②. 出つぼとコケ群落地の分岐点にある案内標識



③. 獅子ヶ鼻湿原案内図



④. 出つぼにある柵内立入禁止の看板



⑤. 出つぼ周囲のロープ柵



⑥. 狭く古くなった木道



⑦. 出つぼにある柵内立入禁止の看板



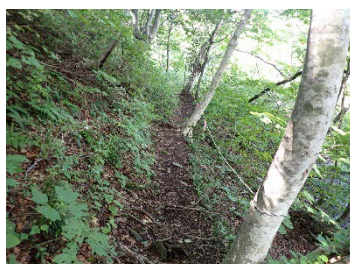
⑧. 順路を示す看板



⑨. 倒れた標識



⑩. 狭く古くなった木道



⑪. 木道や柵のない遊歩道



⑫. 木道や柵のない遊歩道

写真 4-1 獅子ヶ鼻湿原 指定地および指定地周辺の遊歩道の状況



⑬. 出つぼの標識が
老朽化し撤去された



⑭. 狭い木道



⑮. 老朽化した案内標識
と木道



⑯. 鳥越川の林道駐車場
にある案内看板



⑰. 順路を示す看板が
老朽化し撤去されている



⑱. 現在地を示す看板



⑲. 狭い木道



⑳. 老朽化したコケ群落
地の案内標識



㉑. 鳥海マリモ
説明看板



㉒. 倒れそうなロープ柵



①. 県道にある案内看板



②. 駐車場看板



③. ②の裏



④. 駐車場にある看板



⑤. 入り口にある看板



⑥. 入り口にある
林野庁看板



⑦. 入り口にある看板



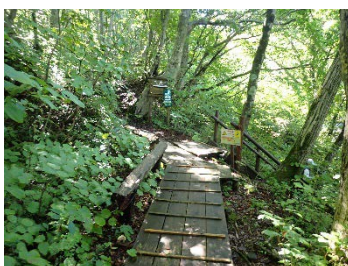
⑧. 管理棟周辺の看板



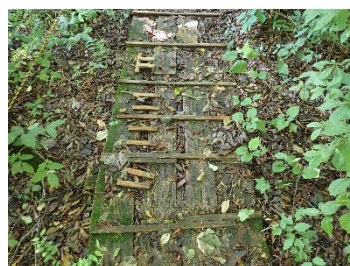
⑨. 獅子ヶ鼻湿原の
案内図



⑩. 木道入り口



⑪. 案内看板と
倒れそうなベンチ



⑫. 老朽化した木道

写真 4-2 獅子ヶ鼻湿原 指定地外の状況



⑬. あがりこ大王
入口の標識



⑬-1. あがりこ大王
からの順路標識



⑭. 燭台ブナの説明看板



⑮. 炭焼き窯の説明看板



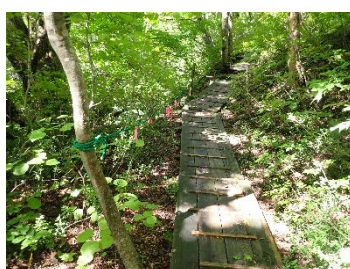
⑯. 炭焼き窯



⑰. あがりこ大王の案内
看板とデッキ式木道



⑱. あがりこ大王の
説明看板



⑲. 柵のない木道

第4節 運営・体制の整備についての現状と課題

1 保全管理の実施体制

【現状】

- ・2003（平成15）年8月に旧象潟町が獅子ヶ鼻湿原の管理団体に指定され、2005年の合併でにかほ市となったことにより、にかほ市が管理団体となった。指定地内の調査研究や整備等にかかわる現状変更等の業務はにかほ市教育委員会文化財保護課が担当し、文化庁や秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導を受けながら行っている。
- ・同湿原は中島台レクリエーションの森に隣接し観光スポットとなっていることから、にかほ市商工観光部観光課では管理棟に管理人を置き、レクリエーションの森と同湿原の見回りなど日常的な管理を行っている。
- ・にかほ市教育委員会では2006（平成18）年度から2008（平成20）年度まで国と県の補助を受け、獅子ヶ鼻湿原の緊急調査事業を実施するとともに同湿原の保存管理の指針となる保存管理計画を策定した。その保存管理計画を基に同湿原の管理を行ってきた。
- ・さらに2024（令和6）年度に実施した緊急調査（2020～2022年度）の結果を基に今後の獅子ヶ鼻湿原の保存管理の指針となる保存活用計画を策定した。

第4章 現状と課題

【課題】

- ・同湿原は天然記念物のほか保安林、保護林、鳥海国定公園などに指定されており、多くの法律等に関係があるエリアであることから管理団体（事務局：にかほ市教育委員会文化財保護課）、関係機関、関連団体が連携し、保存活用計画を推進していく必要がある。
- ・市民や来訪者、観光関連団体、ガイド等からの要望や活用計画を収集・管理し、施策に反映させるための組織が必要である。
- ・獅子ヶ鼻湿原について市民の関心度や意見を把握し、協働体制について検討していく必要がある。
- ・自然災害の発生時および発生後の対応、復旧など管理団体と関係機関、関連団体の間で協議し、体制の構築を図る必要がある。
- ・管理人あるいは文化財パトロール等による定期的な状況確認、情報の共有など管理体制を確立する必要がある。

2 関係者・関係機関等との連携

【現状】

- ・指定地内の調査研究や整備等の事業が適切であるか有識者から助言を受ける体制が構築されていない。
- ・市民や来訪者、観光関連団体、ガイド等との情報や意見交換を行う体制が構築されていない。
- ・鳥海山の噴火や地震など自然災害の発生時および発生後の対応、指定地の復旧など管理団体と関係機関、関連団体の間で十分な協議がされておらず、体制が整っていない。

【課題】

- ・獅子ヶ鼻湿原について管理団体と有識者、関係機関、関連団体が定期的に情報交換や協議を行う獅子ヶ鼻湿原保存活用連絡協議会（仮称）を発足する必要がある。
- ・調査研究や整備が適切に行われるか有識者から助言や指導を受ける体制を整えていく必要がある。
- ・今後、市民や観光関連団体、ガイド等と意見交換や情報交換を定期的に行うための仕組みづくりが必要である。
- ・鳥海山の火山活動の際の来訪者への対応については、これらの情報を共有しながら管理団体、関係機関、関連団体が十分協議し連携して取り組む必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大 綱

獅子ヶ鼻湿原は、約 2500 年前に起きた鳥海山の噴火により、山頂部が北側に崩壊し、象潟岩屑なだれが発生した跡地に流れ込んだ新山溶岩流末端部の下部から湧出した低温で酸性の強い豊富な湧水に涵養されて成立した湿原である。独特の植物相をもつ蘚苔類群落を中心とした湿地帯とその周囲のブナ林から構成されており、ブナ林では、雪上での選択的伐採を繰り返すことによって形成された“あがりこ”と呼ばれる特異な樹形を呈した樹木が多く見られる。こうした生態系は、地質学的にも植物学的にも学術的価値が高く貴重な場所である。

獅子ヶ鼻湿原は悠久の歴史をもつ生態系であり、その姿はまだまだ謎に満ちている。その謎を探究することにより、獅子ヶ鼻湿原は私たちに自然の不思議さ、雄大さを教えてくれる存在である。このような価値を有する獅子ヶ鼻湿原を適切に保存し後世へ引き継いでいくとともに、本質的価値を広く理解してもらい、人々に親しまれる場所としていくことを目指す。

第2節 基本方針

保存管理の基本方針

文化財保護法の下、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を適切に保存し、その価値を広く理解してもらうとともに後世に受け継いでいく。

活用の基本方針

獅子ヶ鼻湿原を自然、歴史などの学術的研究の場として提供するとともにその研究成果を広く公開して、自然や環境の学びの場、観察の場として学校教育や社会教育に活用し、さらに魅力ある観光資源として活用を図る。

整備の基本方針

獅子ヶ鼻湿原の適切な保存を図るとともに同湿原の本質的価値をわかりやすく伝え、さらに来訪者の安全を確保するための環境整備を計画的に進める。また湿原周辺を含めた見学環境を整えて、交流人口の増加を促進し地域の活性化を図る。整備に当たっては管理団体のにかほ市が所有者や関係機関、関連団体と十分に連携して進めるものとする。

運営・体制の整備の基本方針

管理団体と関係機関、関連団体が連携して運営体制を構築し、普及活動や維持管理活動における市民の参加を促進し、ふるさとへの愛着と誇りを育む。

第6章 保存管理

第1節 方向性

本天然記念物の本質的価値を大きくまとめると、下記の3つに区分できる。

- ①獅子ヶ鼻湿原に特異な水環境を生み出している溶岩流末端崖
- ②溶岩流末端崖を通じて湧出している豊富で特異的な湧水と、それに涵養されてきた希少性の高い蘚苔類などから構成される湿生植物群落
- ③湿生植物群落をとりまき、炭焼き等のために選択的伐採が繰り返され形成されてきたあがりこ状の形態をしたブナを中心とした森林

このうち、①については、約 2500 年前の山体崩壊を起源として形成されたものであり、②については、その後繰り返されてきた火山活動の歴史を反映して水質が変化しつつも長期にわたって維持されてきたものと考えられる。よって、これらの本質的価値を維持するためには、自然の推移に任せることを基本とする。

一方、③については、炭焼き等のために長期にわたる雪上での選択的伐採により形成されたものであり、かつては人間生活の必要性から行われてきた行為によりできあがってきたものと考えられる。しかし、すでに伐採が行われなくなってから 70 年以上が経過しており、かつてとは違う社会状況に置かれていると考えられ、そうした経緯を考慮した上での保存管理方針を立てる必要がある。

このような本天然記念物の本質的価値を守るために、巡回や学術調査など定期的なモニタリング調査を実施し、現状把握と知見の蓄積に努めて保存管理施策に資すると共に、鳥海山の火山活動を端緒とする水質等の環境変化を受けながら、時間的にも空間的にも変動しながら現在に至っている可能性のある本天然記念物の価値を広く周知していくことが重要である。その上で、来訪者や市民の保全意識を高め、管理団体が関係機関や関連団体と連携を図りながら市民と協働で保存管理に取り組む必要がある。

また、危険箇所への立ち入りを禁止するなど来訪者の安全対策とともに火山活動などの自然災害発生時の対応、復旧についても管理団体と関係機関、関連団体の間で十分に協議し、連携して対処する体制を確立する必要がある。

第2節 方法

1 予防的措置および維持管理方法

予防的措置および維持管理方法は、以下のとおりとする。

- 1) 巡回や定点観測（モニタリング）を行い指定地内の状況の把握に努めるとともに、保存管理の対策が必要なものについては、応急的な措置を講じる。
- 2) 天然記念物の「本質的価値」がき損もしくは滅失する恐れがある場合、あるいはき損もしくは滅失している場合は、原因の究明に努め、必要に応じて予防的措置および維持措置を行う。
- 3) 天然記念物保護のため来訪者の立ち入りを原則的に遊歩道および見学場所と設定した観察地に制限し、来訪者に対して「本質的価値」の理解を助けるための説明板、案内板等の整備を行うとともに、適切なガイド内容の検討とガイドの育成に努める。
- 4) 予防的措置および維持管理は、必要性や措置の方法について有識者並びに関係機関、関連団体の意見を聴いて検討し、実施する。
- 5) 学術調査やモニタリングを実施し、その研究成果を来訪者や関係者に周知するとともに、管理施策に反映させる。

6) 来訪者の安全対策、自然災害等が発生した際の対応について関係機関や関連団体と協議し、方針を定める。



写真 6-1

鳥海マリモ群落観察ポイントでは落葉堆積状況や蘚苔類生育状況のモニタリングが行われた

表 6-1 構成要素ごとの保存管理の方法

区分	構成要素	保存管理の方法	
本質的価値を構成する諸要素（指定地内）	溶岩流 末端崖	・ 定期的な巡回等により現状の把握に努める。 ・ 地質、植生、流路、水質等の調査を実施し、適切な保存管理方法や来訪者の安全性を検討するとともに、その価値の周知と保全意識の醸成を図る。	
	湧水		
	植物群落	湿地帯	・ 定期的な巡回等により現状の把握に努める。 ・ 植生、流路、水質、蘚苔類等の調査を実施し、適切な保存管理方法を検討するとともに、その価値の周知と保全意識の高揚を図る。 ・ 鳥海マリモ群落観察ポイントおよび出つぼのそばに観察場所を設定する。 ・ 鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて落葉堆積および蘚苔類の生育状況等のモニタリングを行い、その結果に基づき、適切な保存管理方法を検討する。
		ブナ林	・ 定期的な巡回等により現状の把握に努める。 ・ 植生調査を実施し、適切な保存管理方法を検討するとともに、その価値の周知と保全意識の高揚を図る。
その他の諸要素（指定地内）	動植物	・ 必要に応じて植生調査、生態調査等を実施し、現状を把握するとともに適切な保存管理方法を検討する。	
	活用施設	・ 適正に活用し、本天然記念物についての理解と保全意識の醸成を図る。	
指定地周辺にある諸要素	あがりこ大王	・ 定期的な巡回等により現状の把握に努める。 ・ それぞれの価値を広く周知し、本天然記念物の理解と保全意識を高める一助とする。	
	あがりこ女王		
	燭台ブナ		
	炭焼き窯跡		

2 保存管理のための地区区分

保存管理のための地区区分として本質的価値と現況を踏まえ、図6-1のとおり4地区に区分する。なお、地区ごとの保存管理の方法と現状変更の取扱い基準等は次節において設定する。

・A区 溶岩流末端崖・ブナ林エリア

指定地の南側には鳥海山の火山活動により形成された溶岩流末端崖があり、その斜面を横断する遊歩道から間近に観察することができる。末端崖の上部および西側には「あがりこ」と呼ばれる特異な形状のブナやミズナラが多く分布する。

・B区 湿地・湧水エリア

主に湿地帯で、湿原低木林、湿原草本群落などから成る。希少な蘚苔類が生育し、多くの湧水箇所がある。同エリアの南側の遊歩道沿いに「出つぼ」と呼ばれる指定地内で最も大きな湧水があり、観察ポイントとなっている。

また、ヒラウロコゴケ、ハンデルソロイゴケ、ムラサキヒシヤクゴケが単独あるいは混生して球形に成長している通称「鳥海マリモ」が群生している鳥海マリモ群落観察ポイントがあり、多くの来訪者が見学している。

鳥海マリモ群落観察ポイントにおいて、希少な蘚苔類の保全のため、水流と水質、落葉と蘚苔類の生長がどう関係するかモニタリングを実施している。

・C区 遊歩道および観察場所（指定地内）

獅子ヶ鼻湿原には指定地内を一周する約1.7kmの遊歩道（指定地外の東北電力管理道路等を一部含む）と鳥海マリモ群落観察ポイントおよび出つぼのそばに観察場所を設定している。一部遊歩道沿いに案内板や誘導標識等を設置しているほか鳥海マリモ群落観察ポイントの観察場所にはデッキ式の木道を設置している。ここでは、指定地内の遊歩道と観察場所を対象とする。

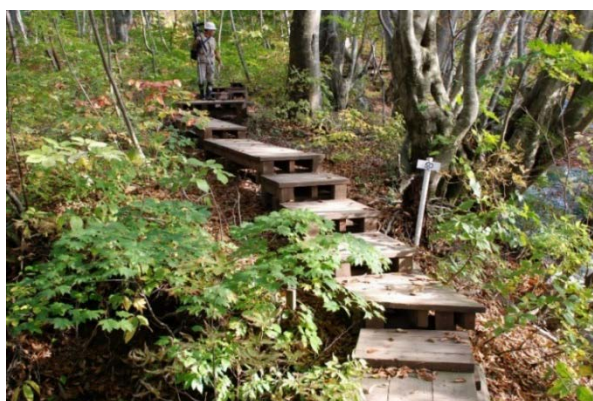


写真 6-2 鳥海マリモ群落観察ポイントの観察場所に設置したデッキ式木道



写真 6-3 来訪者の人気スポットの一つ「あがりこ大王」（指定地外）

・D区 指定地外エリア

指定地外で駐車場・管理棟から指定地までの遊歩道が設置され、道沿いに説明板や標識などが立てられている。またその遊歩道周辺にあがりこブナとして日本一の大きさを誇るあがりこ大王をはじめ燭台ブナ、あがりこ女王と名付けられたあがりこブナ、炭焼き小屋跡などがある。

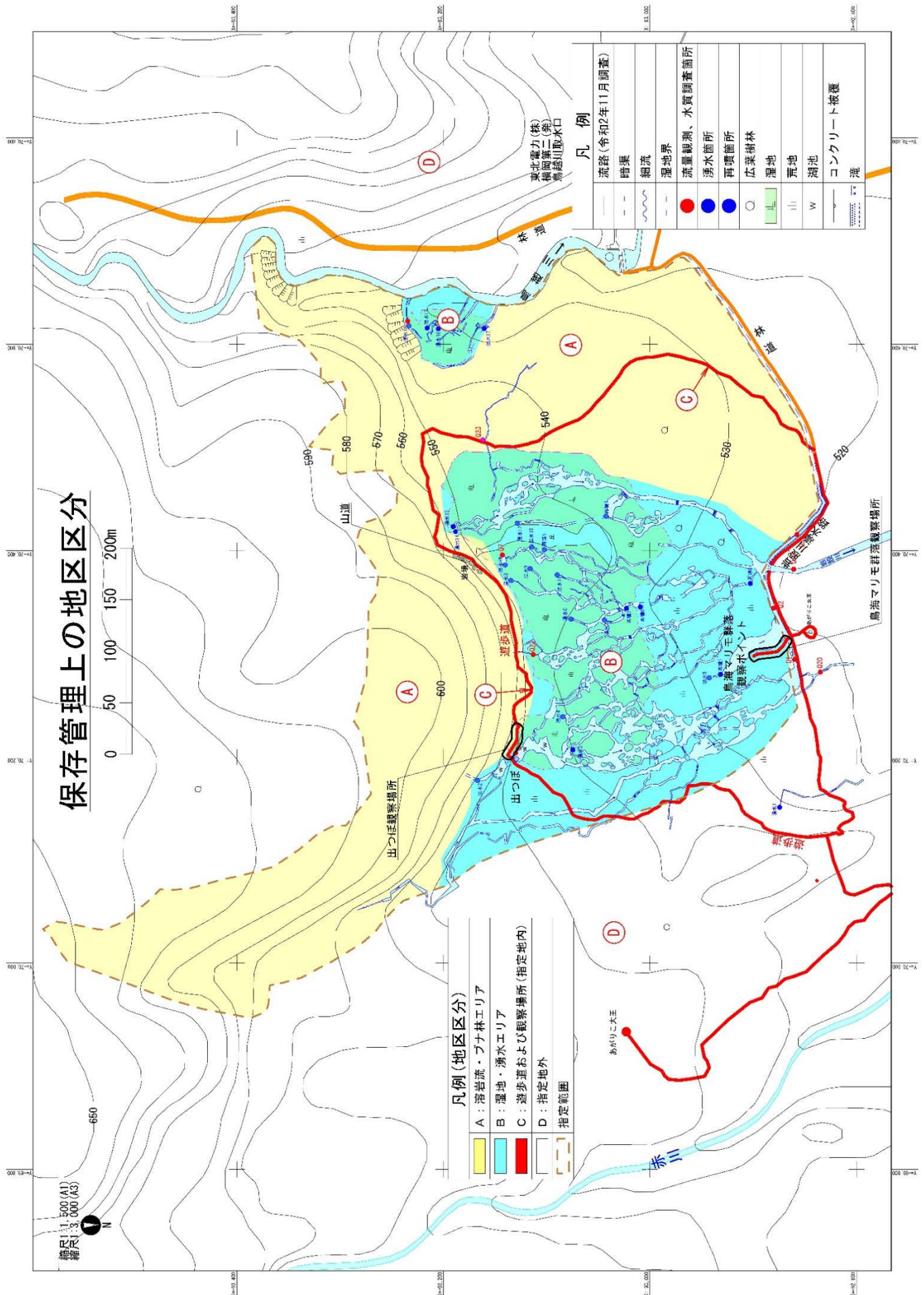


図 6-1 保存管理上の地区区分

第3節 現状変更等の許可基準

文化財保護法第125条の規定に基づき、天然記念物の「現状を変更する行為」または「保存に影響を及ぼす行為」をしようとするときは文化庁長官の許可を受ける必要がある。

「現状を変更する行為」とは、天然記念物に物理的・作為的変更を加える行為、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に天然記念物を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、現状変更等の許可を要しない。

獅子ヶ鼻湿原における現状変更等の取扱い方針・取扱い基準は以下のとおりとする。

1 現状変更の取扱い方針

- ・「本質的価値」を損なう行為は認めない。
- ・「本質的価値」を損なう行為以外について地形の変更を伴うものは、軽微なものを除いて原則として認めない。
- ・「本質的価値」を損なう行為以外については、景観に大きく影響を及ぼす行為は原則として認めない。
- ・学術目的の試料採取は「本質的価値」に影響しないことを、有識者並びに関係機関等が認めた場合に限り認める。
- ・この保存活用計画書に記載のない現状変更については、有識者並びに関係機関と協議の上、判断するものとする。

2 現状変更の取扱い基準

現状変更を許可する基準については次のとおりとし、前述の地区区分で特別な現状変更が想定されるエリアは取り扱い基準を特記する。なお、現状変更の規模は必要最小限度とする。

(全体共通)

次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。

- ・本質的価値を保護する目的のもの
- ・来訪者の安全を確保する目的のもの
- ・来訪者への案内やマナー向上のための説明板、標識等の設置
- ・学術調査およびモニタリングに関するもの
- ・災害防止のために必要なもの

A区 溶岩流末端崖・ブナ林エリア

次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。

- ・落石、土砂崩れ、倒木等による来訪者の危険を防止する目的の措置
- ・学術調査およびモニタリングのための試料の採取

B区 湿地・湧水エリア

次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。

- ・学術調査およびモニタリングのための落葉・落枝の除去
- ・学術調査およびモニタリングのための試料の採取

C区 遊歩道および観察場所（指定地内）

次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。

- ・遊歩道や観察場所への木道等の設置、修繕
- ・遊歩道や観察場所にかかる落葉、落枝、枯枝、倒木の除去
- ・遊歩道沿いや観察場所への説明板や標識等の設置、修繕

※ 指定地と隣接する指定地外の遊歩道および水路の現状変更については、関係機関等から事前に情報を受け、必要に応じて協議を行うものとする。

D区 指定地外エリア

※ 指定地外の遊歩道や案内板等の整備、除草や樹木の枝払い、枯死木の伐採等の現状変更については事前に関係機関等から報告を受けるものとし、必要に応じて協議するものとする。

3 現状変更等を行う場合の事務の取り扱い

1) 現状変更等について

文化財保護法第125条において「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされている。

現状変更等は原則として文化庁長官の許可を要するが、法第125条第1項ただし書きに許可が不要な件が記されている。また、法第184条第1項第2号の規定により、重大な現状変更等以外については都道府県又は市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。

2) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きにおいて、「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合」は現状変更等の許可が不要な行為とされている。

「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」（文化財保護委員会規則第十号）第4条に記載されており、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

なお、き損が生じた場合には法第30条によるき損届、復旧する場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度について

(平成29年度「文化財保護行政担当者会議」(文化庁主催)資料より)

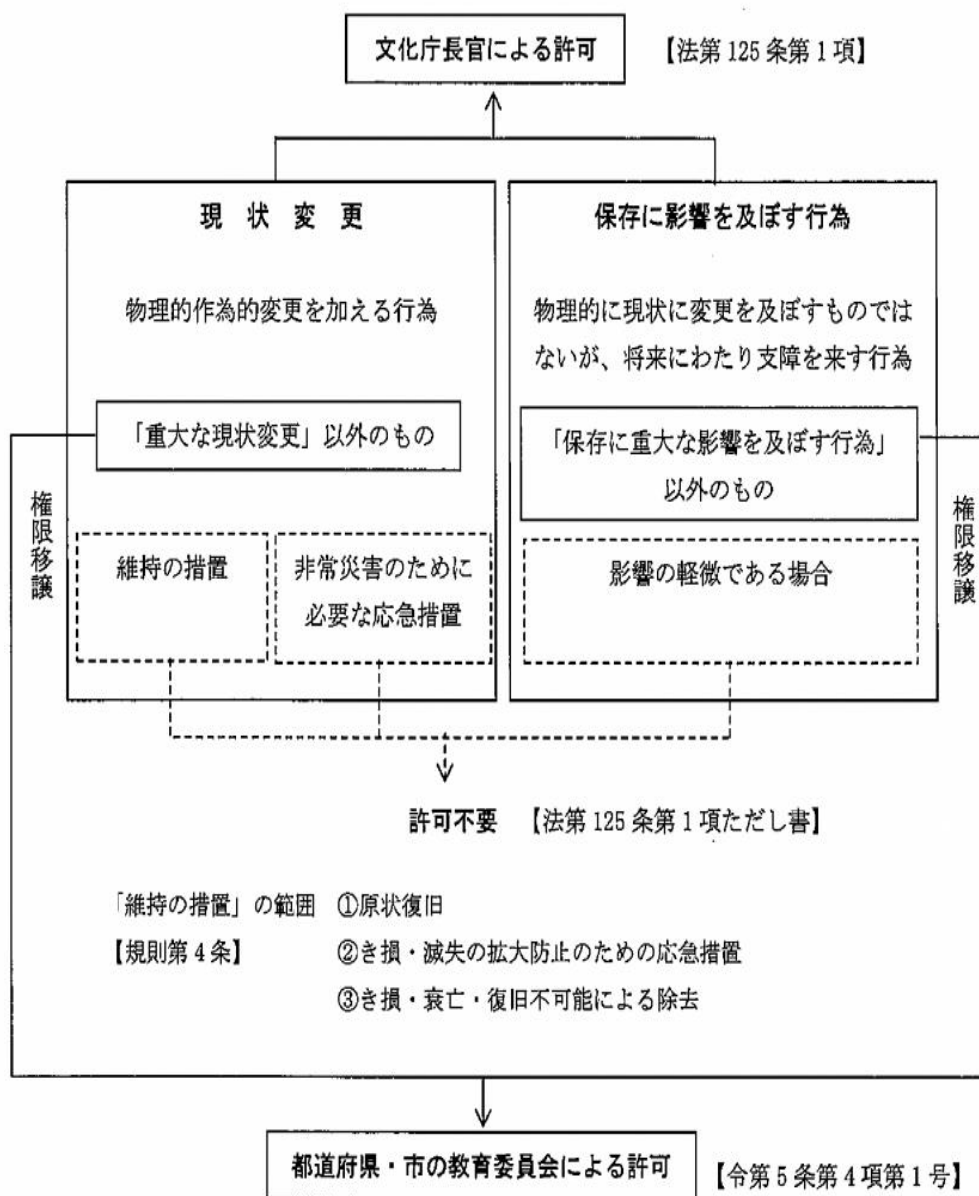


図6-2 現状変更のフロー

4 事後届出とする行為

文化財保護法第129条の4の規定により、保存活用計画が国の認定を受けた場合の特例として、現状変更等に係る手続の弾力化が可能となる。これは、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。

上記に基づき、獅子ヶ鼻湿原において、維持管理のために行われるもの、従前から行われているもの、学術目的で試料採取されるもので、いずれも天然記念物への影響が軽微である行為を事後届出とする。その行為を次表に示す。ただし、現状変更等の事後届出とする行為については、認定後の適用となる。なお、各行為の実施に際しては、植物の踏み荒らしに注意し、外来種の持ち込み防止措置を図るものとする。

表 6-2 事後届出とする行為

対象	行為の内容	現状変更を必要とする理由	場所	行為者	期間	実施時期	頻度	留意事項
遊歩道 および 観察場所（指定地内）	既設の木道および木道デッキの修繕	来訪者の安全確保 景観美化	C区	にかほ市	認定日から10年	通年	年2回程度	新設は対象外。掘削を要する場合には必要最小限度のやむを得ない規模に限る。廃材等は指定地外に搬出。
	遊歩道および観察場所に伸びた草や樹木の枝葉、倒木、落枝、落石、枯枝の除去	来訪者の安全確保 景観美化	C区	にかほ市	認定日から10年	通年	草や樹木の枝葉は年2回程度 倒木等は随時	来訪者の安全確保を目的とするもので、必要最小限とする。
鳥海マリモ群落観察ポイント	落葉堆積状況、落葉下の蘚苔類生育状況等モニタリング調査、落葉、落枝の除去、試料採取、定点カメラの設置	学術研究	B区の鳥海マリモ群落観察ポイント	にかほ市	認定日から10年	通年	年1回程度	落葉堆積状況、落葉下の蘚苔類生育状況等のモニタリング調査に関連する行為に限定。試料採取は本質的価値に影響しないもので必要最小限とする。
土壌・水・植物	学術調査やモニタリング、試料の採取	学術研究 教育普及	全域	にかほ市	認定日から10年	通年	年6回程度	学術調査は2020（令和2）年度から2022年度に実施された調査項目※1とし、試料採取は本質的価値に影響しないもので必要最小限とする。調査日時、調査概要、調査結果等の報告を必須とする。

※1 2020(令和2)年度から2022(令和4)年度に実施した調査項目は次のとおり（落ち葉調査を除く）。

- (1) 獅子ヶ鼻湿原の地質
 - ①鳥海山麓、獅子ヶ鼻湿原の火山灰および湿原堆積物の形成過程
 - ②鳥海山の火山活動と獅子ヶ鼻湿原の酸性水
- (2) 獅子ヶ鼻湿原の水環境
 - ①流路網
 - ②流量
 - ③水質
 - ④獅子ヶ鼻湿原の涵養・湧出機構
- (3) 獅子ヶ鼻湿原の植生
 - ①植生図作成調査
 - ②枯死木調査
- (4) 獅子ヶ鼻湿原の蘚苔類
 - ①蘚苔類相
 - ②鳥海マリモを構成するタイ類3種の流域別分布
 - ③鳥海マリモを構成するタイ類3種の伸長経年変化
 - ④獅子ヶ鼻湿原の涵養・湧出機構
- (5) 鳥海マリモ観察ポイント周辺の群落組成調査

第4節 関係法令

文化財保護法のほかに本計画地に関係する法令として、自然公園法、森林法、景観法等がある。各法規制の内容を以下に示す。

1 自然公園法

自然公園法の目的は、同法第一条において「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」とされている。

本天然記念物の指定範囲は、全域が鳥海国定公園の第3種特別地域に指定されており、建築物や工作物の新築や改築、木竹の伐採、土石の採取等の行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要である。

2 森林法

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。1897（明治30）年の旧森林法制定を経て、1951（昭和26）年に現行の森林法が定められている。

本法律は、保安林指定区域内は、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないと定めている。

3 景観法

にかほ市は景観法に基づく景観行政団体であり、市全域が景観計画区域に指定されている。

景観計画区域内における開発行為は、景観行政団体の長（にかほ市長）への届出（国または地方公共団体は通知）が必要となるが、文化財保護法第125条第1項の規定に基づく許可のある場合は届出を要しない。

第7章 活用

第1節 方向性

獅子ヶ鼻湿原はレクリエーションの森 鳥海自然休養林（中島台地区）に隣接し、一帯はあがりこブナや鳥海マリモがある不思議の森としてにかほ市の観光資源の一つになっている。2007（平成 19）年に同湿原は日本蘚苔類学会の「日本の貴重なコケの森」に選定され、2008 年には環境省の「平成の名水百選」に「出つぼ」が選ばれ、さらに鳥海山・飛島ジオパークの主要な地質サイトとなっており、年間多くの人が訪れている。しかし、同湿原は天然記念物の名称が「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」となっているように植生、地質、生態など各分野において貴重で希少なものが多いものの、本質的な価値や魅力が来訪者はもちろん市民にも十分に認識されているとは言い難い状況である。

同湿原の価値を正確に広く普及することは、市民の郷土への愛着や来訪者の関心を高め、保全意識の醸成と地域の活性化につながる。そのため、本天然記念物の活用は、本質的価値に影響を与えないことを前提に、同湿原の調査研究を進めるとともに自然や文化にふれる機会の創出、文化財保護の担い手の確保、学習の場として理解を深め、地域住民、大学や学校、関連団体と連携しながら地域振興を図ることを基本方針とする。

活用の方法を「調査研究」、「教育」、「地域振興」、「市民協働」の4つの観点から以下に示す。

第2節 方法

1 調査研究

獅子ヶ鼻湿原については、これまでも調査研究の場として活用されてきているが、今後も継続して以下の取り組みを実施する。

- ・獅子ヶ鼻湿原の調査研究、モニタリング等を継続して実施し、成果を広く発信していくとともに成果に基づいた活用を検討していく。
- ・調査研究にあたっては大学や研究機関、鳥海山・飛島ジオパーク協議会等関係機関との連携を図る。
- ・調査研究の成果を市およびにかほ市教育委員会主催の「郷土史市民講座」等の講座で発表する機会を設定する。
- ・調査研究の成果を観光施設や資料館等の展示を通して普及する。

2 教育

調査研究の成果を獅子ヶ鼻湿原の自然や歴史、文化を学ぶための教材として積極的に活用していく。以下に、学校教育と社会教育の観点から具体的な活用方法を示す。

1) 学校教育

- ・獅子ヶ鼻湿原を理解するための教材（パンフレット、副読本等）を作成し、市内の小中学校、高校に配布する。
- ・獅子ヶ鼻湿原に関する教材と現地見学を連動させ、市内の小中学生や高校生がふるさとの自然や歴史、文化を学ぶ場として活用する。また、市外の小中学校や高校の自然学習の場として広く活用されるよう、県内外に獅子ヶ鼻湿原の価値や魅力をアピールする。
- ・必要に応じて、市内外の教職員等を対象にした研修等を実施する。

2) 社会教育

- ・獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を分かりやすく理解するためのパンフレット等を作成し、獅子ヶ鼻湿原の価値等を正確に伝える。
- ・公民館等の社会教育施設と連携し、獅子ヶ鼻湿原をテーマとした展示や講座、ワークショップ等を開催する。



写真 7-1 仁賀保高校では総合的な探究の時間で中島台獅子ヶ鼻湿原のフィールドワークを行っている。



写真 7-2 探究活動学習発表会で獅子ヶ鼻湿原についてプレゼンする仁賀保高校生

3 地域振興

獅子ヶ鼻湿原をにかほ市はもちろん本荘由利・庄内地域の重要な観光スポットとして確立するために鳥海山・飛島ジオパークのジオガイド等の案内人の育成を図るほか、観光課等と連携し、市内外から誘客する方策を検討し、情報を発信する。以下に、観光と情報発信の観点から、具体的な活用方法を示す。

1) 観光

- ・ジオガイド等の案内人を対象とした獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を知るための研修会等を実施するほか必要に応じて情報交換会を実施する。
- ・獅子ヶ鼻湿原を市内外の観光資源と合わせて広域的に、広く情報を発信する。
- ・案内板や誘導サインを整備し、動線を分かりやすくする。
- ・外国人の観光客を想定し、多言語対応のパンフレットや解説板の設置を進める。
- ・来訪者に獅子ヶ鼻湿原の価値や魅力とともに見学マナーを周知し、獅子ヶ鼻湿原および周辺の環境保全の意識を高める。

2) 情報発信

- ・様々な媒体による効果的な発信方法を検討し、獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を広く発信していく。
(ホームページへの掲載、インスタグラム・フェイスブック等 SNSの活用)
- ・QRコード等にて多言語化対応を図る。
- ・周辺に所在する文化財等との連携を視野に入れた情報提供を行う。

4 市民協働

獅子ヶ鼻湿原を継続的に保全しながら活用を図っていくためには、市民との協働が不可欠であることから、市民協働を達成するために、以下のような活用を実施する。

- ・市民参画の機会を創出し、獅子ヶ鼻湿原への愛着と保全意識を醸成するとともに将来的な維持管理の担い手を育む。
- ・獅子ヶ鼻湿原の保存活用について市民の意見を聴く機会を設定し、市民と協働で獅子ヶ鼻湿原の保全と活用に取り組む。
- ・イベント等の実施においては、市民や市民団体、事業者等との協働を促進する。
- ・現地説明会等、市民が参加できる体験型イベントを実施する。



写真 7-3 2022（令和4）年度の第5回郷土史市民講座で獅子ヶ鼻湿原をテーマにした講演を行った際には多くの聴講者が参加し、関心の高さがうかがわれた。講師は秋田県立大学理事の蒔田明史氏（当時）

第8章 整備

第1節 方向性

自然の推移に任せることを保存の基本としながら獅子ヶ鼻湿原の適切な保全を図り、本質的価値の理解につながる環境整備を行う。整備にあたっては、獅子ヶ鼻湿原の保存を第一に考え、本質的価値に影響を与えないことを基本とし、影響の有無については有識者並びに関係機関等の意見を聴くものとする。整備については調査研究の成果に基づいて計画的に実施し、その価値を正確に分かりやすく伝えるために公開や情報発信の手段を検討する必要がある。

また、来訪者に獅子ヶ鼻湿原の本質的価値を正しく伝えるための解説や安全のための注意喚起の看板を遊歩道沿いに設置するとともに、本質的価値を確認するための観察場所を提供する。

なお、本計画では計画対象範囲の整備方針を示すこととし、整備方法の概要については、今後、獅子ヶ鼻湿原整備基本計画で定めるものとする。

第2節 方法

1 保存のための整備

整備対象個所は原則的に見学者が立ち入る遊歩道と観察場所、すなわち保存管理のため地区区分のC区そして指定地外のD区とする。

具体的な方法は以下のとおりとする。

- ・既設の木道や説明板、標識等の現状把握に努め、老朽化、毀損等の場合は早急に対処する。
- ・木道や説明板、誘導標識等の新設は必要性を協議し、場合によっては本質的価値に影響がないか有識者に意見を聴き、計画的に実施する。
- ・調査研究、モニタリング等による研究成果を蓄積し、整備基本計画に反映させる。
- ・外来植物等の侵入対策の整備を進める。

2 公開のための整備

本質的価値を適切に伝え、来訪者が安全に見学できる環境を整備する。具体的な方法は以下のとおりとする。

- ・にかほ市における他の整備計画と連携した整備を進める。
- ・調査研究、モニタリング等を継続して実施し、その成果を本天然記念物の保存と活用に資する資料として蓄積する。（例えば写真撮影、その他の調査結果等）
- ・指定地内における説明板や標柱等は、関係法令を遵守し、本質的価値に影響を与えない方法で設置することとし、素材や色彩等周辺の景観に配慮したものとする。
- ・木道等については、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的に改修・新設する。
- ・本質的価値の理解を促す説明板等は来訪者に最新の情報を提供できるよう、老朽度に応じて計画的に更新するとともにQRコードなど新たな周知方法等も検討する。
- ・トイレなど必要な便益施設の設置を検討する。
- ・獅子ヶ鼻湿原を来訪する利用者が立ち寄る管理棟の一部に成り立ちや、本質的価値を解説するパネルや資料を展示し、ガイダンス的な機能の整備を検討する。
- ・本質的価値を構成する要素の一つであるあがりこブナの成因が炭焼きのための伐採によるとされており、近年、炭焼きが行われていないためあがりこブナがいづれなくなる可能性がある。そのため、

あがりこブナの成因の調査研究を行うとともに保存と継承の方法について検討する。

3 地区区分ごとの整備方針

第6章第2節2)の保存管理のための地区区分に基づき整備計画の方針を記す。

C区 遊歩道および観察場所（指定地内）

- ・来訪者への案内やマナー向上、安全のための木道、説明板、誘導標識等の修繕および新設
- ・観察場所の木道・木道デッキの修繕および新設
- ・来訪者の安全を確保するための除草、落葉および落枝、枯枝の除去

D区 指定地外エリア

- ・見学者への案内やマナー向上のための説明板、誘導標識等の設置
- ・管理棟周辺に外来植物の侵入対策として靴などの洗浄施設を設置
- ・管理棟内に獅子ヶ鼻湿原紹介のパネル等の展示
- ・管理棟周辺にガイダンス施設の設置
- ・見学者のためのトイレの設置
- ・緊急のための無線、携帯電話等の利用態勢の整備
- ・東北電力管理の導水路に鳥海マリモがあることから、管理道路からの観察を検討し整備する。



写真 8-1



写真 8-2



写真 8-3

写真 8-1～8-3 東北電力管理の導水路に鳥海マリモがあり、管理道路から観察することができる

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

天然記念物の適切な保存活用のために、にかほ市教育委員会文化財保護課を中心に運営体制を整備する。また、市民の理解と協力、関係機関・関連団体との連携や、周辺の地域資源と一体的に保存活用できる体制を目指す。

第2節 方法

1 本天然記念物の管理体制

本天然記念物の適切な保存活用を行うとともに、その本質的価値を広く伝えるためには、管理団体であるにかほ市のそれぞれの関係部局が連携して実務を行い、保存管理と一体的な管理運営を行う。

2 活用の運営体制

本天然記念物を保存管理する主体として、「獅子ヶ鼻湿原保存活用連絡協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置する（図9-1）。この協議会は管理団体である本市や有識者、関係機関、関連団体から成り、事務局をにかほ市文化財保護課に置いて獅子ヶ鼻湿原の保存管理、活用、整備について随時検討するとともに保存活用計画の評価と見直しを行う。

3 関係機関・関連団体との連携

天然記念物の保存活用に際しては、今後国や県の指導を受けながらにかほ市文化財保護課が関係機関等と連携して取り組む必要があるとともに、市民の理解と協力が不可欠である。多くの市民が天然記念物の本質的価値を理解し、保存と活用について関心を持つことが、各施策を協働で進める大きな原動力となる。

そのために関連情報を様々な媒体を通じて発信するとともに、市民参画の機会を創出し、ガイドや情報発信のボランティア活動を推進するなど、保全管理の担い手を育成する。天然記念物の本質的価値について理解者を増やすことにつなげていく。

また、市民や市内外の観光関連団体、ガイド団体、ボランティア団体等との意見交換の場を設定し、意見や要望を聴き、施策に反映していくことも重要である。

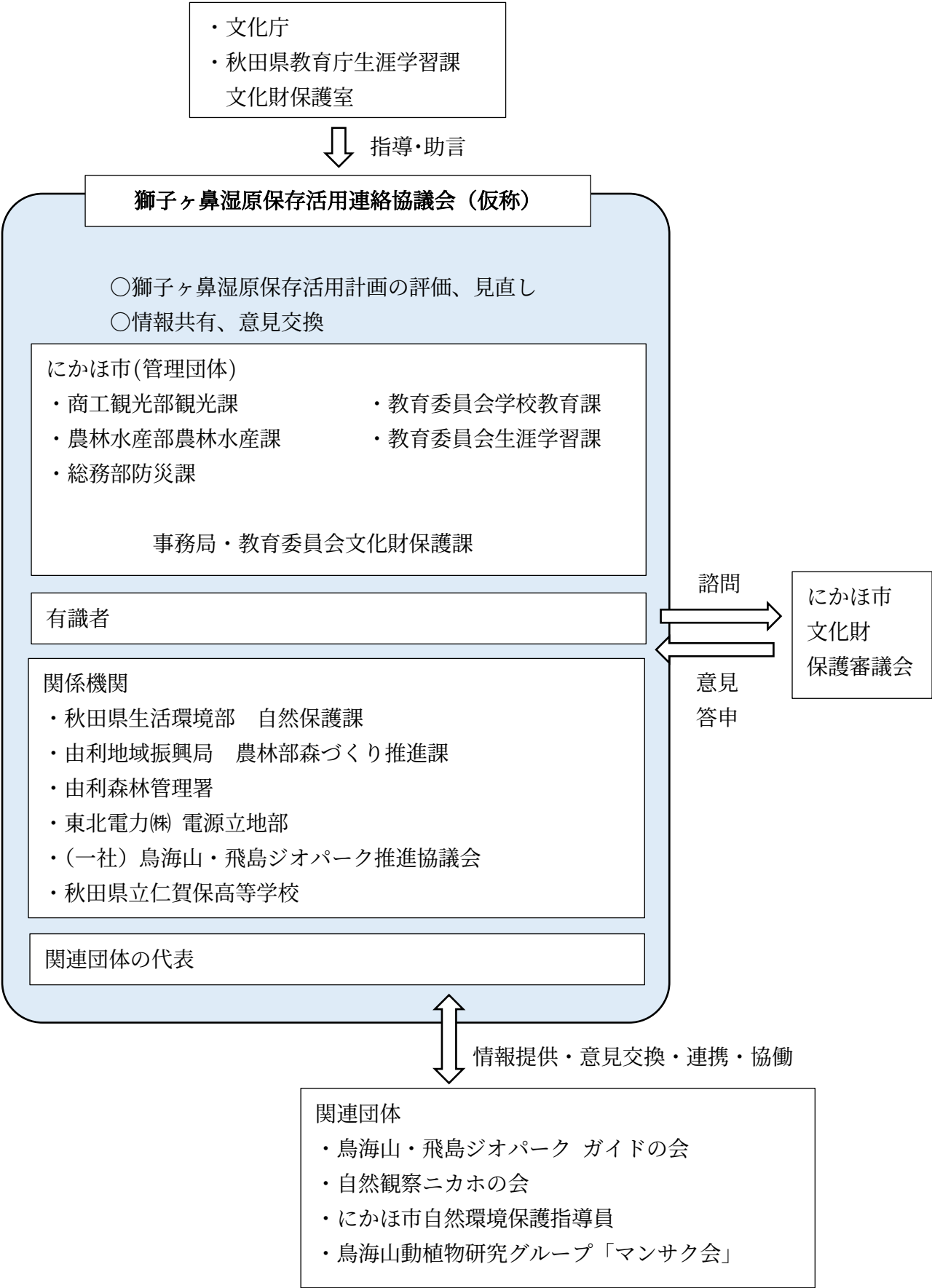


図 9- 1 管理運営体制イメージ図

第10章 施策の実施計画の策定と実施

整備の事業計画

整備は、本計画をもとに整備基本計画を策定し、随時見直ししながら、段階的に計画的に実施することとする。事業計画を以下に示す。

表 10-1 保存管理・活用の実施計画

項 目		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度
事後届出とする行為	既設の木道および木道デッキの修繕（年2回程度）	検討	計画の作成		実 施						
	遊歩道および観察場所にかかる草、倒木、落枝、落石、枯枝の除去（年2回程度）	検討	計画の作成		実 施						
	鳥海マリモ群落観察ポイントの落葉、落枝の除去（年1回程度）	実 施				検討	必要に応じて実施				
	落葉下の蘚苔類生育状況等調査のための落葉、落枝の除去（年1回程度）	実 施				検討	必要に応じて実施				
	水環境調査	必要に応じて実施									
	学術調査やモニタリング、分析試料の採取	必要に応じて実施									
	定点観測（モニタリング）	実 施									
予防的措置および維持管理方法	保存管理の対策が必要なものについての応急的な措置	必要に応じて実施									
	必要に応じた予防的措置および維持措置	必要に応じて実施									
	説明板、案内板等の整備	検討	計画の作成		実 施						
	適切なガイド内容の検討とガイドの育成	検討	実 施								
	獅子ヶ鼻保存活用連絡協議会の開催	検討	実 施								
	関連団体との意見交換の場を設定	検討	実 施								

表 10-2 事業計画

区分	A 区 溶岩流末端崖 ・ブナ林エリア	B 区 湿地・湧水エリア	C 区 遊歩道および観察場 所（指定地内）	D 区 指定地外エリア
地区の状況	指定地の南側に溶岩流末端崖があり、その斜面を横断する遊歩道から間近に観察できる。末端崖の上部および西側には「あがりこ」と呼ばれる特異な形状のブナやミズナラが多く分布する。	主に湿地帯で、湿原低木林、湿原草本群落などから成る。希少な蘚苔類が生育し、多くの湧水個所がある。同エリアには「出つぼ」と呼ばれる湧水池と鳥海マリモ群落観察ポイントがあり、多くの来訪者が見学している。	獅子ヶ鼻湿原には指定地内を一周する約1.7kmの遊歩道（指定地外の東北電力管理道路等を一部含む）と鳥海マリモ群落観察ポイントおよび出つぼのそばに観察場所を設定している。	指定地外で管理棟から指定地までの遊歩道が設置され、道沿いに説明板や標識などが立てられている。またその遊歩道周辺にあがりこブナとして日本一の大きさを誇るあがりこ大王をはじめ燭台ブナ、あがりこ女王と名付けられたあがりこブナ、炭焼き小屋跡などがある。
現状変更の取扱い	次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。 1）落石、土砂崩れ等による来訪者の危険を防止する目的の措置 2）学術調査およびモニタリングのための試料の採取	次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。 1）学術調査およびモニタリングのための落葉・落枝の除去 2）学術調査およびモニタリングのための試料の採取	次の事由によるもの以外は現状変更を原則として認めない。 1）遊歩道や観察場所への木道等の設置、修繕 2）遊歩道や観察場所にかかる落葉、落枝、枯枝、倒木の除去 3）遊歩道沿いや観察場所への説明板や標識等の設置、修繕	—
保存管理	獅子ヶ鼻湿原の基盤を形成している溶岩流末端崖および蘚苔類などから構成されている湿生植物群落については、本質的価値を維持するためには、自然の推移に任せることを基本とする。 あがりこ状の形態をしたブナを中心とした森林については、保存管理方針を立てる必要がある。 このような本天然記念物の本質的価値を守るために、巡回や学術調査など定期的なモニタリング調査を実施し、現状把握と知見の蓄積に努めて保存管理施策に資すると共に、本天然記念物の価値を広く周知し、保全意識の高揚を図る。			
活用	・調査研究、教育（学校教育、社会教育）、地域振興（観光、情報発信）、市民協働の分野において、活用を促進する。			
整備			・来訪者への案内やマナー向上、安全のための木道、説明板、標識等の修繕および新設 ・観察場所の木道・木道デッキの修繕および新設 ・来訪者の安全を確保するための除草、落葉および落枝、枯枝の除去	・見学者への案内やマナー向上のための看板、標識等の設置 ・管理棟周辺に外来植物の侵入対策のため靴などの洗浄施設を設置 ・管理棟内に獅子ヶ鼻湿原紹介のパネル等の展示 ・管理棟周辺にガイダンス施設の設置 ・見学者のためのトイレの設置 ・緊急のための無線、携帯電話等の利用態勢の整備
運営・体制の整備	・国、県、市、関係機関、関連団体との連携を進める。 ・有識者や関係機関等からなる獅子ヶ鼻湿原保存活用連絡協議会（仮）を組織し、そこでの審議と指導をもとに、天然記念物の活用方法について検討し、随時計画の評価と見直しを行う。 ・にかほ市および周辺の観光関連団体、ガイド団体、ボランティア団体等で構成される運営体制を構築する。			
調査・研究	・本質的価値を構成する諸要素に関する調査・研究を継続して実施する。		—	
追加指定	・必要に応じて検討する。			

第11章 保存・活用計画の進行管理

第1節 モニタリングの方向性

計画の推進と実現に向けて、獅子ヶ鼻湿原の保存管理、活用、整備、運営・体制の整備で検討した事項の実施および達成状況の把握のための経過観察を定期的に行う必要がある。経過観察の結果により、本計画の実施状況の再確認と課題の抽出を行い、保存活用計画の見直しを行う。

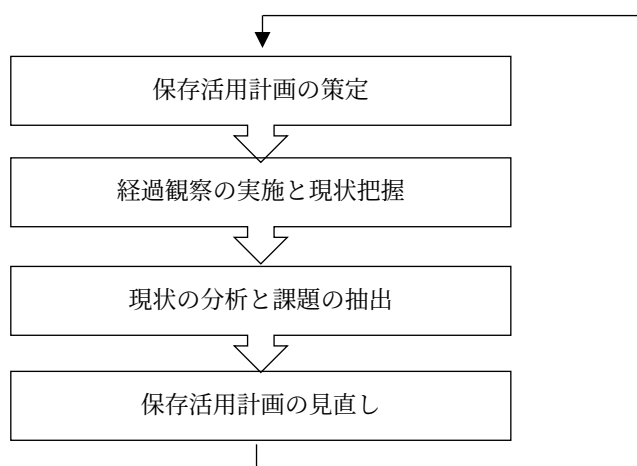


図 11-1 保存活用計画サイクル図

第2節 進行管理の方法

本計画で示した事項の実現状況を年度ごとに確認する。現状把握については、次表のとおり、計画、調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備の項目ごとに実施事項を整理し、達成の可否を確認する。

経過観察は、管理団体であるにかほ市が主体となって自己チェックをし、有識者や関係機関等から構成される獅子ヶ鼻湿原保存活用連絡協議会（仮）で評価を行う。

表 11-1 経過観察の点検項目

		点検項目
①計画		保存活用計画に基づいて実施されているか。
		保存活用計画書の見直しは実施されているか。(概ね10年ごと)
②調査研究		必要な調査は実施されているか。
		継続的な調査・研究が行われているか。
③保存管理		予防的措置および維持管理方法は確実に行われているか。
		天然記念物の重要性や指定地における現状変更規制等の取り扱いについての周知・理解が図られているか。
		調査研究、モニタリング等継続して実施し、その成果を広く発信しているか。
		教育との連携・利用がされているか。
		関係機関等と連携し、展示や、講座、ワークショップは計画的に実施されているか。
		観光資源としての活用がされているか。
		天然記念物の本質的価値を普及するための情報発信は十分に行われているか。
		市民参加を促進するための現地説明会、体験イベント等計画的に実施されているか。
④整備	保存	既設の木道や説明板、標識等の老朽化、毀損の場合、適切に対処されているか。
		木道や説明板、標識等の新設する場合は必要性を協議し、計画的に実施しているか。
		調査研究、モニタリング等による研究成果を蓄積し、整備基本計画に反映させているか。
		外来植物等の侵入対策の整備を進めているか。
	公開活用	調査研究、モニタリング等を継続して実施し、その成果を本天然記念物の保存と活用に資する資料として蓄積されているか。
		説明板や標柱等は、関係法令を遵守して本質的価値に影響を与えない方法で設置し、素材や色彩等周辺の景観に配慮したものとなっているか。
		木道等については、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的に改修・新設しているか。
		本質的価値の理解を促す説明板等は計画的に更新されているか。
⑤運営・体制の整備		事業遂行体制は十分か。
		国、県、市、関係機関、関連団体との連携、情報共有は図られているか。
		市民と協働した保存・活用の運営は適切に行われているか。
		維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか。

資料編

手続きマニュアル

1 文化財保護法と自然公園法関係の手続き

1) 行為規制

- (1) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可（文化財保護法第二百二十五条）若しくは同意（第百六十八条）又はにかほ市教育委員会の許可（第百八十四条）が必要である。その際、申請者はにかほ市教育委員会に許可申請書を3部提出し、秋田県教育委員会を経由して文化庁長官に進達する。ただし、市教育委員会の許可はその限りではない。

※文化庁の許可には数ヶ月を要するため、早めの申請が必要である。

- (2) 国定公園特別地域内においては、工作物の新築など自然公園法第二十条第3項各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。その際、申請者はにかほ市観光課を経由して、秋田県生活環境部自然保護課に許可申請書を提出する。

※各申請にあたっては、あらかじめ土地所有者である由利森林管理署の同意を得なければならない。

2) 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第四条で規定された維持の措置の実施にあたっては、にかほ市教育委員会を経由して秋田県教育委員会に事前に通知し、原則として、にかほ市教育委員会の立会いのもとで行う。終了後は写真等を添付した書面をもって、にかほ市教育委員会を経由して秋田県教育委員会及び文化庁に報告する。

3) 非常災害のための必要な応急措置

- (1) 「(2) 維持の措置」に準ずるが、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (2) 応急措置として自然公園法第二十条第三項各号に掲げる行為をした者は、同条第七項の規定に基づき、措置をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4) 滅失、き損等

- (1) 滅失、き損等があった場合は、管理団体が現地を確認し、必要に応じて関係機関が協議して対策を講ずる。
- (2) 管理団体は書面をもって、10 日以内に文化庁にその旨を届け出なければならない。（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第六条）。

2 森林法にかかる手続き

1) 国有保安林における立木の伐採

- (1) 規則第六十条第二項第五号から第九号までに該当する支障木等を、第三者が伐採する必要があるときは、第三者があらかじめ森林管理署長等に伐採承諾書の交付依頼をする。
- (2) 森林管理署長等は現地調査を行い、適正と認められる場合は伐採承諾書を第三者に交付する。
- (3) 第三者はその写しを添えて、伐採を開始しようとする日の2週間前までに県の出先機関の長に届出書を提出する。
- (4) 森林管理署長等は、第三者が県の出先機関の長に届け出たことを確認する。

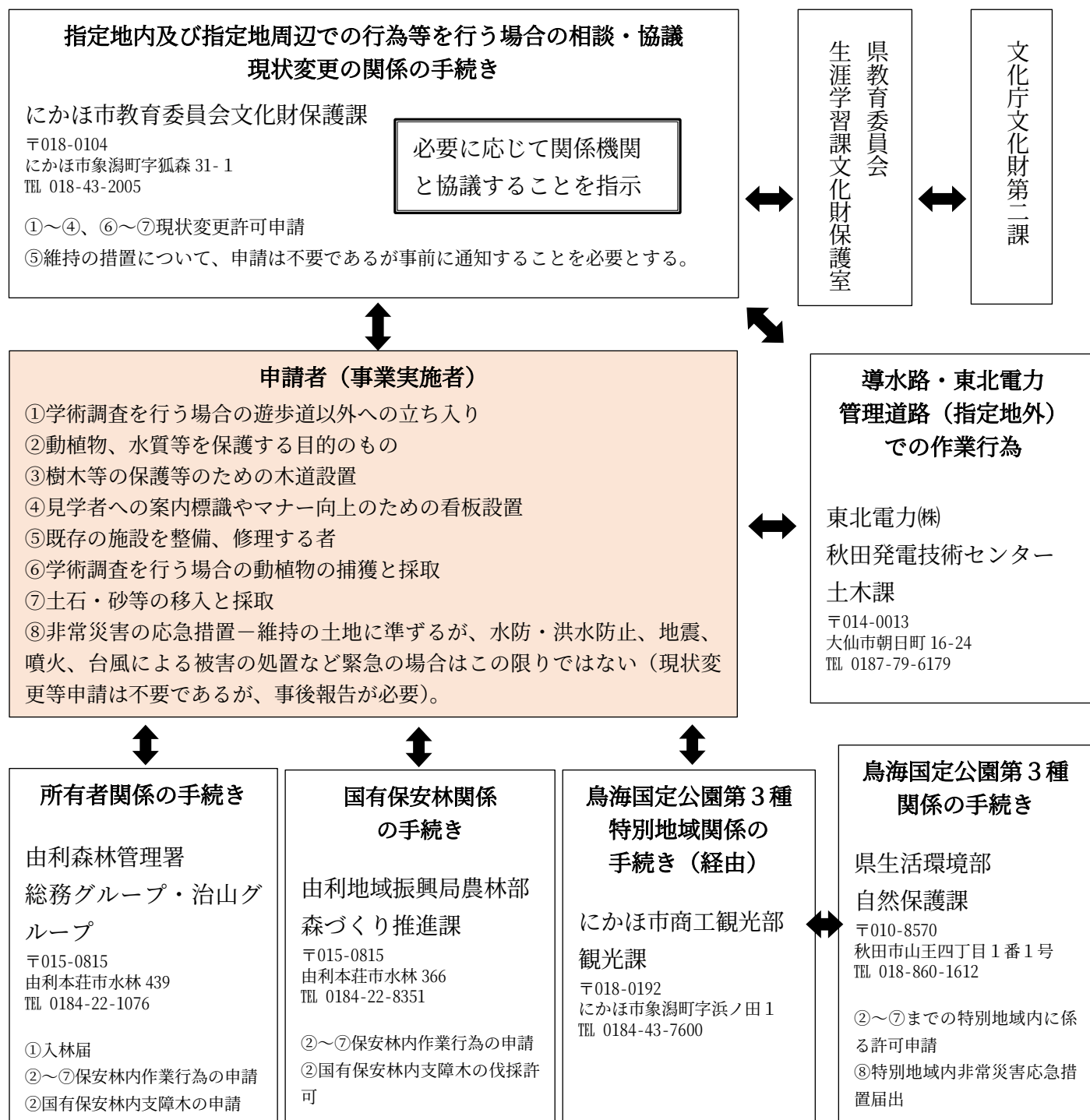
2) 国有保安林における作業行為

保安林内で作業行為を行う場合は、行為者はあらかじめ県の出先機関の長に手続きを行い、許可等があっ

た後でなければ行為をしてはならない。

- (1) 国有保安林内で第三者が行う行為等は、第三者があらかじめ森林管理署長等に作業行為承諾書の交付依頼をする。
- (2) 森林管理署長等は現地調査を行い、行為の内容、当該保安林の保安機能の維持に対する支障の有無、その程度等を確認し、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は第三者に交付する。
- (3) 第三者はその写しを添えて、県の出先機関の長に作業許可申請書を提出する。
- (4) 森林管理署長等は、第三者に出先機関の長からの許可書の写しを提出させ、確認のうえ貸与等の手続きを必要とするものについては、それらの手続きを終了した後でなければ行為等をさせてはならない。

指定地内で現状変更および影響を及ぼす行為を行う場合の申請フローチャート



申請様式集

文化財保護法関係

年 月 日 文化庁長官 様 申請者 住所 氏名 現状変更等許可申請書 このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、次のとおり申請します。 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称 天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」 2 指定年月日 平成13年1月29日（文部科学省告示第20号） 3 所在地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班 と 1 小班、と 2 小班、ち 1 小班 4 所有者の氏名または名称および住所 国（農林水産省） 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 なし 6 管理団体の名称及び事務所の所在地 にかほ市（秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地） 7 管理責任者の氏名及び住所 なし	8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地 にかほ市教育委員会（秋田県にかほ市金浦字南金浦 4 9－2） 9 現状変更等を必要とする理由 10 現状変更等の内容及び実施の方法 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期 着手 許可日以降 終了 年 月 日 13 現状変更等に係る地域の地番 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班 と 1 小班、と 2 小班、ち 1 小班 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者氏名並びに事務所の所在地 15 その他参考となるべき事項
---	--

文庁第 号

〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群」の現状変更を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定によって許可します。

ただし、実施に当たっては、秋田県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

年 月 日

文化庁長官

自然公園法関係

様式第 1 (1) 特別地域内工作物の新 (改、増) 築許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における工作物の新 (改、増) 築の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○○ 様			(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真) (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 (立面図に彩色したものでも可) (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図 (5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 (構造図等) 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。 (3)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。 (4)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深(干満)、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (6)「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「備考」欄には次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (8)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																								
<table border="1"> <tr><td colspan="2">目 的</td></tr> <tr><td colspan="2">場 所</td></tr> <tr><td colspan="2">行為地及びその付近の状況</td></tr> <tr><td colspan="2">工作物の種類</td></tr> <tr><td rowspan="5">施工方法</td><td>敷地面積</td></tr> <tr><td>規模</td></tr> <tr><td>構造</td></tr> <tr><td>主要材料</td></tr> <tr><td>外部の仕上げ及び色彩</td></tr> <tr><td colspan="2">関連行為の概要</td></tr> <tr><td colspan="2">施行後の周辺の取扱</td></tr> <tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td></tr> </table>			目 的		場 所		行為地及びその付近の状況		工作物の種類		施工方法	敷地面積	規模	構造	主要材料	外部の仕上げ及び色彩	関連行為の概要		施行後の周辺の取扱		予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	備考	
目 的																											
場 所																											
行為地及びその付近の状況																											
工作物の種類																											
施工方法	敷地面積																										
	規模																										
	構造																										
	主要材料																										
	外部の仕上げ及び色彩																										
関連行為の概要																											
施行後の周辺の取扱																											
予定日	着手	年 月 日																									
	完了	年 月 日																									
備考																											

様式第 1 (2) 特別地域内木竹の伐採許可申請書 自然公園法第 20 条 (第 21 条) 第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○○ 様			(備考) 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真) (3)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。 (3)「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。 (4)「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (6)「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画(年次、樹種、施行方法等)等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「備考」欄には、次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (8)学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるもの、若しくは第 3 種特別地域において行われるものであって森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。 また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することで足りるものとする。 (9)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 (JIS) A 4 とすること。																									
<table border="1"> <tr><td colspan="2">目 的</td></tr> <tr><td colspan="2">場 所</td></tr> <tr><td rowspan="4">林 状</td><td>林 種 及 び 樹 種</td></tr> <tr><td>林 齢</td></tr> <tr><td>森 林 面 積</td></tr> <tr><td>総 蓄 積 (a)</td></tr> <tr><td rowspan="9">施工方法</td><td>伐 採 種 別</td></tr> <tr><td>伐 採 樹 種</td></tr> <tr><td>伐 採 面 積</td></tr> <tr><td>平 均 樹 齢</td></tr> <tr><td>平 均 胸 高 直 径</td></tr> <tr><td>伐 採 材 積 (b)</td></tr> <tr><td>伐採材積歩合 (b/a)</td></tr> <tr><td>関連行為の概要</td></tr> <tr><td>伐採跡地の取扱</td></tr> <tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td></tr> </table>			目 的		場 所		林 状	林 種 及 び 樹 種	林 齢	森 林 面 積	総 蓄 積 (a)	施工方法	伐 採 種 別	伐 採 樹 種	伐 採 面 積	平 均 樹 齢	平 均 胸 高 直 径	伐 採 材 積 (b)	伐採材積歩合 (b/a)	関連行為の概要	伐採跡地の取扱	予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	備考	
目 的																												
場 所																												
林 状	林 種 及 び 樹 種																											
	林 齢																											
	森 林 面 積																											
	総 蓄 積 (a)																											
施工方法	伐 採 種 別																											
	伐 採 樹 種																											
	伐 採 面 積																											
	平 均 樹 齢																											
	平 均 胸 高 直 径																											
	伐 採 材 積 (b)																											
	伐採材積歩合 (b/a)																											
	関連行為の概要																											
	伐採跡地の取扱																											
予定日	着手	年 月 日																										
	完了	年 月 日																										
備考																												

自然公園法関係

様式第 1 (3) 特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における高山植物等の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○○ 様		（備考） 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。 (3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (4)「採取方法」欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記入すること。 (5)「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。 (6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は 届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否 又はその見込み ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分 の日付、番号及び付された条件 エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前 オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とすること。																														
<table border="1"> <tr><td>目</td><td>的</td><td></td></tr> <tr><td>場</td><td>所</td><td></td></tr> <tr><td>行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>採取物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">施 工 方 法</td><td>採 取 物 の 数 量</td><td></td></tr> <tr><td>採 取 方 法</td><td></td></tr> <tr><td>関連行為の概要</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">施行後の周辺の取扱</td></tr> <tr><td rowspan="2">予 定 日</td><td>着 手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完 了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="3">備 考</td></tr> </table>	目	的		場	所		行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況			採取物の種類			施 工 方 法	採 取 物 の 数 量		採 取 方 法		関連行為の概要		施行後の周辺の取扱			予 定 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	備 考				
目	的																															
場	所																															
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況																																
採取物の種類																																
施 工 方 法	採 取 物 の 数 量																															
	採 取 方 法																															
	関連行為の概要																															
施行後の周辺の取扱																																
予 定 日	着 手	年 月 日																														
	完 了	年 月 日																														
備 考																																

様式第 1 (4) 特別地域内鉱物の掘採許可申請書 自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可を受けたく、次のとおり申請します。 年 月 日 申請者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名 秋田県知事 ○○ 様		（備考） 1 添付図面 (1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図 (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真) (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図 (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図 (5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面 2 注意 (1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。 (2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。 (3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等、海域公園地区にあっては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (4)「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。 (5)「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン、グラム）により掘採（採取）量を記入すること。 (6)「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (7)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (8)「掘採（採取）跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。 (9)「備考」欄には次の事項を記入すること。 ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況 イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要 ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件 オ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。 (10) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A 4 とすること。																																					
<table border="1"> <tr><td>目</td><td>的</td><td></td></tr> <tr><td>場</td><td>所</td><td></td></tr> <tr><td>行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鉱物（土石）の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="8">施 工 方 法</td><td>掘採（採取）方法</td><td></td></tr> <tr><td>掘採（採取）量</td><td></td></tr> <tr><td>掘採（採取）設備</td><td></td></tr> <tr><td>土地の形状を変更する面積</td><td></td></tr> <tr><td>掘採（採取）後の土地の形状</td><td></td></tr> <tr><td>関連行為の概要</td><td></td></tr> <tr><td>掘採（採取）跡地の取扱</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">施行後の周辺の取扱</td></tr> <tr><td rowspan="2">予 定 日</td><td>着 手</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>完 了</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="3">備 考</td></tr> </table>	目	的		場	所		行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況			鉱物（土石）の種類			施 工 方 法	掘採（採取）方法		掘採（採取）量		掘採（採取）設備		土地の形状を変更する面積		掘採（採取）後の土地の形状		関連行為の概要		掘採（採取）跡地の取扱		施行後の周辺の取扱		予 定 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	備 考				
目	的																																						
場	所																																						
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況																																							
鉱物（土石）の種類																																							
施 工 方 法	掘採（採取）方法																																						
	掘採（採取）量																																						
	掘採（採取）設備																																						
	土地の形状を変更する面積																																						
	掘採（採取）後の土地の形状																																						
	関連行為の概要																																						
	掘採（採取）跡地の取扱																																						
	施行後の周辺の取扱																																						
予 定 日	着 手	年 月 日																																					
	完 了	年 月 日																																					
備 考																																							

自然公園法関係

様式第1（5）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

自然公園法第20条第3項の規定により
国定公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○○ 様

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施工方法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等	
	水位（水量）の増減の内容	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

（備考）

1 添付図面

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

(3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1) 申請文の「国定公園」の箇所には、当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7) 申請書の用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4とすること。

様式第1（7）

特別地域内広告物の設置等許可申請書

自然公園法第20条第3項の規定により
国定公園の特別地域内におけるの許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○○ 様

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
施工方法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を提出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色	
	表示の内容	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

（備考）

1 添付図面

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

(4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1) 申請文の「国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を、「の許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種類を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

自然公園法関係

様式第 1 (10)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○○ 様

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況		
施 工 方 法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1 添付図面

(1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図

(4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図

(5)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示すること。

(4)「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(7)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格(JIS)A 4 とすること。

様式第 1 (14)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

自然公園法第 20 条第 3 項の規定により 国定公園の特別地域内における 的色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の氏名及び住所
法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

秋田県知事 ○○ 様

目 的		
場 所		
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況		
施 工 方 法	色彩を変更する工作物	
	色彩を変更する箇所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(備考)

1 添付図面

(1)行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

(3)行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の立面図、変更後の意匠配色図(立面図に彩色したもので可)

(4)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

(1)申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を、「 的色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。

(2)「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

(3)「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5)「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

(6)申請書の用紙の大きさは、日本産業規格(JIS)A 4 とすること。

森林管理署関係

番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 住所 氏名 国有保安林内作業行為について 下記のとおり行為を行いたいのので承諾書の交付を依頼します。 記 - 森林の所在場所（地番、林小班まで） 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 ○○ - 保安林の指定の目的 - 行為の種類 - 行為の内容 - 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 - 位置図	番 号 年 月 日 ○○ ○○ 様 由利森林管理署長 国有保安林内作業行為について 年 月 日付け貴殿より申請のあった国有保安林内作業行為について、別紙の条件を付して同意します。 記 - 所在場所 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 ○○ - 保安林種 - 行為の内容 - 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 別紙 同意にあたっての条件 保安林（保安施設地区）内立伐採許可決定通知書が交付された場合において、以下の条件を付するで順守すること。 - 植栽によらなければ的確な復旧が困難と認められる場合 樹 種 森林管理署長の指示によること 期 間 " " 方 法 " " - 許可を受けたものは、期間中、施工地の見易い場所に県知事の定める様式による許可標識を提示すること。 - 事業の着手及び完了時には、県知事及び森林管理署長へ速やかに届出すること。 - 保安林内の許可以外の樹木には絶対損傷を与えないこと。 - 作業の実施に当たっては、序者の流出及び水の処理等の防災措置に万全を期すること。 - 山火事防止のため、林内におけるタバコ等の火気の取扱いは特に留意すること。 - 他法令等の制限がある場合は、当該許認可を受けなければ許可行為に着手しないこと。 - 作業行為の実施期間中に災害が発生したときは、必要な応急措置をすること。 - 現地指示事項及び行為後の復旧指示事項等については、これを遵守する。 - 許可内容と異なる行為をしたとき又は許可条件を守らないときは、同意を取り消す場合があること。
--	--

番 号 年 月 日 由利森林管理署長 様 住所 氏名 国有保安林内支障木等の伐採について 下記のとおり立木の伐採をしたく承諾書の交付を依頼します。 記 - 保安林の指定の目的 - 森林の所在場所（地番、林小班まで） 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 68 林班 ○○ - 伐採の目的 - 伐採を開始する日及び伐採を終了する日 自 年 月 日 至 年 月 日 - 伐採面積、伐採立木本数 実測又は見込 - 皆伐、択伐、間伐の別 立木の樹種、年齢 - 位置図	番 号 年 月 日 住 所 氏 名 殿 森 林 管 理（支）署 長 国有保安林内立木伐採承諾書 年 月 日付けをもって依頼のあった立木の伐採については、下記のとおり承諾します。 なお、伐採の申請に当たっては本承諾書の写しを添えて県知事（県の出先機関の長）へ申請すること。 記 - 保安林の指定の目的 - 森林の所在場所（地番、林小班まで） - 伐採の目的 - 伐採を開始する日及び伐採を終る日 - 伐採面積、伐採立木本数 実測又は見込 - 皆伐、択伐、間伐の別 立木の樹種、林齢 - 伐採にあたっては、県の出先機関の長からの許可書又は受理書の写しを森林管理（支）署長に提出するとともに、森林管理（支）署長の指示に従うこと。 - 本承諾書をもって、森林法第 34 条第 1 項に規定される許可がなされたものではなく、また、許可がなされることを担保するものではないことに留意すること。
--	--

森林管理署関係

様式第 78 号（細則第 86 条）	番 号 年 月 日
由利森林管理署長 様	
申請者住所 氏名（名称） 連絡先	
高山植物等採取申請書	
下記のとおり、国有林野において高山植物等を採取したいので、申請 します。	の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵 守し、これに基づく必要な手続を行います。
記	
1 採取場所	(2) 採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理（支）署へ連絡しま す。
2 採取目的	(3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、 植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
3 採取植物の種類	(4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とし ます。
4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響	(5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署 職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
5 採取期間 自 年 月 日 至 年 月 日	(6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。
6 採取者 ☐ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員 ☐ 大学の学生で植物学を修習する者 ☐ 植物学を専門に研究する者 ※該当するものに☑を記入して下さい。	8 添付資料 (1) 採取者の資格が分かる証明書及び採取計画（目的の詳細）が分かる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る。） (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。） (3) 自然公園法第 26 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。） (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。） (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。） (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。） (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。） (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
7 誓約事項 (1) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟	

様式第 79 号（細則第 86 条）	許可番号 号 許可年 月 日
殿	由利森林管理署長
高山植物等採取許可証	
年 月 日に申請のあった高山植物等の採取について下記のとおり許可 します。	由利森林管理署長 様
記	住所 氏名
1 採取者氏名	獅子ヶ鼻湿原高山植物採取結果報告書
2 採取期間 自 年 月 日 至 年 月 日	このことについて、下記のとおり報告いたしますので、ご査収くださる ようお願いいたします。なお、年 月 日付けで許可のあった 由管第 号高山植物採取許可書は別添のとおり変換いたします。
3 採取場所	記
4 植物の種類及び数量の指定	1. 調査の目的
5 注意事項 (1) 入林中は、この許可証を携行してください。 (2) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きを済ませた上で行ってください。 (3) 採取時に当署職員が立ち会う場合があるので、事前に入林日時を必ず森林管理（支）署に連絡してください。 (4) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意して下さい。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えて下さい。 (5) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所として下さい。 (6) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理（支）署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付して下さい。 (7) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守して下さい。	2. 調査結果 調査（採取）の箇所： 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林 由利森林管理署 68 林班と 1、と 2、ち 1 小班（別図） 採取の許可期間：年 月 日～年 月 日 採取植物の種類： 鳥海国定公園指定植物（別表 1）のとおり。ただし、秋田県版レッドデータブック絶滅危惧種 1A 類の品種（別表 2）を除く。 採取植物の数量： 採取植物結果：

森林管理署関係

別紙様式1（第3の1の（1）関係）

番号
年月日

由利森林管理署長 殿

住所
申請者
氏名（名称）

国 有 林 野 貸 付 申 請 書

貴署所管の下記の国有林野について、下記のとおり借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 国有林野所在地 秋田県にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林
68 林班 ○○○○

2 国有林野面積 m²

3 用途 ○○○○（獅子ヶ鼻湿原）

4 用途別内訳

用 途	面 積	用 途	面 積

5 申請貸付期間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第 75 号（細則第 81 条）

入林届（国の職員等のための入林届）

年月日

由利森林管理署長 様

申請者 住 所
氏 名

貴（支）署が管轄する国有林野に、下記のとおり職員が入林します。なお、初回の入林の際には、事前に入林者の代表者から貴（支）署へ連絡します。

記

1 入林目的

2 入林場所 秋田県にかほ市象潟町大字横岡字中島岱
国有林 68 林班と1・と2・ち1小班

3 入林期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 入林者

(1) 国の機関又は地方公共団体の職員の場合

ア 入林者の代表者の所属及び氏名

イ 入林者の人員数 人

(2) 受託者等の場合

ア 受託者等の氏名又は名称及び住所

イ 入林者の代表者の所属及び氏名

ウ 入林者の人員数

注)「受託者等」とは、国又は地方公共団体の事務又は事業の受託者又は請負者をいう。

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

○入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。

○悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。

○当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携帯するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。

○立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。

○国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。

○ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。

○林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）

○動植物の保護にご協力ください。

その他

○立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。

○万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

特記事項

※車両による入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面もご覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

・林道は一般公道のような構造ではありませんので、スピードを落として安全運転をお願いします。

・カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等対向車に注意しながらの運転に努めてください。

・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。

・通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

複数人での入林を計画されている方へ

・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。

・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。

・調査中は、調査をしていることが第三者にわかるよう標識、腕章等により標示してください。特に、一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。

・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

森林法関係

年 月 日

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

県 知 事 様

届出人 住 所
氏 名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第 60 条第 2 項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の 指定の目的	
森 林 の 所 在 場 所	
伐 採 の 目 的	
伐採を開始する日及び伐採 を終了する日	
伐 採 面 積	
伐採の方法（皆伐、択伐、間 伐の別）並びに伐採する立 木の樹種及び年齢	
備 考	

年 月 日

保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

県 知 事 様

届出人 住 所
氏 名

次の森林（土地）において、次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾土地の形質を変更）したいので、許可されたく、森林法第 3 4 条第 2 項（第 4 4 条において準用する同法 3 4 条第 2 項）の規定によりその許可を申請します。

森 林 の 所 在 場 所		
保安林（保安施設地区）の 指定の目的		
行 為 の 方 法		
期 間	始 期	令和 年 月 日
	終 期	令和 年 月 日
備 考		

關係法令等抄録

関係法令等抄録

○文化財保護法（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第

百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、

当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある場合その価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、

又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第百三十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、

その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から

第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政

令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに

当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定

め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えををするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項(第七十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し

行ふべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。)又は第五項の規定により所有者に対し行ふべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第百九条第三項(第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行ふべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第百三十四条第二項(第百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行ふべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行ふものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第百二十条で準用する場合を含む。)及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民

俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意(前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。)を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知する

ことをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画(いずれも変更があつたときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十五条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除について

は、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定(前項において準用する第五十三条の三第一項(前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。))又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。))をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第一百二十条、第二百十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第一百三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第一百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第一百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるもの

を行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(書類等の経由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第十三章 罰則

第九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百三十三条第二項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管

理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第百二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、

又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。))、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。))、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。))、第七十六条の十五(第九十条の十一において準用する場合を含む。))、第百二十九条の五(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第百三十条(第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。))にお

いて準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第百二十七条第一項、第百二十九条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三条の三、第百三十六條又は第百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第百十五条第四項(第百三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

○文化財保護法施行令（抄）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。))を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第百二十一条第二項(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要

があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。)

三 法第五十四条(法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限り。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方

公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限り。))に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限り。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限り。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限り。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限り。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限り。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの

(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。))及び第四項の規定により都道府

県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。))第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。))は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。))第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。))、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(昭四三文令三一・昭五〇文令三三・平一七文科令一一・一部改正)

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○自然公園法（抄）

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りで

ない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)
 - 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
 - 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業(第四十二条の六第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第四十二条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

四 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

○森林法（抄）

第三章 保安施設

第一節 保安林

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 除伐する場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林

に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとともにこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出があつては、第一項第七号に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐

採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

(保安林における択伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる択伐による立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該択伐が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

5 第一項の規定により択伐の届出書を提出した者は、当該届出に係る立木を伐採した場合において、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を、当該森林所有者に通知しなければならない。

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間

伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。

(保安林における植栽の義務)

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。ただし、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項又は第三項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合(当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行う当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。)その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(損失の補償)

第三十五条 国又は都道府県は、政令で定めるところにより、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(受益者の負担)

第三十六条 国又は都道府県は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

い。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林水産大臣は国税滞納処分の例によつて、都道府県知事は地方税の滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(担保権)

第三十七条 保安林の立木竹又は土地について先取特権、質権又は抵当権を有する者は、第三十五条の規定による補償金に対してもその権利を行うことができる。但し、その払渡前に差押をしなければならない。

(監督処分)

第三十八条 都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第三十四条の二第一項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

4 都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の四の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。

(標識の設置)

第三十九条 都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

2 農林水産大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

3 前二項の標識の様式は、農林水産省令で定める。

(保安林台帳)

第三十九条の二 都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の保安林台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 保安林台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(特定保安林の指定)

第三十九条の三 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林(当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。)を特定保安林として指定することができる。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつて民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、要整備森林について前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

3 地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下この項において「機構」という。)は、前項の指定を受けたときは、速やかに、同項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る協議(機構にあつては、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号)第十三条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。)の申

入れをするよう努めるものとする。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十の規定は、適用しない。

(平一六法二〇・追加、平二三法二〇・平三〇法三五・一部改正)

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第三十九条の七 都道府県知事が第三十九条の五第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときであつて、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第四十一条第三項に規定する保安施設事業(森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。)を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者(次項において「関係人」という。)は、その実施行為を拒んではならない。

2 都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(保安林に係る権限の適切な行使)

第四十条 農林水産大臣及び都道府県知事は、第二十五条第一項各号に掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものとする。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命に鑑み、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行い、その他保安林の整備及び保全のため必要な措置を講じて、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように努めなければならない。

○森林法施行規則(抄)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基き、及び同法を実施するため、森林法施行規則を次のように定める。

(伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合)

第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 国又は都道府県が法第四十一条第三項に規定する保安施設事業(第七十七条を除き、以下「保安施設事業」という。)、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべ

り防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合

二 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

三 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合

四 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合

五 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

天然記念物
「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落
及び新山溶岩流末端崖と湧水群」
保存活用計画書

令和7年3月18日 発行

発行者 にかほ市教育委員会文化財保護課
〒018-0104
秋田県にかほ市象潟町字狐森 31 番地 1 象潟郷土資料館
電話 0184（43）2005

印 刷 株式会社 自然科学調査事務所
秋田県大仙市戸蒔字谷地添 102 番地 1
電話 0187（63）3424

